

主要先進国における民事裁判手続等の
I T化に関する調査研究業務
報告書

令和2年3月

公益社団法人 商事法務研究会

「主要先進国における民事裁判手続等のIT化に関する調査研究業務」

委員及び担当分野一覧

監	修	山本和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授
第1部イギリス法		杉山悦子	一橋大学大学院法学研究科 教授
第2部アメリカ法		内海博俊	立教大学法学部 教授
第3部フランス法		垣内秀介	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
第4部ドイツ法		青木哲	神戸大学大学院法学研究科 教授

※ 所属等は調査実施当時のもの

目 次

第 1 部	イギリス法	1
第 1 章	はじめに～イギリスにおける公的サービスの IT 化と民事訴訟制度	1
I.	公的機関の情報サービス	1
II.	イギリスにおける民事訴訟制度	1
III.	民事訴訟の IT 化の全体像	2
第 2 章	オンラインの申立て	5
I.	電子処理テスト計画 (Electronic Working Pilot Scheme)	5
II.	CE-File	8
第 3 章	その他のオンライン申立て	15
I.	オンライン金銭請求 (Money Claims Online, MCOL)	15
II.	オンライン占有回復の訴え (Possession Claim Online, PCOL)	18
III.	オンライン離婚 (Divorce Online)	20
第 4 章	電子メールの利用	20
I.	実務指示 5 B	20
II.	家事事件における電子メールの利用	21
第 5 章	オンライン法廷	23
I.	オンライン民事金銭請求テスト (Online Civil Money Claim Pilot)	23
II.	県裁判所オンライン計画 (County Court Online Pilot)	25
第 6 章	法廷における IT ツールの利用	26
I.	ビデオヒアリングテスト計画 (Video Hearing Pilot Scheme)	26
II.	最高裁判所法廷のインターネットによる公開	28
III.	コロナウイルス対策としてのビデオヒアリング	28
第 7 章	本人訴訟 (IT リテラシーの乏しい者) に対する補助	29
I.	裁判所によるサポート	29
II.	裁判所外でのサポート	29
III.	デジタル化は司法へのアクセスを容易にしたのか?	30

第2部	アメリカ法	32
第1章	はじめに	32
I.	調査の概要	32
II.	アメリカ合衆国の民事裁判に関する若干の前提	32
III.	記述の方針	33
第2章	連邦裁判所における民事裁判のIT化	34
I.	概要	34
II.	下級裁判所におけるCM/ECFの利用	34
III.	最高裁判所における電子提出システムの利用	39
IV.	e-法廷関連	39
V.	covid-19への対応	41
第3章	州裁判所における民事裁判のIT化	41
I.	概要	41
II.	電子提出	42
III.	ビデオ会議・電話会議の利用(covid-19対応を含む)	45
第4章	小括	45
I.	電子提出の定着	45
II.	e-法廷に関する一定の慎重さ	46
III.	おわりに	46
第3部	フランス法	47
第1章	はじめに	47
第2章	民事裁判IT化の経緯	47
I.	概要	47
II.	立法の経緯	48
III.	IT化をめぐる議論・準備の経緯等	53
第3章	IT化をめぐる現在の規律の概要	54
I.	各種文書の交換	54
II.	訴訟記録等	58
III.	弁論におけるテレビ会議の使用	59

第4章 システムの運用状況等	59
I. システムの安定性等	59
II. IT化のインパクト、評価等	60
第5章 資料	61
【フランス民事訴訟法典・IT化関連条文対訳】	61

第4部 ドイツ法 74

第1章 ドイツにおける民事裁判のIT化の概要	74
I. 裁判文書の電子化	74
II. ビデオ会議の利用	76
第2章 調査について	76
I. 調査について	76
II. 質問事項	77
1. 民事手続における裁判文書の電子的やりとりについて	77
2. 訴訟記録の電子化について	77
3. ビデオ会議による弁論について	78
第3章 回答の内容	79
I. アーキス法律事務所	79
II. ノルトライン＝ヴェストファーレン州司法省	84
III. デュッセルドルフ地方裁判所	89
IV. ベルリン地方裁判所	90
V. 連邦司法・消費者保護省	94
VI. 連邦弁護士会	98
第4章 調査のまとめ	105
I. 裁判文書の電子化	105
II. 訴訟記録の電子化	106
III. ビデオ会議の利用	107

第1部 イギリス法

一橋大学 杉山悦子

第1章 はじめに～イギリスにおける公的サービスのIT化と民事訴訟制度

I. 公的機関の情報サービス

本報告書の目的は、イギリス（イングランド・ウェールズ地方。以下、特に断りがない限り、両地方を指してイギリスと呼ぶことにする。）における民事訴訟制度のIT化の全体像を提供することである。

イギリスにおいては、2012年から、政府のサービスや情報に対して、公衆が簡易、明確かつ迅速にアクセスできることを目的としたデジタルサービスサイトが1つにまとめられ（gov.uk）、そのサイトから、各種行政サービス、司法サービスを提供する政府機関のウェブサイトへアクセスすることが可能となっている。司法に関する情報も、「犯罪、司法、法律（Crime, justice and the law）」のページにまとめられる。その中の「裁判所、刑事手続、審判所（Courts, sentencing and tribunals）」から裁判所に対する諸々の申立てに関する情報（法的扶助に関する申立ても含む）を得ることが可能となっている。

II. イギリスにおける民事訴訟制度¹

イギリスにおいては、民事事件の第一審は高等法院（High Court）と県裁判所（County Court）に競合的に管轄があり、上訴は控訴院（Court of Appeal）で扱われ、控訴院からの上訴は最高裁判所（Supreme Court）で扱われる。

高等法院は、女王座部（Queen's Bench Division）、大法官部（Chancery Division）と家事部（Family Division）に分かれ、民事事件は女王座部と大法官部で扱われる。このうち、大法官府では、エクイティ裁判所が伝統的に担ってきた信託、知的財産、倒産などをめぐる専門的な事件が扱われる女王座部においては、一般的なコモンローの事件、すなわち、一般的な民事事件に加えて、行政事件、商事事件など一般的な事件を扱うが、その中には、商事裁判所、家事裁判所、技術建築裁判所といった特別裁判所もある。大法官部、商事裁判所、技術建築裁判所、巡回商事裁判所、海事裁判所をまとめて、商事財産裁判所（Business and Property Courts, B and PCs）²と呼んでいる（CPR, r.57A.1）。

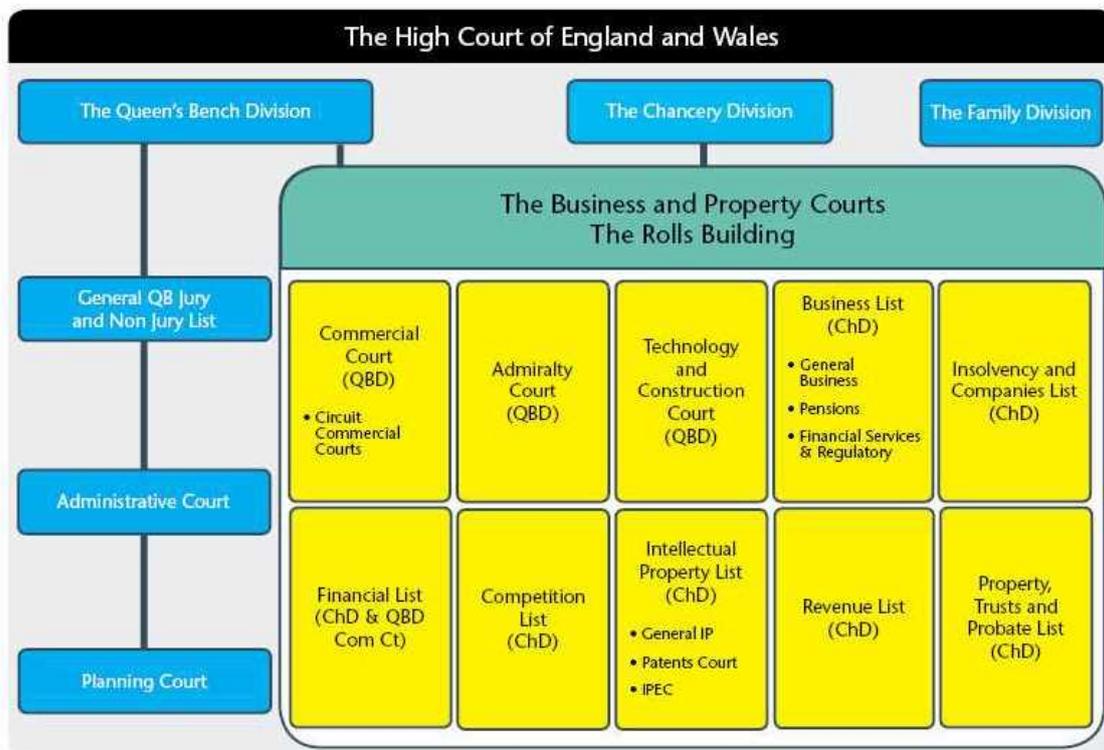
¹ 以下のイギリスの民事訴訟制度の概要については、溜箭将之『英米民事訴訟法』（東京大学出版会、2016年）5頁以下参照。その他、長谷部由起子『変革の中の民事裁判』（東京大学出版会、1998年）、我妻学『イギリスにおける民事司法の新たな展開』（東京立大学出版会、2003年）も参照。

² <https://www.gov.uk/courts-tribunals/the-business-and-property-courts>, last visited on March 30, 2020.

家事部では、婚姻、離婚、夫婦財産、親子などの家事関係の事件が扱われる³。

比較的複雑で専門的な事件を扱う高等法院と対照的に、県裁判所では相対的に訴額が小さい訴訟が扱われ、大半の民事事件は県裁判所で扱われている⁴。高等法院と管轄が競合する事件もあるが、10万ポンド以下の事件、人身傷害に関する損害賠償事件で5万ポンド未満の事件は県裁判所のみで管轄がある（Practice Direction (PD)7A, para2.1, 2.2）。また、訴額が1万ポンド以下の事件は少額訴訟トラック、1万から2万5000ポンド以下の事件は迅速トラック、2万5000ポンドを超える事件はマルチトラックで取り扱われる（CPR Part 27-29）。

【図 1】 高等法院⁵



III. 民事訴訟の IT 化の全体像

1. 民事訴訟の改革

ウルフ卿による民事訴訟制度の改革提案では、最優先とされる目的が、裁判の公正さと均衡性（proportionality）であり、その後ジャクソンによる改革後でもこの目的は維持されている（CPR r.1.1(1)）⁶。この目的に沿うよう、2016年から、英国裁判所審判所庁（Her Majesty’s Courts and

³ <https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/family-law-courts/>, last visited on March 30,2020.

⁴ <https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/county-court/>, last visited on March 29,2020.

⁵ <https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/high-court/> last visited on March 30,2020.

⁶ 溜箭・前掲注 1)5 頁。

Tribunal Service, HMCTS)によって、10億ポンド規模で裁判手続に新しい技術を導入してこれを現代的なものとする改革のプロジェクトが開始された⁷。このプロジェクトには以下のものが含まれる。

2. 民事、家事事件に関するプロジェクト⁸

民事、家事事件において、公正かつ迅速な解決のサポートのためのデジタルサービスを提供するプロジェクトが行われてきた。このプロジェクトは、将来的にはオンラインコートの実現も目的とするものである。具体的には、調停を増やす一方で尋問を減らしたり、非効率な書類ベースのシステムをデジタルシステムへと置き換えていくものであり、以下のようなプロジェクトが進められてきた。ただし、プロジェクトの中には期間が延長されたものもある。

- **Divorce Online** : オンライン離婚制度。婚姻関係等を解消したい者が、離婚や婚姻無効の申立てをオンライン上でできるようにする制度。2016年4月から2019年10月まで。
- **Probate Online** : オンライン遺言検認制度。2016年4月から2019年10月まで。
- **Social Security and Child Support** : オンラインでの社会保障と児童支援の申立て。2016年4月から2019年11月まで。
- **Civil Money Claim** : 後述(第5章I.)。2016年4月から2019年11月まで。ただし、2021年11月30日まで延長して、さらなるITテストなどが行われる。
- **Royal Courts of Justice および Upper Tribunals** : High Court、Court of Appeal、Upper Tribunals、Employment Appeal Tribunal、Regional Business and Property Court、District Registries におけるデジタルケースマネージメントの導入。2016年10月から2020年7月まで。
- **Family public law and adoption** : すべての Family public law と adoption の事件の開始と管理をオンラインで行う。2017年9月から2020年8月まで。
- **Immigration and Asylum Chamber** : 移民、難民申請のオンラインやビデオでの解決。2017年12月から2020年9月まで。
- **Civil enforcement and possession** : 民事執行制度を見直し、より情報発信をして執行の成功を高める改革。ガイダンス、簡易な手続、効率性を上げるためのデジタルシステムの導入などが含まれる⁹。迅速化された Possession claim の手続もデジタル化する。2018年1月から2021年7月まで。
- **Tribunal Project** : 2019年11月から2021年11月まで。
- **Family private law** : Private family law のケースをオンラインで解し、管理できるようにするシステムを導入。2020年9月から2022年3月まで。

⁷ <https://www.gov.uk/guidance/the-hmcts-reform-programme>, last visited on March 30,2020. プロジェクトは2023年まで延長されている。

⁸ <https://www.gov.uk/guidance/hmcts-reform-programme-projects-explained>, last visited on March 30,2020.

⁹ なお、後掲 Briggs Report においても執行手続のIT化が推奨されている (para10.22-1.24)。

3. 分野横断的なプロジェクト

分野横断的なプロジェクトもあり、その中には以下のように IT 化に関連するものもある。

- **Video hearing** : 裁判所外でのデジタル環境でのヒアリングを実行する。電話会議の改善も含まれる。
- **Assisted digital** : デジタルキャパシティが限られていたり、デジタル上で情報へのアクセスができない公衆（本人訴訟も含む）へのサポートを提供するプロジェクト。サポート方法には、ウェブチャット、電話、面前のものも含まれる。
- **Bulk scanning and printing** : 国のプリント、スキャンのキャパシティをサポートするシステムや手続。2016年9月から2019年12月まで。

4. 民事訴訟の IT 化の流れ

このように様々なプロジェクトが立ち上げられてきたが¹⁰、民事訴訟手続の IT 化については以下のような形で進められてきた。そもそも、イギリスの民事訴訟を規律するのは、民事訴訟規則（Civil Procedure Rules（CPR））及び実務指示（Practice Direction（PD））であるが、民事訴訟規則を改正するには議会の承認が必要となるため、テスト（Pilot）を行うために民事訴訟法を改正し、それに基づき裁判所内で委員会を立ち上げ、一部の事件について短期間のテスト計画（Pilot Scheme）を実施する実務指示を作成し、その成果を踏まえて、試行の範囲内で、システムの変更を行ったりしてきた¹¹。

以下では、イギリスで進められてきた IT 化に関する様々なプロジェクトのうち、民事訴訟制度に関するものを中心に紹介する。具体的には、電子システムを用いたオンラインによる申立てや文書提出、電子メールを使った申立てや文書提出に関する民事訴訟規則、実務指示や実際の運用と合わせて、事件管理（case management）、記録の閲覧に関する規律や運用を紹介する。加えて、オンライン法廷に関する民事訴訟規則、実務指示や実際の運用、その他法廷における IT ツールの利用、IT 化に伴う本人訴訟のサポートのあり方を紹介する。特に本人訴訟のサポートが必要となる家事事件についても IT 化が急速に進められているが、本報告書での紹介はその一部にとどまるものである。

¹⁰ HMTCS のプロジェクトの一環であるかは明らかではないが、人身傷害の損害賠償請求については、2016年9月より10のソリシターの事務所でオンライン申立て等を可能にするクローズドベータ版のサービスが利用されているようである（<https://www.gov.uk/government/news/hmcts-hosts-3rd-annual-public-user-event>, Modernising the Courts and Tribunal Service, last visited on March 30, 2019）。

¹¹ 現地調査の結果、実務通達がなくても裁判所内でプロジェクトが進められている場合もあり、また将来的には民事訴訟法を改正する方向で進められる可能性も示されていた。

第2章 オンラインの申立て

I. 電子処理テスト計画 (Electronic Working Pilot Scheme)

オンラインシステムを用いた申立てについては、民事訴訟規則 5.5 条¹²、7.12 条¹³、51.2 条¹⁴に基づく実務指示 510 に基づくテスト計画である。

1. 実務指示 (PD) 510 の適用範囲

まず、実務指示 510 の概要から説明する。この通達は、電子処理テスト計画 (Electronic Working Pilot Scheme) を規律するものである。プログラムの期間は 2015 年 11 月 16 日から 2021 年 4 月 6 日までであり¹⁵、ロンドンの Rolls Building (後述 II. 3. (1)) で導入され、その後、2019 年 1 月 1 日からは中央裁判所女王座部本部 (The Central Office of the Queen's Bench Division at the Royal Courts of Justice)、2 月 25 日からは商事財産裁判所地方登録所 (Business and Property Courts District Registries)、10 月 7 日からは上級法院費用部 (Senior Courts Costs Office) でも導入されるようになっている (PD510, para.1.1(1)(b)(c))。さらに、この電子処理は The Insolvency (England and Wales) Rules 2016 (IR2016), r.1.46¹⁶における裁判所に対する文書の電子送信の方法としても認められている (PD510 1.1(2))。

電子処理システムは、365 日 24 時間、通常の裁判所の開廷日以外や、土日、法廷祝日においても、手続の発効 (issue) や書類の提出 (file) を可能にするための制度である。ただし、システムのメンテナンスやアップグレードのための計画的なダウンタイムや、システムエラーなどによる非計画的なダウンタイム時などには使うことができない (PD510 para.2.1)。

本人訴訟の当事者 (Litigant in Person, LIP) であってもこのシステムを使うことができるが、弁護士 (legal representative) については、Rolls Building では 2017 年 10 月 1 日より、中央裁判所女王座部本部については 2019 年 7 月 1 日より、商事財産裁判所地方登録所では 2019 年 4 月 30 日より、上級法院費用部では 2020 年 1 月 20 日より、このシステムを利用することが義務付けられている (PD510 paras 2.A2, 2.2A, 2.2C, 2.2E)。

¹² ファックスや他の電子的方法によって裁判所への文書の提出を可能にする規定を実務指示に置くことができる旨の規定。

¹³ 原告が訴え提起を電子的に行うことができる旨の規定を実務指示に置くことができる旨の規定。

¹⁴ 実務指示の修正に関する規定。

¹⁵ プログラムの期間は実務通達の改正によって数回延長されてきた。

¹⁶ CPR、PD で明示的に許可される場合を除き、原則として裁判所に電子的方法で文書を送ることはできない (IR r.1.46) が、PD510 は許可される場合に該当する。なお、同規則によると、文書を電子的に送る要件は、相手方が明示又は黙示に同意をし、送付前に同意を取り消さず、電子アドレスを知らせていること、特定の事件について同意をしていることであり、日常的に office-holder と電子的なやり取りがあれば同意が推定される (r.1.45)。Office-holder による電子的な文書の送付 (r.1.48)、ウェブサイトを使った文書の送付や通知 (r.1.49, 1.50) や、電子投票 (r.15.4) も認められている。なお、債務者はオンラインでの破産申立てが義務付けられ (<https://www.gov.uk/apply-for-bankruptcy>)、債権者のオンライン申立てが可能である (<https://www.gov.uk/apply-to-bankrupt-someone/apply>, last visited on March 30, 2020)。

2. 電子処理の開始

このシステムを利用して文書を提出するには、当事者は、英国裁判所審判所庁が設置したウェブサイトアクセスし、アカウントを登録してログインし、新規事件の詳細を入力するか既存の事件の詳細を利用するかし、適切な文書をアップロードし、適切な費用を支払ったりすることが必要である (PD510 para.2.3)。

これらの裁判所で発行された訴訟は、裁判所で、電子事件ファイル (the electronic working case file) として保管される (PD510 para.2.4)。

3. 電子処理とその他の提出方法

電子処理システムで提出された文書は、原則として他の方法で提出してはならない (PD510 para.3.1)。電子処理システム以外で開始した訴訟についても、文書を PDF にすることにより、電子処理システムで開始した訴訟として進めることができる (PD510 para.3.2)。途中から電子処理システムへと変更するには、裁判所が文書のコピーに押印 (seal) し¹⁷、当事者が費用を支払い、当事者に PDF を提出させるか、スキャンして PDF として電子事件ファイルに保管し、その後当事者が電子処理システムを使って提出することが必要である (PD510 para. 3.3)。裁判所はスキャンを拒むこともできる (para.3.4(1))。電子メールでの文書の提出は原則として認められないが、裁判官らが許可した場合は別である (PD510 para.3.4(2))。ただし、遺言書、検認の付与、検認文書の証拠など、原本の提出が求められる場合は、電子処理システムを使うことができない (PD510 para.3.5,Changery Guide 6.18)。

電子処理システムを用いて文書を提出した場合であっても、当事者は原本を保管して、相手方から求められた場合や裁判所が命じた場合、いつでも調査に応ずるようしておかなければならない (PD510 para.4)。

電子処理システムによって提出する文書は、裁判所によって別の命令がされない限り、原則として 1 つのファイルで PDF 形式、50MB 以下で記載内容を明示したファイル名で提出する (PD510 para. 5.1)。

電子処理システムを通じて文書を提出すると、文書が提出され、裁判所による審査を経ている旨の「受領」通知が自動的に送られる (PD510 para. 5.3(1))。裁判所職員は提出されたファイルが逆さであったり、不完全であったりする場合には、ケースファイルに入れることを拒むことができる。その場合でも受領したことにはなるが、当事者はスタッフの指示に従い再度ファイルをアップロードしなければならない (同 (2))。費用の支払いが必要な場合は、電子処理システムを通じて費用の支払いをした日が提出日とみなされる (PD510 para.5.4(1))。

4. 費用の支払い

電子処理システムを用いて文書を提出する場合、費用の支払いが求められる際には、オンラインでクレジットカードないしは、デビットカードによる支払いか、HMTCS で指定された支払方

¹⁷ 押印は黒であり、それに倣って Rolls Building での書類に用いられる印も黒色に統一された (Chancery Guide 6.14)。

法(account with the court service¹⁸)の方法によって支払う (PD510 para.6.1(1))¹⁹。ただし、倒産手続が開始してオンラインの支払いが禁止されている場合には、申立て後 1 週間以内に裁判所に小切手等の支払方法を郵送しなければならない(同(3))。法律扶助の申し込みをする予定がある、あるいは申込みをした当事者は裁判所に事前に通知しなければならない (PD510 para.6.2)。

5. 提出後の手続

裁判所が訴状を発給したり、電子処理システムで提出された文書で開始した申立てを発給して裁判所に受け付けられた場合、費用が支払われた日をもって、裁判所により電子的に押印がされる (PD510 para.7.1)。

裁判所は、当事者の電子処理システムのオンラインアカウントに、押印して発給した訴状(claim form)等を電子的に返却し、当事者に対して送達できる状態にある旨の通知をする (PD510 para.8.1)。原則として、電子処理システムを通じて当事者が提出した文書や、裁判所が発給した文書で送達が必要となるものは、裁判所ではなく当事者が送達をする (PD510 para.8.2)²⁰。

6. 送達方法

イギリスにおいては、送達は、人的送達(personal service)の原則が採用されている(CPR Part6, r.6.5)。通常は第一種郵便(first class mail、速達)やドキュメントエクスチェンジ(DX)で行われるが(PD6A paras 2.1, 3.1)、UK 内では、ファックスや電子メールによる送達も認められている(CPR r.6.3, PD6A para.4.1)。ただし、当事者やソリシターが事前に書面でファックスや電子メールによる送達を受ける旨と、ファックス番号やアドレスを示した場合 (PD6A para.4.1)。当事者が電子メール等で送る場合、相手方当事者にファイル形式など条件を確認しなければならない (para.4.2)。この場合、加えてハードコピーを送ることは不要とされる(para.4.3)。

7. 手続の移行

電子処理システムによって開始された手続は、他の手続に移行することもあるが、移行後は文書を電子処理システムを通じて提出することはできない (PD510 para.9.1)。英国裁判所審判所庁が、文書を移送先の裁判所が使えるようなアレンジをする (PD510 para.9.1(1))。電子処理システムを使わない手続から使う手続に移行する場合には、移行後提出される文書は電子処理システムを用いて提出され、また、これまでに提出された文書は PDF に変換される (PD510 para.9.3)。

8. トライアルバンドル、訴訟管理 (case management) 等

当事者が命令等の申立てなどを電子処理システムで行い、ヒアリングが要求される場合には、当事者は裁判所に申立てバンドル (application bundle) を提出しなければならない。これは、電

¹⁸ <https://www.gov.uk/government/publications/form-fee-account-application-form-fee-account-customer-application-form>, last visited on March 30, 2020.

¹⁹ オンライン以外の申立てにおける費用の支払いは、裁判所に赴いてクレジットカード、デビットカード、現金、小切手で支払うか、裁判所に小切手を郵送する。 <https://www.gov.uk/court-fees-what-they-are> <https://www.gov.uk/court-fees-what-they-are>, last visited on March 30, 2020.

²⁰ CPRr.6.4 では原則として裁判所が送達することとなっている。

子形式で行うこともできるが、別の命令がない限りは、紙によっても行わなければならない。このバンドルには、申立ての通知 (**application notice**)、申立てで提出された証拠を含め、特に規定がなければ、ヒアリングの3日前までに提出されなければならない (**PD51O paras10.1, 10.2**)。申立てバンドルの電子コピーも、電子処理システムを通じて提出されなければならないし、1本の **PDF** 形式のファイルで付箋を付けて提出しなければならない (**para.10.3**)。

事件管理や費用管理のバンドルも電子処理システムで提出できるが、紙での提出も必要とされる (**PD51O para.11.1, 11.2**)。

電子処理システムで提出された文書等にも、真実性の陳述 (**statement of truth**) による検認 (**verify**) の規定は適用される (**PD51O12, CPR22** 等)。

トライアルバンドルは紙の形式で裁判所にファイルされる (**PD51O para.13.1**)。裁判所が命令すれば電子版でのトライアルバンドも提出しなければならず (**para.13.2**)、その場合、電子コピーは、判決言渡し後2か月裁判所で保管された後削除される (**para.13.3**)。

9. 記録の閲覧

ウェブサイトや当事者のオンラインアカウントを通じての閲覧に加え、訴訟の当事者（倒産手続は除く）やその代理人は、裁判所の端末において電子記録を閲覧したり、電子記録ファイルに含まれる文書の電子コピーを得る権限を有する (**PD51O 14.1**)。

Strand と **Rolls Building** の中央裁判所の公共のキオスク端末において、当事者でない第三者も電子記録を閲覧して、公開で利用できるものか判断することができる²¹ (**PD51O para.15.1**)。第三者にも利用が可能な文書のコピーを得たい者は、コピーの申込フォームに記載をして費用を支払わなければならない (**para.15.2**)。文書のコピーを得ることができる者は、裁判所に電子コピーを電子メールで送るよう求めることができる (**para.16**)。

10. セキュリティ

英国裁判所審判所庁が、電子的に通信されたり保存される情報のセキュリティ保護のために必要な措置をとることができる。例えば、カスタマーIDとして電子メールアドレスの入力やパスワードの入力を求めたりすることである (**PD51O para.17**)。

II. CE-File

1. CE-File とは

実務指示 510 にしたがって、実際に裁判所で採用されているシステムが、**CE-File** と呼ばれるものであり²²、新しい電子ファイリングと事件管理システムを提供している。このシステムを使うことにより、当事者や代理人は、オンラインで訴え提起、反訴や訴え提起前の申立て等をしたり

²¹ **CPR r.5.4B** によると当事者は訴訟記録の閲覧、コピーを認めており、**r.5.4C(1)**では、当事者でない第三者は、**statement of case**（請求原因及び事実に関する陳述書）のコピー（添付されたものは除く）と、公開された判決や命令のコピーを得ることができる。

²² **Chancery Guide 6.1**, <https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/high-court/the-rolls-building/e-filing/>, last visited on March 30, 2020.

(Chancery Guide 6.10)、訴状、答弁書等を提出したり、オンラインで費用を支払ったり、事件を検索して記録のコピーを注文したりすることができるようになり、裁判所側もオンラインで事件管理をすることが可能になる。事件管理（当事者や代理人情報、進行状況、次回期日、書類提出、受領の確認等）も、CE-File を用いて可能である。ただし、今のところ事件管理を閲覧することができるのは裁判所職員、裁判官に限定され、当事者、代理人からは閲覧することができない²³。

CE-File は、ロンドンにある Rolls Building では、大法官部で 2014 年 10 月から、技術建築裁判所で同年夏ごろからテストを開始して 11 月から導入、商事裁判所で 2015 年 6 月から導入されており、現在では倒産、会社事件等、Rolls Building 内におけるすべての裁判所で使われるに至っている。また、利用される裁判所も拡大されてきており、Rolls Building 以外の商事財産裁判所、上級法院費用部、中央裁判所の女王座部（Queen's Bench Division at the Royal Courts of Justice）や上級法院費用部における請求や上訴においても用いられている²⁴。

システムを開発するにあたっては、複数のソフトウェアを比較検討した結果、トムソン・ロイター社によるソフトウェアを用いるに至っている。導入に当たっては、まずはシステムを導入した上で、裁判所での利用に適するように試行錯誤を繰り返して調整してきたようである。時折システムの動きが遅いこともあるが、大きなシステムダウンの経験はないようであり、かつ、導入時に比べて処理も早くなり、使い勝手がよくなっているようである²⁵。

2. ユーザー側から見た CE-File の使い方²⁶

CE-File システムを使うには、まず、E-Filer としてアカウントを作成、登録することが必要である。個人情報を提供すると登録が完了し、ユーザー名とパスワードを受け取るので、これらを用いてログインしてシステムを使用することができる。

²³ 将来的には、当事者、代理人からも訴訟管理を見ることができるようになり、そしてすべての人が一つのシステムで作業できるように検討しているようである（Rolls Building での調査）。

²⁴ 2019 年 10 月末の段階で、33265 人が登録、300407 ケースが扱われている。 <https://www.gov.uk/government/news/hmcts-hosts-3rd-annual-public-user-event>, last visited on March 30, 2020.

²⁵ Rolls Building やロンドンの Humpries Kerstetter 法律事務所等における現地調査による。

²⁶ <https://www.gov.uk/guidance/ce-file-system-information-and-support-advice>, last visited on March 30, 2020.

【図 2】 ログイン場面(ユーザーズガイドより)

Login

E-mail (Username)

Password

Login

[Forgot Password?](#)
[Register as an E-Filer](#)
[E-Filing Terms & Conditions](#)

C-Track™ E-Filing, developed by Thomson Reuters Court Management Solutions

【図 3】 ユーザー登録場面 (ユーザーズガイドより)

HM COURTS & TRIBUNALS E-FILING SERVICE

E-File Registration

User Information

Prefix

Last Name* McGilloway

First Name* Mary

Middle Name

Suffix

E-mail (Username)* mgilloway@thomsonreuters.com

Password*

Confirm Password*

Type of User Account* Self Representer
Self Representer
Solicitor

Contact

Phone* 0207 670 4649 Alternate e-mail

Address

Line 1* 7 Rolls Building

新たに訴えを提起したり、文書を提出する場合には、‘Create filing’をクリックする。新たに訴えを提起する場合には、New Case を選択し、裁判所を選択し、当事者情報等を入力する。後者の場合には、事件を選択し、提出する文書の説明をして Word 形式か PDF 形式で文書をアップロードする。

【図 4】 新規訴え提起場面 (ユーザーズガイドより)

HM COURTS & TRIBUNALS E-FILING SERVICE

Mary McGilloway

Create Filing

Court Selection

Court* Technology and Construction Court

Filing Category* New Case

New Case

Case Category* This is a required field. TCC

Case Type* Part 7 Claim

Case Subtype* Insurance

Filing Type* Filing

Filing Subtype* Claim Form (Part 7)

Save & Next

【図 5】 当事者情報入力場面(ユーザーズガイドより)

費用はクレジットカード、デビットカード、あるいは、口座引き落としの方法²⁷を用いて支払われる。支払いがされると電子メールで確認の通知が送られる。支払いが適切になされ、申立てが受け入れられれば、事件番号が作成され、それが CE-File 上か電子メールで通知がされる。これが CE-File を使う場合にスクリーンの右上に示される。

【図 6】 CE-File で発給された訴状 (ユーザーズガイドより)

ソリシターの場合には、CE-file での提出が義務付けられており、郵便、DX、ファクス、電子

²⁷ 法律事務所などは通常この講座を有しており、預金があるため、そこから引き落とす形で支払いがされる。

メールでの提出は認められない。

CE-File は裁判所職員によってモニタリングされており、いったん申立てがなされると、提出されたものが迅速にチェック、処理される仕組みになっている。処理に緊急を要する場合には、コメント欄に理由を示して提出をすることができる。

秘密情報が含まれる文書 (confidential documents) については、秘匿の理由 (confidential reason) の欄をクリックして、その理由を選択し、裁判所が秘匿の申出を審査する。秘匿が認められた文書には赤色でハイライトが入れられる。

ファイルが却下されると、その旨を伝える電子メールが送られる。却下の理由は様々であるが、多く見られる却下理由は、形式が不適切であったり、スキャンが不適切、費用の支払いが不十分であることなどである。再提出した場合には、再提出の日をもって押印がされる。

CE-File に添付することができるファイルの最大サイズは 50MB である。それよりも大きい文書を提出する場合には分割して送り、コメント欄にその旨注記する必要がある。

訴状を発効する場合には当事者は、すべての当事者の詳細についてアップデートする必要がある、しなければ発効は却下される。いったん提出したファイルの内容を修正することも認められている。

CE-File を用いて事件記録の検索をしたり、コピーを請求することも可能である。検索は有料であり、検索時間 15 分毎に課金がされる仕組みとなっている。ただし、記録の閲覧、コピーは申し込みをして、裁判所の許可を得ることによって可能になる。

システムのセキュリティ管理は、ロイターズ社にゆだねられている。

3. Rolls Building での利用

(1) Rolls Building²⁸とは

Rolls Building は、ロンドン市内にあり、大法官部、商事裁判所、技術建築裁判所を備える現代的な建物であり、金融、ビジネス、財産に関する紛争解決に特化した世界最大の専門的なセンターであるといわれる。

建物内には 31 の法廷、55 のコンサルテーションルームがあり、ビデオカンファレンス設備を備えた法廷もある。建物内では Wi-Fi を利用することが可能であり、当事者は自らの IT 機器を用いて、証拠を電子的に提示することなどが可能である。

法廷内では、正面に裁判官席が高い位置にあり、当事者席は横長のテーブルに原告と被告が左右に並び、裁判官席に向き合う形で配置されている。裁判官席及び、当事者席にもスクリーンが置かれているが、実際に利用されている例はそれほど多くないようである。実際に利用された法廷においては、当事者が弁論で引用する訴訟記録の該当ページが映し出されるような使われ方がされていた²⁹。代理人らは法廷にノートパソコン、タブレット等を持ち込むことが認められており、裁判官の中にはパソコンやスクリーンを閲覧する者も見られたが、実際には紙の資料 (いわ

²⁸ <https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/high-court/the-rolls-building/>, last visited on March 30, 2020.

²⁹ 実際に傍聴した事件のうち、Technology and Construction Court においては、裁判官席にも複数のスクリーン、当事者席にも多数のスクリーンが置かれ、訴訟資料が適宜映し出されていた。ただし紙のバンドルは裁判官席にも当事者席にも置かれていた。

ゆるヒアリングバンドル)に基づいて弁論が進められる例が多くみられた。法廷には紙の資料を入れた大量のボックスがカートで搬入されて、当事者席や脇の本棚などにファイルが並べられている例が多くみられた。Rolls Building に入館する際にも、カートは通常のセキュリティゲートとは別の入り口から搬入されるが、期日のたびに搬入する負担を軽減するために、いくつかのカウンセリングルームがバンドルの保存のために有料での貸出しに供されていた。また、これらの資料は当事者の責任で管理するものであり、事件が終了した後は、当事者の責任で搬出する旨の注意書きが各法廷に貼られていた。

(2) CE-File 等の導入と浸透、実情³⁰

CE-File が導入される以前は、紙での文書の提出、手作業による管理が行われ、コンピューター化もされておらず、court form も統一的なものではなかった。また、IT の専門家が配属されているわけではなかったが、IT に関心のある裁判所職員や IT 化に意欲のある職員を募り、システム開発に関与させて、試行錯誤の末、ユーザーが使いやすい方向への修正を繰り返して現在のシステムに至ったようである。

CE-File の利用が浸透するように、裁判所内では、職員に対しては定期的にミーティングを開催して教育を施したり、裁判官に対してデモンストレーションをしたり、ワークショップを開催したりして教育を施していたようである。また、法律事務所などでもデモンストレーションをして制度への理解を広めていったようであった。ユーザーのためには、詳細なガイドを準備したり、YouTube で利用方法を説明するなどしており³¹、また、本人訴訟の当事者については、裁判所内にパソコンやスキャナを置いたり、デモンストレーションをするなどして、CE-File の利用をサポートしてきた。

CE-File の導入に際しては、裁判所職員からは、仕事を失うのではないかとという抵抗もあったようであるが、実際には異動、配置換えこそあれ、職員の働き方が良い意味で大きく変わったようである³²。例えば、CE-File の事件管理システムを用いることで、裁判所職員と裁判官との間で、書類の処理や記録の閲覧の確認等をしたり、アラートシステムを用いて連絡を取るなどして、迅速に事件処理ができるようになってきている。また、当事者や代理人も CE-File を通じて事件の進捗状況、提出書類の処理状況を把握することができたため、裁判所への問い合わせが大幅に減少したようであった。

システムダウンなどの大規模なアクシデントは経験がないようであったが、オンラインでの提出ができない小さなアクシデントはあり、緊急を要する場合には、紙で提出させてスキャンをしたり、電子メールで提出させるなどの対応をしてきたようである。

本人訴訟の場合で、スキャンができないような場合には、裁判所職員がこれに代わってスキャンをするなどの手助けをしていたようであった。実際にも Rolls Building 内には、緊急にスキャンを要する者などに対して機器を提供する部屋があり、また、ロビーに複数コンピューターが置かれて、CE-File を利用したり検索等をしたりすることが可能になっていた。その他、本人訴訟向けの CE-File の使い方セミナー、バリスターとの相談などのための部屋が用意されていた。

³⁰ Rolls Building での現地調査、職員へのインタビュー結果などによる。

³¹ <https://www.youtube.com/watch?v=WA6RNkwF3Gw&feature=youtu.be>, last visited on March 30, 2020.

³² Rolls Building 内は、他の裁判所と比べると、職員も利用者も少ない印象であった。

(3) CE-File の評価と課題

CE-File のシステムそのものは、導入当時より改善されており、365 日 24 時間書類の提出が可能になることで利用者にとっても便利な制度となっており³³、裁判所側からも、迅速かつ効率的な事件処理が可能になるといった良い評価が聞かれる。現在のところ、裁判官のダイアリーのような事件管理システムについて裁判所職員側からしか閲覧できない状態になっているが、当事者側からも閲覧できるようになればさらに使い勝手の良いシステムになるように思われる。

他方で、CE-File により文書を電子的に提出することが可能であるとしても、依然として膨大な量の紙のバンドルの提出が必要となっているのは、当事者にとってはかなり負担のようであった。電子バンドルの利用の試みもなされているようであるが³⁴、バックアップのための紙のバンドルはしばらく残りそうである。

CE-File も本人訴訟の場合には利用が義務付けられており、また、裁判所により扱いは異なるものの、Rolls Building では古い紙ファイルをすべてスキャンするという取り扱いはしていないようであり、電子ファイルと紙のファイルが併存する非効率な状態になっている点は今後克服していく課題であるように思われた³⁵。

4. その他の裁判所における CE-File の利用

(1) 女王座部における運用³⁶

中央裁判所施設の女王座部（行政裁判所）が、CE-File システムを 2019 年 1 月から導入し、2018 年 11 月 17 日以降の請求と上訴、文書の提出はこのシステムを通じて行うこととされ、それ以前に提起された請求についても CE-File に統合されることになる。CE-File のすべての過去の請求については、新しいスタイルの番号が付される。

請求と上訴は可能な限り CE-File で管理され、裁判所に提出されたすべての文書はスキャンされて電子ファイルとされ、事件管理も電子ファイルで行われる。ただし、文書の量により実際的でない場合は別である。紙での文書提出が求められる場合にはバンドルの形で提出されるが、裁判所は CE-File で管理する請求については紙のファイルは保存しない。ただし原本の提出が求められる場合、別に保存がされる。

文書が秘密命令、匿名命令の対象となる場合には、当事者は申請時に理由を示し、匿名命令が出された場合には、当事者は文書を提出する際、編集された文書のコピーを提出することが必要となる。

すべてのヒアリングにおいて、ハードコピーのヒアリングバンドルが必要となる。これがなければ期日が延期される。ハードコピーを提出する責任があるのは申立人であり、これは本人訴訟

³³ 実際に傍聴した事件の中には、ヒアリングの前日夜に文書が提出され、裁判官も相手方当事者も十分に検討ができないという問題もあった。

³⁴ ロンドンの *Humphries Kerstetter* 法律事務所でのインタビューの結果、電子バンドルのみの利用を試みた裁判官はいたが、証人尋問の際に記録の特定の箇所を引用したような場合、関係者全員が同時に同じ個所を閲覧することができないなどの問題があり、紙のバンドルを使う場合よりも審理に時間がかかったという例が紹介された。また、電子バンドルの作成を請け負う業者もあるようであった (<https://www.opus2.com>)。

³⁵ *Civil Courts Structure Review : Final Report by Lord Justice Briggs(2016) para6.15.*

³⁶ 51OPN.2 of Senior Master Practice Note, *The Electronic Working Pilot Scheme*, Queen's Bench Division, CIVIL PROCEDURE I, THE WHITE BOOK SERIES (2019), p.1670-71.

の場合でも原則として同様である。両当事者で協力してヒアリングの 2 日前までにバンドルを提出しなければならない。

ヒアリングバンドルは原則としてヒアリングから 7 日以内に当事者によって回収されなければならない。従わなければ裁判所によって処理される。

(2) 商事財産裁判所での使用例

2019 年 2 月 25 日より、CE-File システムの利用は、ロンドン以外の商事財産裁判所においても利用が拡大された。利用されている裁判所のある地域は、バーミンガム、ブリストル、カルディフ、リーズ、リバプール、マンチェスター、ニューカッスルである³⁷。

そのうちのバーミンガムの裁判所³⁸においても、CE-File の利用が浸透しており、職員が常に CE-File をモニターしており、提出された書類に不備があるかチェックをして承認、却下の判断をしたり、裁判官にアラートの通知を出したりしていた。CE-File の利用状況については明確な数字はないが、CE-File を扱う裁判所職員の印象によると、弁護士については、CE-File の利用が義務付けられているものの、すべてのソリシターが CE-File に登録しているわけではなく、どの程度のソリシターが実際に CE-File を利用しているのかは明らかではない。また、本人訴訟の当事者については、CE-File を利用するのは、半分以下くらいのものであった。

ただし、Rolls Building と異なり、事件管理については十分に対応できておらず、例えばヒアリングテーブルは自動的に作成されるのではなく、職員が手作業で入力、作成しなければならない。

紙のヒアリングバンドルが利用されているのも Rolls Building と同じであった。ただし、過去の記録も含めてスキャンをして電子ファイルとして保存するか否かは裁判所の運用にゆだねられており、バーミンガムではスキャンをすることはせず、紙の資料が裁判所内の保存庫などで保存されているようであった。

第 3 章 その他のオンライン申立て

1. オンライン金銭請求 (Money Claims Online, MCOL) ³⁹

1. オンライン金銭請求とは

オンライン金銭請求とは、実務指示 7E に基づいて、一定額以下の訴額の訴訟について、オンラインを通じて訴状の発給を求めたり、電子的に文書を提出したり、判決を求めたりすることのできる制度である (PD7E para. 1.1)。オンライン金銭請求によって開始した請求は、原則として

³⁷ <https://www.judiciary.uk/announcements/electronic-filing-in-the-business-and-property-courts-outside-of-london/>, last visited on March 30, 2020. 実際には 2019 年 1 月よりテストがされているようである。

³⁸ 2018 年 3 月には、HMTCS により、812 万ポンドを投入して、バーミンガム民事私法センターを「a prime example of the future of our courts and tribunals (裁判所の将来の最初の例)」とする旨の発表がなされた。具体的には、オンライン申立てや刑事事件での被害者の遠隔機器での尋問等を勧めることである (<https://www.gov.uk/government/news/transformation-of-birmingham-civil-justice-centre-the-future-of-courts-and-tribunals>, last visited on March 30, 2020)。

³⁹ <https://www.gov.uk/make-money-claim>, last visited on March 30, 2020.

ノーサンプトンにある県裁判所ビジネスセンター (County Court Business Centre) で発給され、手続が進められる (PD7E para.1.4) ものであり、マニュアルの場合と比べて迅速な処理を可能にするものである⁴⁰。

オンライン金銭請求を用いると、原告は、英国裁判所審判所庁のウェブサイトを通じて電子的に訴状の発給を求めることができ、さらに、欠席裁判 (judgment in default) や一部または全部の認諾裁判 (judgment on acceptance of an admission of the whole of the amount claimed)、管理令状 (warrant of control) の発給、請求の進捗の電子記録の閲覧請求を電子的に求めることができる (PD7E para.1.2)。また、被告も、送達を受領、一部の自白、抗弁、反訴等を電子的に提出し、電子記録を閲覧することができる (PD7E para.1.3)。

英国裁判所審判所庁がセキュリティに必要な措置を講ずるのは、PD51O の場合と同様である (PD7E para.2)。

電子的に支払いが求められる費用は、クレジットカード、デビットカード、ないしは英国裁判所審判所庁が認める方法によって支払わなければならない (PD7E para.3.1)。

2. 手続の開始

オンライン金銭請求利用するためにはいくつかの要件を満たす必要がある。例えば、訴額 10 万ポンド以下の特定の金額の英国通貨での支払い (利子、費用を除く) のみを求める場合、CPR の Part7 の手続を用い、当事者については、原告については、子供 (18 歳以下) であること、法律扶助の対象でないこと、送達住所が UK 内にあること、被告については、原則 1 名、君主、子供ではなく、イングランドとウェールズに送達住所を有すること、被告が子供でない (PD7E 4)。

原告は英国裁判所審判所庁のウェブサイトですべての訴状を完成、送付し、電子的に費用を支払うことができる (PD7E para.5.1)。請求の詳細については一定サイズ内 (1080 字以下) でオンラインの請求フォームに含めるか、それとは別に被告に送達しなければならない (PD7E para.5.2)。

オンラインで訴状が受け付けられると自動的に原告に受領通知が送られる (PD7E para.5.3)。

3. 送達

裁判所が訴状を発給する場合には、訴状のプリント版を被告に送達し、原告に発給の通知を送る (PD7E para.5.5)。被告には、英国裁判所審判所庁のウェブサイトにはアクセスするための ID とパスワードも送られる (para.5.6)。訴状は発給後 5 日目に送達されたとみなされる (para.5.7)。

原告は請求の発給後 2 週間以内に、詳細の詳細を被告に送達しなければならない (CPR r.7.4、PD 7 E para.6.1)。さらに、請求の詳細の送達後 2 週間以内に、送達の証明書を裁判所に郵送するかメールで送らなければならない (PD7E para. 6.1)。被告は送達の承認、一部または全部認諾、抗弁、反訴等を、書面のフォームに代えて、オンラインで提出することが可能である (PD7E para.7.1)。オンラインで提出した場合にはハードコピーを追加で送ってはならない (para.7.2)。

⁴⁰ https://www.gov.uk/guidance/hmcts-civil-business-centres-performance-information?_ga=2.62405736.597861109.1584338613-1676020539.1550201878, last visited on March 30, 2020.

Salford の County Court Money Claims Centre では、各申立てに対してマニュアルで一週間ほど処理に時間がかかるところ、即時での処理が可能になっている。

4. 送達後の手続

真実性の陳述によって確認すべき事項についても、オンラインフォームによって処理が可能である (PD7E para. 9)。また、民事訴訟規則上署名が必要な場合はオンラインフォームに名前を入力すれば足りる (PD7E para.10)。

オンライン金銭請求で手続を開始した場合、原告は欠席裁判の申立てあるいは認諾に基づく判決の申立てをオンラインで提出することが可能である (PD7E para.11.1)。令状の発給の申立てと費用の支払いもオンライン上で可能となっている (PD7E para.11.2)。

被告が個人であり、請求が県裁判所のヒアリングセンター (County Court Hearing Center) に送られていない場合に、被告が判決の取消、変更を求めたり、一方当事者がヒアリングが不可欠な申立てをした際には、請求は被告の住所地の裁判所に送られる (PD7E para.12.1)。被告が個人でない場合には県裁判所のヒアリングセンターに送られる (PD7E 12.2)⁴¹。

当事者や代理人は、オンライン金銭請求を用いて請求の状況について電子記録を見ることができる (PD7E para.13)。

5. オンライン金銭請求の利用——ユーザズガイドより

オンライン金銭請求の利用方法の詳細については、ユーザズガイド (Users Guide for Claimants) ⁴²でも示されている。

まず、オンライン金銭請求を利用するに先立って、和解交渉等の訴訟前行動 (pre-action conduct) が勧められている。

その後、実際にオンライン金銭請求を利用する際には、クレジットカード、デビットカードを有すること、UK 内に住所があること、電子メールアドレスがあり、コンピューターとインターネットに常時接続可能であることを確認する必要がある。そして、オンライン金銭請求のウェブサイトでユーザー登録をすると ID が送られてくるのでパスワードを設定して利用を開始することになる。

オンライン金銭請求を実際に使うには、ガイダンスに従い、原告情報、住所を入力した後に、被告情報、人数、住所を入力する。その後、請求 (理由および額) を 1080 字以内で入力し、利息額を入力する。その後内容を確認の上、サイン欄に名前を入力する。なお、下書きは 28 日間保存をすることも可能である。その後、クレジットカードかデビットカードで支払い、レシートは電子メールで確認する。最終的に確定すると、請求が 2 日以内 (実際には自動的に) に発給される。当事者は進捗状況をオンラインで確認することができる。

訴状の発効後、裁判所から Claim Pack が被告に送られる。送達日は、発給から 5 日目となる。被告は、送達日から 14 日以内に応訴をすることが必要であり、この期間は 28 日まで延長することが可能である。被告がオンラインで応訴した場合にはオンライン上でコピーを見ることができる。郵送かメールで応訴した場合にはオンラインでは見ることができず、裁判所からコピーが郵

⁴¹ CCBC は hearing center ではなく公開もされていない

(<https://courttribunalfinder.service.gov.uk/courts/county-court-business-centre-ccbc>, last visited on March 30, 2020)。

⁴² <https://www.gov.uk/government/publications/money-claim-online-user-guide>, last visited on March 30, 2020.

送される。

被告の争い方によって手続が分かれる。争いあれば、調停か、県裁判所ヒアリングセンターに送られる。反訴があった場合もヒアリングセンターに送られ、オンライン金銭請求の手続からは外れる。

全面的な認諾がある場合や被告が応訴しない場合には、原告はオンラインで判決を求めうる。当事者の情報、判決内容を入力して確定する。オンラインで入力できなければフォームを記入して提出するなどマニュアルで判決を求めうる。令状の発行を請求することも可能である。

判決は可能な限り早期に出される。判決が出された場合はオンラインでもチェックができるし、書面でも通知がされる。判決は被告にもそのコピーが送付される。

判決後、被告から支払いがあった場合も、原告自らオンラインでその旨の登録をする。

II. オンライン占有回復の訴え (Possession Claim Online, PCOL)⁴³

1. オンライン占有回復の訴えとは

Possession Claim とは、土地建物の占有回復を求める訴えである (CPR r.55.1(a))。

オンライン占有回復の訴え(Possession Claim Online, PCOL)は、CPR r.55.19A および PD para.55B によって規律されている。県裁判所において、当事者や代理人が、オンライン占有回復の訴えのウェブサイトにおいて、PD55による一定の占有回復訴訟を開始して訴状の発給を求め、その後の手続も電子的に進めることが可能なスキームを提供するものである (PD55B para.1.1)。CPR Part55 Section1 に基づいて提起される訴えのほか、賃貸人、抵当権者による居住用不動産の占有回復の訴えもオンラインで提起することができる (para.5.1)。英国裁判所審判所庁がセキュリティを確保するために必要な措置を講じたり (para.3.1)、クレジットカード、デビットカード、英国裁判所審判所庁が認める方法による支払いが認められる点は (para.4.1)、他のオンラインによる申立て手続と同様である。

2. 手続の開始

この手続を利用するには、原告は UK 内に、被告はイングランドとウェールズ内に送達住所を有し、不動産の郵便番号を提供できることなどが必要である (PD55B para.5.1)。

手続を開始するには、原告は、オンライン占有回復の訴えのウェブサイトですべての訴状の発給の申立てをし、オンラインで費用の支払いをする (PD55B para. 6.1)。請求の詳細についてもオンラインの訴状に含めなければならない、賃貸借契約書、抵当証書等のコピーを添付する必要はない (PD55B para. 6.2)。

オンラインで訴状が受け付けられた場合には、自動的に受領通知が送られる (PD55B para. 6.5)。その後、裁判所が訴状を発給した場合には、プリント版と答弁書書式を被告に送達し、原告に発給の通知を郵送あるいは電子メールで送付する (para. 6.7)。請求は発給後 5 日目に送達されたものとみなされる (para.6.8)。訴状には、被告がオンライン占有回復の訴えのウェブサイトにあ

⁴³ <https://www.gov.uk/possession-claim-online-recover-property>, last visited on March 30,2020.

クセスするための ID とパスワードがプリントされる (para.6.10)。

被告も抗弁や反訴を、書面による方法以外にもオンライン占有回復の訴えのウェブサイトで提出することが可能である (PD55B para. 7.1 (1))。反訴の費用もオンライン又は英国裁判所審判所庁が認める方法で支払うことができる (para.7.1 (2))。オンラインで提出した場合にはハードコピーを送付してはならない (para.7.2)。オンラインで抗弁を提出した場合には被告に自動的に受領通知が送られるが、これは送達とは異なる (para.7.3)。オンラインの答弁書は裁判所のコンピューターシステムで受領した場合に提出されたこととなる。裁判所は提出時期についての記録を残す (para. 7.5)。真実性の陳述によって確認しなければならない場合の扱いについても規定がある (para.8.1)。署名が必要な場合であっても、オンラインフォームに名前を入力すればよい (para. 9.1)。

3. メッセージサービス

当事者は裁判所とはオンライン占有回復の訴えのウェブサイトにおけるメッセージサービスでの連絡をやり取りすることが可能である (PD55B para.10.1)。ただし認められるのは簡潔なやり取りのみであり (para.10.2)、添付ファイル等を送ることはできない (para.10.3)。裁判所がメッセージサービスでやり取りするのは、当該サービスを通じてきたメッセージへの応答で、送信者が電子メールアドレスを提供している場合に限られる (para.10.5)。

4. 電子申立て

占有回復の訴えに関連するいくつかの申立てもオンライン上で可能である (PD55B para.11.1)。裁判所がオンラインの申立書を受け取った場合、オンライン申立てのコピーをヒアリングの日付を入れて申立人にヒアリングの少なくとも 2 日前までに送達し、被告に送達の通知とヒアリングの日付の確認を郵送する。ただし、いずれかの当事者が送達のための電子メールアドレスを提出している場合には、これらは電子的方法で行うことが可能である (para.11.5)。

5. 令状の発給・記録の閲覧

オンラインで開始した手続において、裁判所が占有回復命令 (order for possession) を出した場合であって原告が裁判所の許可なく令状 (warrant) の発給を得る権限がある場合、オンライン占有回復の訴えのウェブサイトでオンラインの令状の申請をすることができる (PD55B para.12.1)。また、被告も、電子的な方法で令状の停止を求めることもできる (suspension of the warrant) の申立て (para.13.1)。

当事者や代理人には、オンライン占有回復の訴えのウェブサイト上で、オンラインで開始した請求の状況についての電子記録や、当事者が電子的に提出した事件に関するすべての情報を閲覧する便宜が与えられる (PD55B para.14.1)。さらには、事件に関連して出された裁判所の命令や、執行の状況や以降の命令の状況も見ることが可能である (para.14.2)。

6. オンライン占有回復の訴えの実情について

バーミンガムの県裁判所においても、オンライン占有回復の訴えの申立て、命令の発令、令状

の発給などについて担当者を分けて事件の処理がなされている。

オンライン占有回復の訴えのウェブサイトは、CE-File と同様、ユーザーが見ることのできるサイトと裁判所側で見ることのできるサイトが異なっており、ユーザー側からの対処に苦慮する場合が多いようである。

命令の発令場面においては、裁判官が定型化された書面で発給した命令を裁判所職員がオンライン上のフォームに入力し、それをプリントアウトして郵送している。特に、ヒアリングがある場合には、ヒアリングの通知を当事者に送ったうえで、原本をヒアリングの日付ごとに整理がされたフォルダに入れるなどしており、ペーパーレス化には至っていないようである。

III. オンライン離婚 (Divorce Online)

一般の民事事件ではなく、家事事件に関連するものではあるが、オンライン離婚（離婚等のオンライン申立て）も認められている⁴⁴。これは、個人や弁護士が婚姻やパートナーシップを解消する申立てや、経済的問題を解決する申立てをオンラインで処理できるようにするサービスである。2018年5月に個人の申立てを開始し、オンラインで争いのない離婚の申立てと証拠の提出、支払いを可能にした。7月からは弁護士の申立てもテストするようになり、2019年11月の段階で67414件の申立てがあり、8割のユーザーが満足しているとの結果が出ているようである。

ユーザーに対して明確な情報やガイダンスを提供することにより、ミスを理由に却下したのはオンライン申立ての1%以下にとどまっている。2019年1月からは、離婚仮判決 (decree nisi) の申立てもオンラインでできるようにし、2020年4月末からは、新しいスキャニング技術で、オンライン申立てと関連して送られた書類が自動的にデジタルコートファイルに置かれ、2019年末までに弁護士が顧客に代わり離婚申立てができるオンラインシステムの試行をする予定である。最終的には、手続の最初から最後まで完全にデジタル手続で行うように目指しているようである⁴⁵。

第4章 電子メールの利用

I. 実務指示 5B

実務指示 5B は、民事訴訟規則が適用される訴訟について、当事者が電子メールを用いて裁判所と通信したり、文書を提出したりできるようにするものである (PD5B para.1.1)。ただし、PD510 と抵触する場合は PD510 が優先される。つまり、原則として、電子処理システムによって提出されなければならないが、例外的に電子メールの利用が許可されることがある (PD510 para.3.4.(2), Chancery Guide 6.24-6.28)。

⁴⁴ <https://www.gov.uk/guidance/hmcts-reform-update-family>, last visited on March 30,2020.

⁴⁵ <https://www.gov.uk/government/news/hmcts-hosts-3rd-annual-public-user-event>, The future of family reform, last visited on March 30,2020.

実務指示 5B は、Rolls Building で発効された、あるいは Rolls Building に移行した手続には適用されず⁴⁶、PD7E（オンライン金銭請求）で開始し、県裁判所ヒアリングセンターに移送された手続にのみ適用される（PD5B para.1.2）。

この手続においては、当事者は電子メールを裁判所に送ったり、文書を添付したり含めたりすることができる（PD5B para.2.1）。高等法院の場合、費用の支払いが必要な申立てや文書は電子メールで送ることはできず（para.2.2）、県裁判所の場合は、費用の支払いが必要な場合には、費用口座番号、クレジットカード、デビットカード等の番号等を提供して、裁判所がかかる口座やカードに費用をチャージできる権限を付与しなければならない（para.2.3）。いずれの場合であっても送ることのできる文書の容量について制限が設けられている。

裁判所に送る電子メールには、送り主の名前、電話番号、連絡先の住所（メールアドレスも可）を含め、プレーンテキストかリッチテキストで送らなければならない PD55B para.3.1）。また、訴訟が開始している場合には電子メールの表題には、事件番号、当事者名、ヒアリングの日時を含めなければならない（para.3.6）。

電子メールで送った場合にはハードコピーを送ってはならない（PD55B para.4.1）。当事者は、期限内に受け取られることを確保するため、申立てや他の文書を裁判所に送らなければならない（同 4.3）。裁判所職員もメールで返答することができる（para.4.4）。緊急のメールについては、送信者は電話で連絡をしなければならない（para.4.5）。

真実性の陳述を含む文書を電子メールで行う場合、当事者は原本を保管し、裁判所には署名した者の名前を陳述の下にタイプした文書を送るか、そのサインをコピーして電子的に送ることが必要である（PD55B para. 5.1）。裁判所は当事者に原本の提出を求めうる（para.5.2）。

なお、セキュリティの確保については当事者の責任となっている⁴⁷。

II. 家事事件における電子メールの利用

1. 家事手続規則における IT 化

家事手続においても、オンライン申立てや電子メールの利用に関する実務指示が用意されている。オンライン申立てについては、婚姻手続関係の申立て（Family Court Practice Direction, (FCPD) 36D、E、L）、子供に関する家族私法（private law）手続での申立て（FCPD36G）、婚姻手続に関連する財産的救済の同意審決の申立て（FCPD36I）やその他の申立て（FCPD36N）、子供に関する家族公法（public law）手続の申立てと書類の提出（FCPD36M）、託置（placement）手続の申立て（FCPD36P）でテストを行う通達がある。また、警察の一元化された電子メールアドレスへの命令の送達（FCPD36H）、電子メールによる連絡（FCPD5B）などである。

2. 財産的救済裁判所 Financial Remedy Courts における E-File システム

バーミンガムでは、家事事件において電子メールを使った申立てや文書の提出等の実務が開始

⁴⁶ PD510 が電子メールの利用を制限しているが PD510 para.3.4(2)で倒産裁判所の裁判官らが許可した場合に電子メールでの送付を認めるよう改正された。

⁴⁷ <https://www.justice.gov.uk/courts/email-guidance>, last visited on March 30, 2020.

されている。例えば、離婚した場合などの財産的救済について集中的に扱う裁判所を設ける財産的救済裁判所テスト計画（Financial Remedy Court Pilot Scheme）の一環として、電子的な申立てのテスト計画も進められている⁴⁸。

バーミンガムでは、2018年より、電子メールで申立ておよび書類の提出をすることが認められている。送られたメールは、ゲートキーパーシステムを通じて、事件ごとのフォルダに振り分けられる。

訴えが受理されたのち、被告には最初には郵便で送達を行う。その後、被告が電子メールアドレスを提供すれば、被告も電子メールを通じて裁判所に申立てをしたり、文書を提出することができるようになる⁴⁹。また、裁判所からの連絡も双方当事者にメールで送れるようになるが、相手方当事者にアドレスを秘匿したい場合には、**confidential address**（秘密の宛先）として当事者間でアドレスがわからないような形で送付する。

裁判所職員から裁判官への連絡や書類送付も電子メールで行われる。

紙媒体で提出された文書については（裁判官による手書きの命令も含む）、裁判所職員が代わりにタイピングをしたり、スキャンをしたりして対処をしているようである。

他の裁判所に移送をする場合も、資料をZIPファイルにして電子メールで送るようである。従来は紙を郵送していたが、紛失するケースもあったため、電子メールの方が確実に送付することができるというメリットがあるようである。

ただし、費用の支払いは電子メールではすることができない。これは、クレジットカード等の情報を電子メールで送ることはセキュリティ上の問題があるためであり、裁判所に赴いて支払いを行うなどする必要がある⁵⁰。また、ヒアリングは紙のバンドルで行われるようである。

命令も電子メールで送られ、電子的に作成されたものを送付するか、手書きなどの命令であればPDFにして送付する。

事件管理は、**Family Mann**（Family Court Case Management System）というシステムを使って行われるが、実際には裁判所職員が当事者情報や期日情報等をエクセルファイルにて入力しており、自動的に入力がされるわけではないようである。また、現在は、裁判官と裁判所職員のみがアクセスできるに過ぎない。

3. 保護法院（Court of Protection）と児童法 Child Act における E-file システム

バーミンガムでは、保護法院⁵¹と児童法において、電子メールを用いた申立てや書類の提出が行われている。原則として電子メールでの申立てしか認められておらず、例外的に紙での申立て等があった場合には、裁判所でスキャンをしているようである。

訴状が発給された場合には、電子メールで連絡をするが、送達は当事者間で行われるため、相手方が電子メールを使うことのできない場合には郵送で対処することができる。

ヒアリングも電子バンドルで行われるようであるが、裁判官が紙のバンドルを希望する場合に

⁴⁸ 以下はバーミンガムでの調査結果による。このプロジェクトについての実務指示はないようである。

⁴⁹ 実例はあまりないようだが、メールが送付できない場合には郵送する扱いになるようである。

⁵⁰ ただし、弁護士が有する銀行口座については、裁判所に赴かなくても、その情報を裁判所に連絡をすれば足りる。

⁵¹ 精神障害者に変わり、財産に関する決定をするシステム。

は、紙のものを準備するようである。

事件管理については、複数のシステムを用いているようであり、家族公法、私法の事件では Family Mann、民事事件では Case Mann (County Court Case Management System)⁵²、保護法院では Casrac というシステムが用いられている。現段階では当事者側からは見ることができないようである⁵³。

命令も電子メールで送達されるようである⁵⁴。

第5章 オンライン法廷

I. オンライン民事金銭請求テスト (Online Civil Money Claim Pilot)

1. オンライン民事金銭請求テストとは

(1) 概要

実務指示 51R はオンライン民事金銭請求テスト計画について規律をしている。この計画は、オンラインでの金銭請求の処理のテストを確立することを目的としており、オンライン金銭請求システムを使うことができる人は、このテストを利用することができる。この計画は、発効当初 2017 年 8 月 7 日から 2019 年 11 月 30 日まで県裁判所での適用が予定されていたが (PD51R paras.2.1 (1))、2021 年 11 月 30 日まで延長されている⁵⁵。

また、司法システムのデジタル化を目指す英国裁判所審判所庁の様々なプログラムの中でもっとも革新的なプロジェクトであり、その他のプログラムよりも優先的に適用されてきた。これまでに 10 万件近い申立てがなされてきていることなどを踏まえて、適用範囲の拡張も検討されている⁵⁶。

Justice Briggs のレポートでは、2020 年までに訴額が 25000 ポンドまでの金銭請求をカバーできるようにする提案がなされているが⁵⁷、中間レポートの段階では批判もあり⁵⁸、まずは 10000 ポンドに拡張するか、あるいは一定の種類の請求を拡張することも提案されている⁵⁹。

⁵² <https://data.gov.uk/dataset/c1841b03-0067-40e2-b51a-10002603f941/caseman-county-court-case-management-system>, last visited on March 30, 2020.

⁵³ 将来的には 1 つのシステムで、当事者らが事件管理を見ることができるようになるであろうが、その場合には秘密情報への配慮が必要になってくる。

⁵⁴ Family Mann の場合には電子署名が可能であり、それ以外のシステムの場合も、紙で出された命令を PDF にして送達するようである。

⁵⁵ 119th Practice Direction Update to the Civil Procedure Rules.

⁵⁶ <https://www.gov.uk/government/news/hmcts-hosts-3rd-annual-public-user-event>, About the Civil Reform Project, last visited on March 30, 2020.

HMTCS によると、2019 年 10 月の段階で、96590 件のオンライン申立て、23308 件のオンラインでの抗弁、5531 件のオフラインでの抗弁、300 件のオンラインでの和解成立があり、91%のユーザーが満足していた。また、51%のオンライン請求が 1000 ポンド以下のものであった。

⁵⁷ Civil Courts Structure Review : Final Report by Lord Justice Briggs (2016), para.12.6. なお 25000 ポンドまで拡張すると 9 割以上の民事事件がカバーできるようである。

⁵⁸ 同 para.6.5.

⁵⁹ 同 Rec.9.

(2) 要件

このテストを利用するためには、以下の要件をみたく必要がある。まず、請求が、利子も含めて1万ポンド以下の特定額であること、消費者金融法の下での請求、人身損害等ではないこと、原告、被告がそれぞれ1名であること、原告が18歳以上であること、原告がUKに送達用の住所があること、電子メールアドレスを有すること、費用をデビットカードかクレジットカードですべて支払っていること等が必要とされる。さらに、被告についても、代理人の補助を得ないと思われ、イングランドとウェールズに送達用郵便用アドレスがあり、18歳以上であると考えられていることなども必要である (PD51R para.2.1 (3))。

(3) 手続

原告はオンラインで訴状のフォームに入力してこれを完成させ、費用を支払い、オンライン民事金銭請求 (Online Civil Money Claim, OCMC)のウェブサイトを使って裁判所に提出しなければならない (PD51R para.4.1)。裁判所は受領後、訴状を発給しなければならない。裁判所は原告には発給の事実と日を知らせ、被告には紙を郵送する形で送達しなければならない (para. 4.3)。

被告は応訴する意思がありオンラインでできる場合には発給から19日以内にオンライン民事金銭請求のウェブサイトを用いて裁判所に連絡をして、応訴の意思があるのか、また、訴状発給から19日以内に応訴の詳細を提出できるかを知らせなければならない。応訴は、ウェブサイト上のフォームを利用して提出しなければならない。ただし、提出は発給から33日まで延長することが可能である (PD51R para.5.1)。被告はさらに、ヒアリングの条件について一定のフォームへの記載と提出が必要となる (para.5.2)。

被告はオンラインで応訴をすることが可能である。応訴の仕方としては、オンラインで応答し請求全体を争うのみの場合 (PD51R para.6.1)、請求について争いたいが、調停の意思がある場合 (para.6.2)、請求を争い、調停の意思もない場合 (para.6.3)につき、異なる手続が用意され、また、一定の場合には、オンライン民事金銭請求から外れることとなる (para.6.6)⁶⁰。被告がオンラインで請求の全体を認め、5日以内に支払う旨申し出た場合 (para.7.4)、さらなる猶予が必要であるとして被告が返済計画を提出した場合の手続も、それに対する原告の姿勢に応じてそれぞれ用意されている (paras 7.5-7.17)。被告が請求の一部を認めた場合においても、原告の姿勢に応じた手続が準備されている (paras 7.36-7.43)。また、手続の途中で意思が変わった場合 (paras 7.45-7.46)、オンラインで正式の手続によらない認諾などした場合 (para.7.47)も同様である。電子的な方法で応訴したが、オンラインによるものでない場合には、オンライン民事金銭請求の手続を外れる (para.9.1)。

また、被告がオンラインで応訴できない場合には、訴状の発給から19日以内にその旨を通知すれば、裁判所は被告に対して紙でフォーム等を送り、被告はそれに記入して返答し、その後はオンライン民事金銭請求の手続からは外れることになる (PD51R para. 10.1 以下)。

被告が期限までに応答しなければ、原告は欠席裁判の申立てをすることが可能になるが (PD51R para.11.1)、原告が何も行動をしなければ手続を停止することになる (paras 11.2, 12.1)。ただし手続を再開することも可能である (para.16.1)。

⁶⁰ 2019年1月21日に改訂され、同月14日より手続が細分化されたようである。6.4・6.5は削除され、また、Section8はまだ空白のままである。

請求や応訴のフォームに記載された事実が真実である旨の署名は書面ですることでもできるが、オンラインで名前を記入する形でも可能である (PD51R para.13.1)。

フォームや文書、電子メールは、オンライン民事金銭請求のウェブサイトを受領された場合、あるいは、英国裁判所審判所庁の電子メールのソフトウェアを受領された場合に、裁判所で受領されたこととなる (PD51R para.14)。

判決が出された場合、当事者は原則として 19 日以内に判決に従わなければならない (para.15.1)。

当事者は裁判所に対してオンライン民事金銭請求の手続から外れるように請求することが可能であるし (PD51R para.18.1)、裁判所がこの手続での審理が適当でないなどと判断した場合には、職権で通常のオンライン民事金銭請求手続に移行することも可能である (para.18.2)。

2019年9月から、300ポンド以下の事件で、バーミンガムやマンチェスター等のヒアリングセンターで個人でない被告が指定したところにおいて、法律アドバイザー (legal advisor) はヒアリングなしの決定をすることができるようになっている。不服がある場合には裁判官による審理を求めることもできる (PD51R para.20)。

(4) 今後の見通し

上記の通り、対象となる請求の範囲を拡張することに加えて、判決のデジタル登録、裁判官や法律アドバイザーが電子的に命令を発給できるようにすること、当事者が証拠をオンラインでアップロードできるようにすること、デジタルファイルを用いてヒアリングをすること、当事者がオンライン上で令状の発給 (warrant of control) を求めることができるようにすることなども検討されているようである⁶¹。

II. 県裁判所オンライン計画 (County Court Online Pilot)

1. 県裁判所オンライン計画とは

実務指示 51S による、2017年9月12日から2019年11月30日までの英国裁判所審判所庁による招待ベースのテストであり、テスト自体は2021年の11月20日まで延長された⁶²。これによると、弁護士が County Court Online Website (県裁判所オンラインウェブサイト) を使い、オンラインで、County Court Money Claims Centre (CCMCC、県裁判所金銭請求センター) に請求を提出したり、オンラインで請求を発給してもらったり、送達できるようにする制度である (PD51 paras.2)。この制度を用いて提出された請求は電子的に発給される (paras.3)。

2. 手続

この手続を利用するためには一定の要件を満たす必要がある。すなわち、特定または不特定の額を請求するものであり、消費者信用の請求などではなく、原告が18歳以上で、代理人の郵送による送達先がUK内にあること、代理人が事件で使う電子メールアドレスを有している、費用を

⁶¹ <https://www.gov.uk/government/news/hmcts-hosts-3rd-annual-public-user-event>, About the Civil Reform Project, last visited on March 30, 2020.

⁶² 111th Update to the Civil Procedure Rules.

デビットカードかクレジットカードで支払うことができる、請求が英語であること等である。また、原告が、被告についてもイングランドとウェールズ内に郵便アドレスを有し、18歳以上であることなどと信じていることも必要である (PD51S paras.5)。

手続を開始するためには、代理人はオンラインで訴状を作成し、費用を支払い、県裁判所オンラインウェブサイトを使い、オンライン上で訴状を提出する必要がある (PD51S paras 7, 8)。裁判所はオンラインの請求フォームを受領したら代理人に通知をし、記録を残さなければならない (paras 9,10)。

裁判所はオンラインで訴状を受け取ったら、訴状を発給し、その旨と日付を通知し、発給した訴状を電子的な方法で返還する (PD51S paras.11)。原告はオンラインで作成した訴状を被告に送達しなければならない (paras.12)。

請求フォームに記載された事実が真実であると信じている旨の陳述は、オンライン上で名前を入力することで可能であり、仮に不誠実に署名をすると裁判所侮辱罪が適用される可能性もある (PD51S paras 14 15)。

その他、午後 4 時前に提出された文書は当日提出されたものと扱われ、それ以降であれば次の日に提出されたものとみなされるなどの規定もある (PD51S paras 16-19)。

第 6 章 法廷における IT ツールの利用

1. ビデオヒアリングテスト計画 (Video Hearing Pilot Scheme)

1. ビデオヒアリングテスト計画とは

このプログラムは、民事訴訟法 51.2 条に基づき、実務指示 51V で詳細が定められたものであり (PD51V paras.1.1)、2020 年 3 月 2 日から 2020 年 11 月 30 日まで施行される予定である (paras.1.5) ⁶³。

このプログラムは、欠席裁判を取り消す申立てについて、インターネットによるビデオリンクを用いて、裁判所でヒアリングを受けることができるようにするものであり (PD51SV paras.1.2)、すべての当事者や代理人が、ビデオリンクを用いて、適切な IT 機器を用いてヒアリングに参加し、裁判官が申立てについて判断することができる制度である (paras.1.3)。

ヒアリングは、バーミンガム又はマンチェスターの民事司法センター (Civil Justice Centre) で公開で行われる予定である。公衆は法廷に赴き、法廷で裁判官の訴訟行為を聞き、当事者や代理人が法廷内のスクリーンに映し出された当事者や代理人の訴訟行為を聞くことができる (PD51S paras.1.4)。

このプログラムが適用されるのは、一定の金額の請求について県裁判所が欠席判決を出し、当事者が取消を申し立て、申立ての段階で、当事者や代理人の電子メールアドレスが裁判所に知られている場合である (PD51V paras.1.6)。

⁶³ 115th Practice Direction Update.

2. 手続

申立てを受けた裁判所は、ヒアリングの日時を割り当て、当事者に郵送か電子メールでヒアリングの日時と場所及び、ビデオヒアリングで行われるかその他の方法で行われるかについて通知をする (PD51S paras.2.1)。

ビデオヒアリングが行われる要件は (PD51S paras.2.2)、ヒアリングの 14 日前までに各当事者や代理人が、裁判所から提供されたリンクについてプレビデオヒアリング適合性アンケートをオンラインで完成させること、すなわち代理人のない当事者についてはこの手続に同意をすることと、代理人がいる場合には裁判所にビデオヒアリングに支障を及ぼす事項について知らせることが必要である。そして、アンケートを完成させるにあたっては、代理人がない当事者が同意をし、代理人がいる当事者については異議やオプトアウトの意思を示したり、裁判所にビデオヒアリングが適当でない事情を知らせたりしていないことが必要である。Court Officer は完成したアンケートを考慮し、各当事者や代理人が IT 機器へのアクセスがあり、ビデオヒアリングへの参加が可能と判断すること、及び、裁判官が申立てとアンケートの双方を考慮してビデオヒアリングが適当と判断すること、ヒアリングの 7 日前までにビデオヒアリングのユーザーアカウントをセットアップし、当事者が用いる IT 機器をテストし、ビデオヒアリングへのアクセスが可能であることを確認することも求められる (PD51V paras.2.2)。

これらの要件を充たせば、裁判所は当事者にビデオヒアリングによる旨を通知し (PD51V paras.2.3)、充たさない場合には、当事者にヒアリングの日時に出席しなければならない、裁判所は、ヒアリングの 5 日前までに当事者にヒアリングの手配を知らせなければならない (paras.2.4)。

3. 運用⁶⁴

民事部、家事部、審判所における事件につき、オプションとしてテストされている。このヒアリングシステムを使うかどうかは、裁判官の裁量にゆだねられており、事件の詳細、ヒアリングの性質と複雑さ、当事者から得られたヒアリングに影響を与えうる情報について、この方法を採用するか判断をする。

すべての当事者はビデオヒアリングに適切な施設とコンピューターアクセスを有している必要があり、前者については、インターネットアクセスがあり邪魔がされない静かなプライベートな部屋で、カメラとマイクのついたノートパソコンかデスクトップパソコンを有している必要がある。タブレットや携帯電話の利用は認められないまた、このサービスはすべての当事者の秘密を保護するように設計されている。

当事者はヒアリングの日までに、ウェブサイトのリンクとサインインについて通知を受け、サインインをして自分のコンピューターでテストをする。ヒアリングの当日も 20 分前にはサインインをし、最終チェックのスタンバイをし、希望があればビデオサービスを用いて相手方当事者と私的な話し合いをすることができるが、ヒアリング自体は裁判官が開始したときに、参加者全員が同時に参加する。

⁶⁴ <https://www.gov.uk/government/news/hmcts-hosts-3rd-annual-public-user-event>, Video Hearing Handou, last visited on March 30, 2020.

II. 最高裁判所法廷のインターネットによる公開

1. 最高裁判所による法廷の公開

上記ビデオヒアリング試行プログラムにおいては、法廷そのものは公開されるものの、傍聴を希望する者は法廷に赴く必要はある。

ところで、UK 内の民事事件の最終審である最高裁判所においては、最高裁判所のホームページより、オンラインで弁論及び判決言渡しの様子を閲覧することが可能となっている。同時配信されるものもあるが、過去の事件についても閲覧をすることが可能である⁶⁵。

そもそも、最高裁判所の審理及び判決は原則として公開されるが (The Supreme Court Rules 2009, r.27, 28)、審理の様子は撮影され、テレビで放映される (Supreme Court Practice Direction, SCPD para.6.6.9)。ライブストリーミングと、のちに最高裁判所のウェブサイトで利用可能となる許可が与えられるが、その許可は裁判長と裁判官が、裁判の運営に影響がなく、放映する機関の代表者との事前のプロトコールに反しない場合に与えられる (同、para. 8.17.1)。

2. 最高裁判所における IT 化 (補論)

最高裁判所への上訴は、電子的な方法及びハードコピーの双方で行われなければならない、提起前に相手方への送達が必要となる (SCPD para. 3.1.6)。

電子バンドルについても実務指示もあり、すべての文書は、ハードコピーが登録所に送られるのと同時に電子的に送らなければならない (para.14.2.1)。提出方法は原則として電子メールの方法による (para.14.3.1)。ヒアリングのための電子文書は定められた条件に沿う形で準備する必要があり、当事者は準備のために協力することが求められる (para.14.5.1)。

なお、最高裁判所の法廷内でもテキストベースのコミュニケーションが可能であり、WI-FI も利用可能である⁶⁶。

III. コロナウイルス対策としてのビデオヒアリング

2020年3月24日に発効した実務指示 51Yによると、コロナウイルス感染を防止するために、ヒアリングを全てオーディオ、ビデオヒアリングで行うことを裁判所が命じ、裁判所において公衆に放送するのが適切でない場合には、適切な司法行政を確保するために非公開で行うことができる (PD51Y para.2)。ただし、録音、録画をした上で、誰もが、後日申立ての上⁶⁷、裁判所の同意を得て、裁判所においてこれらにアクセスすることができる (para.4)。

⁶⁵ <https://www.supremecourt.uk/watch/video-on-demand.html>, last visited on March 30, 2020.

⁶⁶ <https://www.supremecourt.uk/docs/policy-on-live-text-based-communications.pdf>, last visited on March 30, 2020.

⁶⁷ 公式の申立ては不要である (PD51ZA para.5)。

第7章 本人訴訟（IT リテラシーの乏しい者）に対する補助

I. 裁判所によるサポート

すでに紹介したように、CE-File によるオンライン申立てが導入された裁判所においては、本人訴訟の場合にはオンライン申立てが義務付けられてはいない。そのため、当事者の中には、例えばすでに知っている制度を用いたいという理由、あるいは安全であるという理由で、従来の書面による申立てを好む者もあるが、オンライン申立てを、簡潔、迅速かつ便利な制度として好む者もあり、その場合には裁判所、HMTCS によるサポートを受けることはできる⁶⁸。例えば、裁判所のサービスセンターで電話によるサポートを受けることができたり、仮にオンライン申立てを希望する場合でも、当事者が参照することのできる詳細なユーザズガイドなどが用意されており⁶⁹、また、裁判所内にパソコンやスキャナーを用意したり、裁判所職員がスキャンの補助をするなどの事実上のサポートは行われているようである。

他方で、裁判所内でサポートを受けることができない場合には、裁判所外でのサポートが不可欠となる。

II. 裁判所外でのサポート

裁判所の外でも、Good Things Foundation⁷⁰などでは、2018年4月からは、イングランドとウェールズ内での25か所において、対面でサポートをするテストが開始されている⁷¹。

本人訴訟をサポートするプロボノ団体も多くある。Law Centres や Citizen Advice⁷²などはその例であるが、それ以外にも、Law for Life, Law Works, Personal Support Unit, RCJ Advice, Bar Pro Bono Unit, Access to Justice Foundation といった団体による、本人訴訟サポートのための共同プロジェクト（Litigant in Person Support Strategy）が進められており、オンラインやオフラインで、当事者による裁判所へのアクセスをサポートする試みがなされている⁷³。このサポートの中には、オンラインでの申立て等の補助も含まれる。

それぞれの団体の活動に目を向けると、例えば、Law for Life では、Advice Now⁷⁴というワンストップの法情報サービスを提供している。このサイトには、毎年100万件以上の訪問があるようであり、ユーザーの85%以上が、本人訴訟をしている、あるいはする予定の者となっている。

Law Works⁷⁵は、ソリシターによって構成されるプロボノの団体であり、法律相談クリニック

⁶⁸ <https://www.gov.uk/government/news/hmcts-hosts-3rd-annual-public-user-event>, How will we support users so they can access our services?, last visited on March 30, 2020.

⁶⁹ 本人訴訟のための一般的なガイドもある (<https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/advice-for-litigants-in-person/>, last visited on March 29, 2020)。

⁷⁰ <https://www.goodthingsfoundation.org/>, last visited on March 29, 2020.

⁷¹ 同上。

⁷² <https://www.citizensadvice.org.uk/law-and-courts/>, last visited on March 29, 2020.

⁷³ 以下の記述は、ロンドンの Pro Bono Centre での調査に基づくものである。

⁷⁴ <https://www.advicenow.org.uk/>, last visited on March 29, 2020.

⁷⁵ <https://www.lawworks.org.uk/>, last visited on March 29, 2020.

のサポートを行っている。また、Advocate⁷⁶では、バリスターによる無料の法的サービスを提供しており、Support Through Court⁷⁷でも、ボランティアによる無料の法的アドバイスを提供している。

Citizen Advice の中の、Royal Court of Justice Advice⁷⁸では、民事事件及び家事事件でソリシターを雇うことのできない個人に対して無料の法的アドバイスを提供している。特に家事事件では、Divorce Online などのオンライン申立てなどのデジタル化が進められており、その流れへの対応が必要となってきた⁷⁹。そこで、例えば、CourtNav⁸⁰という、離婚申立てを補助するオンラインのツールが用意されている。Divorce Online で申し立てた場合には、政府では法的なアドバイスを提供することができないために、申立書の内容をソリシターが無料で確認することはできないが、CourtNav では、ソリシターが申立書の内容を確認してアドバイスをするために、裁判所に申立てをした際に書式のコピーを理由に却下されることがなくなっているようである。オンラインで相談ができない場合には、電話や対面で助言をするが、オンラインでの相談に要する時間が短縮化されるため、相対の相談により時間を割くことができるようになっているようである。

また、パソコンをおよそ使うことができない、あるいは、スマートフォンを用いることができても、パソコンや電子メールを用いることができない者は、現在提供されているデジタルサービスの恩恵を享受することができない。そのような者は、Age UK⁸¹や図書館において、パソコンの使い方等の指導を受けることができる。

III. デジタル化は司法へのアクセスを容易にしたのか？

1. IT 弱者の司法アクセス

司法サービスのデジタル化、IT 化は、効率的な司法を可能にするために進められてきており、IT リテラシーの高いものについては司法アクセスを促進することになるが、低い者のアクセスを阻害することにならないか。この問題について、必ずしも議会等で十分に議論されていたようではなかったようである。

しかしながら、オンライン民事金銭請求の拡充をはじめとする急速な IT 化に対しては、2019 年の庶民院司法委員会（House of Commons Justice Committee）の報告書⁸²では、予算の削減よりも司法へのアクセスを重視すべきであるという批判的な見方が示されている。

すなわち、デジタルスキルの乏しさ⁸³、テクノロジーへのアクセスが限られていること⁸⁴、読み

⁷⁶ <https://advocates.org.uk/>, last visited on March 29, 2020.

⁷⁷ <https://www.supportthroughcourt.org/>, last visited on March 29, 2020.

⁷⁸ <https://www.rcjadvice.org.uk/>, last visited on March 29, 2020.

⁷⁹ 家事事件では 2013 年以降法律扶助が大幅に削減されている。

⁸⁰ <http://courtnav.org.uk/>, last visited on March 29, 2020.

⁸¹ <https://www.ageuk.org.uk/>, last visited on March 29, 2020.

⁸² Court and Tribunal Reforms by House of Commons Justice Committee (“House Report”)(2019) (<https://publications.parliament.uk/pa/cm201919/cmselect/cmjust/190/190.pdf>, last visited on March 30, 2020) .

⁸³ House Report, p.12, para.27 では、Office for National Statistics の 2019 年の調査によると UK の 91% の大人がインターネットユーザーであるが、7.5% がインターネットを一度も使ったことがない。その傾向は年齢が高くなるに従って顕著である。

⁸⁴ ホームレスなどはコーヒーショップでのインターネットアクセスすらできない (House Report, p.14-15,

書きのレベルが低いこと⁸⁵、特定のグループの者が経験する個人的な不利益⁸⁶などにより、デジタル司法へのアクセスが阻害されている。ところが、HMTCS は、とりわけ適切な法的アドバイスとサポートの欠如について、弱い立場の者のニーズに応えるための十分な策を講じていない⁸⁷。そのため、例えば、プリペイド式携帯電話で HMTCS や裁判所に連絡を取ろうとする者は、長時間の電話代を払うことができないため、無料の電話サービスを提供すべきであるなどといった提案がされている⁸⁸。

2. 裁判所の閉鎖

イギリスでは、司法の予算削減の流れの中で、裁判所の庁舎を売却して、これを段階的に減らしていく予定もみられる⁸⁹。IT 化が進めば、ユーザーが裁判所に実際に赴く必要は減るからである。また、裁判所職員も必ずしも裁判所庁舎で仕事をする必要がなく、例えば他の政府機関などでパソコンを用いて仕事をするのが可能になりうることも裁判所の閉鎖を促す要因にもなりうる。

しかしながら、上記報告書では、IT 化が進んでも、裁判所に赴かなければならない場合もあり、その場合の裁判所への交通費が高くなるなど、裁判所の閉鎖には負の影響があるという指摘も見られる⁹⁰。

以 上

para.31)。

⁸⁵ 英語を母国語としない者のみならず、専門用語を理解しない者も含まれる (House Report, p.13-14,para.30)。ただし、裁判所のサイトは、ウェールズ語への対応を進めているようである。

⁸⁶ 例えば DV などにより経済的に困窮している者などが含まれる (House Report, p.16,para.36)

⁸⁷ House Report, p.16,para.38.

⁸⁸ House Report, p.16,para.39.

⁸⁹ <https://www.bbc.com/news/uk-35552199>, last visited on March 29, 2020.

⁹⁰ House Report, p.32-36,para.92-108.

第2部 アメリカ法

立教大学 内海博俊

第1章 はじめに

I. 調査の概要

以下に紹介するアメリカ合衆国の状況については、文献・インターネット調査に依拠しつつ、ニューヨークで執務されている米国弁護士（奈良房永¹・合嶋比奈子²（共にピルズベリー法律事務所）、飯島真由美（飯島真由美弁護士事務所）³の各氏の協力を得た）へのビデオ会議による聞き取り調査⁴の結果を参考にして記述される。現地に赴いての調査を断念⁵したことから、最新の状況を十分に反映できていない可能性があることについては、予め断っておきたい。

II. アメリカ合衆国の民事裁判に関する若干の前提

1. 連邦制とデュアル・コート・システム

周知の通り、独自の主権（sovereignty）を有する州によって構成される連邦制国家であるアメリカ合衆国（以下、米国という）では、連邦政府と各州及び特別区がそれぞれ独自の裁判所組織をもち、相互に独立した民事裁判制度を運営している。したがって、民事裁判のIT化に関しても、連邦と各州・特別区はそれぞれ独自にこれを実施しており、進行ないし普及の度合いも、時間の経過と共にある程度足並みが揃う傾向はあるにせよ、基本的にはそれぞれに異なっているというほかない。

2. ローカル・ルールの重要性

また米国においては、同一の裁判所制度の内部にあっても、各地域（連邦でいう地区（district）、州内でいう郡（county）等）ごとに、さらには裁判官ごとにも手続の個別性が大きい⁶ことに注意

¹ <https://www.pillsburylaw.com/en/lawyers/fusae-nara.html>

² <https://japanese.pillsburylaw.com/hinako-gojima>

³ <https://www.iinylaw.com/?lang=ja>

⁴ 奈良・合嶋両氏とは令和2年3月24日、飯島氏とは3月25日（いずれも日本時間）にスカイプを用いたインタビューを行った。周知の通り、ニューヨークでもcovid-19の感染拡大により業務及び生活にも大きな影響が出ている。混乱の最中にもかかわらず快く調査にご協力いただいた3氏及び所属事務所に対して、この場を借りて心よりお礼を申し上げたい。

⁵ 令和2年3月9日から現地（ニューヨーク及びワシントンDC）においてインタビュー調査を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大のため中止せざるを得なかった。そのため本報告書は、基本的に文献・インターネット調査の成果と、上記の弁護士に対するビデオ会議による聞き取り調査に依拠するものとなっている。

⁶ 連邦についていえば、連邦民事訴訟規則 Rule 83(a)が地方裁判所のローカル・ルール制定の権限、同(b)が連邦法・規則・地方裁判所のローカルルールに矛盾しない限度で各判事が実務を規律（regulate practice）することを認めている。

を要する。したがって、例えば、全国的・全州的に利用可能なシステムが構築・導入されているとしても、そのことは、その利用（の強制）あるいはその範囲に関して、一律のルールが存在することを当然には意味せず、そうでないことの方が多くと考えておいた方が安全だということになる。このようなローカル・ルールは、必ずしも民事裁判の IT 化に限って存在するものではないが、民事裁判の IT 化は技術的な性格の強い問題を多く含んでいるため、そうした事項がローカル・ルールに委ねられている可能性が高いことには、いっそう注意を払っておく必要がある。また、ローカル・ルールの重要性は、米国における民事訴訟手続の IT 化がどの程度進んでいるかを一般的かつ簡潔に叙述ないし説明することがほぼ不可能であることに帰結する。

3. 裁判とその記録の公開に関する基本的な感覚

調査に協力いただいた米国弁護士は、そもそも、裁判ないしその記録の公開に関する感覚が日本とは異なる（一般論として、日本よりも公開すべきものという意識が強い）のではないかとの印象を抱いているようであった。裁判とその記録へのアクセスの保障が、合衆国憲法第一修正に基づくいわゆる知る権利の保障と結びつけて理解されていることが関係しているのではないかとの示唆もあった⁷。

III. 記述の方針

連邦裁判所と 50 州（と特別区）、さらにそれぞれの内部におけるローカル・ルールをカバーする余裕はない。以下では、まず、一般に IT 化がより進んでいる連邦裁判所について、訪問調査を実施する予定であったニューヨーク州南部地区地方裁判所における状況を中心として紹介する。その後、これも訪問調査を行う予定であったニューヨーク州の州裁判所における状況⁸について、重複を避けるため連邦裁判所との相違点を中心として紹介する^{9・10}。なお、これらの裁判所における IT 化の進行度合いが他と大きく解離しているという情報には接していないものの、全米の連邦裁判所・州裁判所における平均的な状況を反映したものであるとの保証もないことは、予め

⁷ 奈良・合嶋両弁護士のインタビューによる。なお、刑事事件のトライアルを傍聴する報道機関ないし一般大衆の権利を第一修正と結びつける連邦最高裁判例（*Richmond Newspapers, Inc. v. Virginia*, 448 U.S. 555 (1980) が代表的とされる）がある。民事裁判については最高裁判例があるわけではないが、多くの下級審判例が、民事事件の手続ないし記録へのアクセスも同様に第一修正と関連するものと解しているようである。See, James M. Chadwick, ACCESS TO ELECTRONIC COURT RECORDS 7, available at <https://it.ojp.gov/document-library>

⁸ 奈良・合嶋両弁護士によれば、NY 州裁判所の IT 化は、連邦ほどではないが、どちらかといえば進んでいる方ではないかとのことである。

⁹ ニューヨーク州以外の州裁判所に関しては、例えば以下の文献がある。ニュージャージー州につき、周藤崇久「米国ニュージャージー州裁判所における E-Court システムの導入の経緯及びその実情について」判タ 1457 号（2019 年）39 頁、ノースカロライナ州につき、松長一太「米国ノースカロライナ州における裁判所の情報システムの紹介（上）」判タ 1332 号（2010 年）36 頁、カリフォルニア州につき鈴木淳司「米国の e 裁判の実際について」NIBENFrontier2015 年 5 月号 28 頁、ワシントン州につき、日本弁護士連合会コンピュータ委員会・2009 年海外調査報告書 Seattle (<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/chousahoukoku2009.pdf>) 11 頁以下。ただし、かなり古いものが含まれるため、現状とは乖離がある可能性に注意されたい。

¹⁰ 伝統的な裁判手続における IT 技術の活用という文脈を超える、完全にネットワーク上で完結する紛争解決手続（いわゆる ODR）の裁判所における活用の試みに関しては、本章では立ち入らない。さしあたっては、例えば、堀清史「[紹介] Amy J. Shmitz, Expanding Access to Remedies through E-court Initiatives, 67 Buff. L. Rev(2019).」民訴雑誌 66 号（2020 年）200 頁などを参照。

注意されたい。

第2章 連邦裁判所における民事裁判のIT化

I. 概要

連邦すなわちアメリカ合衆国 (United States of America) の裁判所は、連邦最高裁判所を頂点として、地方裁判所(94 か庁)・巡回控訴裁判所 (13 か庁) という二階層の下級裁判所が設置されるという構造をなしている¹¹。下級裁判所向けには、電子ファイリングと電子事件管理のための共通のシステムとして、CM/ECF(Case management and Electronic Case Files)が用意されている。ECF を通じて提出された電子ファイル(文書)は、PACER (Public Access to Court Electronic Records) というシステムを通じて、手数料制のもと¹²ではあるが、原則として誰でも取得できる¹³。一方、e-法廷については、電話会議が相当程度普及しているのに比して、ビデオ会議については従来情報が少ない。ただし、新型コロナウイルス (covid-19) 対策の文脈も含めて、近時若干の動きもみられる。

II. 下級裁判所における CM/ECF の利用

1. 沿革

連邦の下級裁判所における電子提出及び電子事件管理は、現在、CM/ECF と呼ばれる、事件管理と電子提出の双方をまかなう、全裁判所に基本的には共通¹⁴のシステムによって担われている。インフラとしての CM/ECF の整備は、1990 年代に、実際の開発作業までを含めて、連邦裁判所事務総局 (Administrative Office of US courts, AOUSC) を主たる担い手として進められた¹⁵。AOUSC は、いくつかの裁判所において生じていた特別な需要¹⁶に応える形で、パイロット的シ

¹¹ 原則として一般民事事件を管轄しないいわゆる特別裁判所については、ここでは紹介を割愛する。特別裁判所のリスト・位置づけ等については、例えば、大林啓吾編『アメリカの憲法訴訟手続』(成文堂、2020年)2頁以下〔会沢恒〕を参照。

¹² 記録取得を有料とすることには批判もある。一方で、徴収された手数料が PACER 及び CM/ECF の継続的な開発のための原資の一部となる仕組みが議会法により構築されていることも、(実際にどの程度が賄えているのかは調査が及んでいないが) 指摘しておきたい。See, J. Michael Greenwood & Gary Bockweg, *Insights to Building a Successful E-Filing Case Management Service: U.S. Federal Court Experience*, 4 IJCA 2, 10 (2012).なお、この文献の両著者は、CM/ECF 及び PACER の開発に深く関わった人物である。See, *id* 2(fn.1 and 2).

¹³ PACER を通じた訴訟関係書類の閲覧には利用登録が必要であるが、弁護士資格等は登録の要件となっていない。

¹⁴ もっとも、CM/ECF は、コア部分は共通であるが、各裁判所における利用に適した形に機能を制限したり付け加えたりすることが可能なものとなっており、各地の裁判所は地域の実情等に合わせてカスタマイズしたシステムを使用している。

¹⁵ もっとも、民間企業による類似のシステム開発も同時期に既に行われていたようである。See, Administrative Office of US courts, ELECTRONIC CASE FILES IN THE FEDERAL COURTS: A PRELIMINARY EXAMINATION OF GOALS, ISSUES, AND THE ROAD AHEAD, 11(1997), available at <https://ntrl.ntis.gov/NTRL/dashboard/searchResults/titleDetail/PB99151243.xhtml>.

¹⁶ アスベスト関連の海事関係訴訟が多数係属することとなったオハイオ州北部地区地方裁判所向けに、1995-1996年にかけて最初のシステムが開発され、1996年秋には、これを改良したものが大規模倒産事件が多数係

システムを少人数のグループによって構築するという経験の後に、すべての連邦裁判所で利用可能な汎用性をもつ CM/ECF の開発へと進んだ。一方で、提供された CM/ECF（やその改良版）を導入することの決定が集権的に行われているわけではなく¹⁷、原則として、各裁判所、場合により裁判官の判断によっている。もっとも、2005年までには80%の裁判所が、現在では、例外となっている連邦最高裁判所を除く全ての連邦裁判所が CM/ECF を導入している。普及の進展を受け、2018年には、連邦民事訴訟規則においても、弁護士に代理されている当事者に対しては、書面の電子提出が義務付けられることが原則となった¹⁸。念のため、この改正は、各裁判所による電子提出の導入が十分に進展したことを反映した、どちらかといえば確認的な意義をもつものであり、トップ・ダウン的に電子提出の強制を図ろうとするものではない¹⁹。Rule 5(d) (3) (A)も、ローカル・ルールによって例外を設ける余地を明文で残している。

一方、2009年から、次世代（NextGen）CM/ECF の開発と旧版（legacy）からの移行プロジェクトが始められている。10年以上が経過した2020年現在では、次世代版を利用する裁判所も増えているが、なお旧版を使用している裁判所が相当数残っており²⁰、両者が併存する状況となっている。次世代版については、項を分けて触れることとする。

2. 基本的な特徴

（1）利用資格

CM/ECF の利用者として想定されているのは主として代理人弁護士である。利用には裁判所ごとに²¹事前の登録²²が必要である。登録の際には、氏名、住所、電話番号・電子メールアドレス等の入力が必要となる。本人訴訟当事者は、裁判所が許可した場合に限り CM/ECF を利用した電子提出が許されるが、許可されることは多くはないようである。なおニューヨーク州南部地区地方裁判所では、在監者以外の本人訴訟当事者は、その者の同意により、受領のみの利用者（receiving user）²³となることができるものとされている。receiving user は、filing user と同様、電子メール、正確には後述する NEF によって裁判所からの通知・送達を受けることになる²⁴。

属するニューヨーク州南部地区倒産裁判所で導入された。

¹⁷ AOUSC は、導入のためのガイドラインや必要な規則改正のひな型等の提供も含め、各裁判所による導入促進のためのさまざまな取り組みを行ったようである。Greenwood & Bockweg, *supra* n. 12, 10.

¹⁸ 連邦民事訴訟規則 Rule 5(d) (3) (A)。

¹⁹ See, Report to the Standing Committee Advisory Committee on Civil Rules May 18, 2017, 8 (available at <https://www.uscourts.gov/rules-policies/archives/committee-reports/advisory-committee-rules-civil-procedure-may-2017>).

²⁰ 各裁判所がレガシー版／次世代版のどちらを利用しているかは、<https://www.pacer.gov/psco/cgi-bin/links.pl> で見ることができる。

²¹ 他地域の弁護士が特定事件に限り（*pro hac vice*）別地域の裁判所で活動する場合でも、当該別地域の裁判所での利用登録が必要となるようである。

²² ニューヨーク州南部地区地方裁判所では、PACER を通じて利用登録をすることが可能であり、これは、次世代版を採用していることによる。旧版を使用している裁判所では、裁判所に直接登録の申込をする必要があるようである。

²³ 電子提出ができる利用者は filing user と呼ばれる。

²⁴ *United States District Court Southern District of New York*, ELECTRONIC CASE FILING RULES & INSTRUCTIONS（以下「SDNY ECF Rules」と呼ぶ） 2.2(b).

(2) 手続の開始

CM/ECFにおいては、特定の事件ごとに開設される事件ファイル（case file）に、書類等のデータが蓄積されていく。事件ファイルの開設は、裁判所（職員含む）だけではなく、弁護士等が訴状（complaint）等を電子提出する際に、当該弁護士等自身によってすることも可能である²⁵。ただし、どの範囲の事件において、このような形で訴状等の電子提出及び事件ファイルの開設をする（させる）かは各裁判所のポリシーによるので、統一されてはいない²⁶。例えば、ニューヨーク州南部地区地方裁判所では、仮の差止命令（temporary restraining order）の申立て等の例外²⁷を除いて、訴状等を弁護士等が電子的に提出するとともに事件ファイルの開設をすることとなっている。

事件ファイルが開設された後は、当該事件に関して提出・交付される文書等がこのファイルに記録²⁸されていき、それがそのまま公式の事件記録（docket）として扱われる²⁹。相手方当事者の代理人弁護士等は、ECFの利用登録が済んでいれば、出頭通知を電子提出する³⁰ことによって、後述するNEFを受けることができるようになる。

なお後述する通り、NEFはこれを受ける者に対する送達としての効力を認められているが、被告に対する訴状と召喚状（summons）の送達（service of process）については、依然として伝統的な方法によって行うことが一般的である。ただし、service of processの電子的な方法による実施については、まだ数は多くないが、裁判所の許可に基づいて実施される例が出てきている³¹。

(3) 電子文書の形式

事件ファイルに記録される文書は、pdf形式に統一されている。提出する文書の種類を特定し、特定の事件に紐付け、また同一事件につき提出されている他の文書と紐付ける（例えば、特定の申立てに対する答弁とすること）³²こと、及び、文書を適切にpdf化することは、基本的には提出者の責任とされる。ニューヨーク州南部地区地方裁判所では、あるIDとパスワードを用いて文書を提出することはその文書への署名として扱われる³³。

(4) 記録へのアクセスとセンシティブな情報の保護

事件ファイルに記録された文書は、PACERを通じて誰でも閲覧・取得が可能となるのが原則である。

一方、連邦民事訴訟規則では、裁判所に提出する文書（紙・電子問わず）では、原則として一

²⁵ 事件の種類等は開設者が選択肢の中から選ぶ必要があるが、事件番号の付与、あるいは事件のランダムな配点（assignment）、（一般的に定められた）期限の表示を含む日程表の作成などは自動化させることがシステム上は可能である（全ての裁判所がそうした機能をフルに利用しているかは定かではない）。

²⁶ 2012年の時点では、弁護士に訴状を裁判所の庁舎において提出させ、裁判所職員が事件ファイルを開設する実務を維持している裁判所もあったとされる。Greenwood & Bockweg, *supra* n. 12, 4(fn. 20)。

²⁷ 2020年2月までは、秘匿して（under seal）する申立て（連邦民事訴訟規則 Rule 5.2(d)）も例外であった。

²⁸ 新たな文書等が事件ファイルに追加されることを docket entry と呼ぶ。

²⁹ なお事件を移送する場合には、事件ファイルのデータを電子的に送付することが可能である。Greenwood & Bockweg, *supra* n. 12, 6。

³⁰ ただし、docket sheet の”notice”のチェック・ボックスにチェックがあることを確認する必要がある。See, SDNY ECF Rules §20.3。

³¹ 電子メールやSNS上での送達が個別に許可される例が出てきていることにつき、奈良房永＝合嶋比奈子「訴状送達」ビジネス法務 18 卷 12 号（2018 年）109 頁。

³² いわゆるハイパーリンク（クリックすることで参照先の文書にアクセスできる）の設定も可能となっている。

³³ SDNY ECF Rules §8.1。ただし、提出する文書には署名欄を設け、その欄に実際に署名したものをスキャンして提出するか、”s/”を頭につけて記名したものを提出することとなっている。SDNY ECF Rules §8.2。

定の個人情報情報を墨消し（redaction）することが要求されており³⁴、社会保障関係・移民関係事件では、当事者とその代理人以外は、事件記録全体は裁判所においてしか閲覧できず、リモートで（PACER から）は裁判書等しか閲覧することができないものとされている³⁵。加えて、一般的に、裁判所には提出される文書を非公開（under seal）とする権限³⁶が認められており、さらに、正当な理由（good cause）があれば、保護命令（protective order）として、追加的な情報の墨消しを命じたり、当事者以外によるリモートでの閲覧を制限または禁止することも認められている。CM/ECF では、記録された文書等へのアクセス権等³⁷につき、関係者の属性（裁判官・裁判所職員・当事者・代理人弁護士等）に応じて設定することが可能であり、上記のセンシティブな情報の保護にもこの機能が用いられている。ただし、必要な墨消しを行うのは基本的に提出者側の責任とされている³⁸。

なお、ニューヨーク州南部地区地方裁判所では、非公開（under seal）となる（あるいは、非公開とすることを求める申立てとともに提出する）文書の電子提出が 2020 年 2 月によく開始されたようであるが、なお、そうした文書の電子提出を要求するかどうかは各判事の判断に委ねられているようである³⁹。

（5）手数料の支払い

CM/ECF のシステムはオンライン小切手での支払いも可能なものである⁴⁰ようだが、ニューヨーク州南部地区地方裁判所は、クレジット・カードでの支払いしか受け付けていないようである⁴¹。

（6）NEF（Notice of Electronic Filing）

事件ファイルに新たな文書等が提出された場合、関係者の電子メールアドレスに対して自動的に通知が発される。これを NEF（Notice of Electronic Filing）という。

ニューヨーク州南部地区地方裁判所では、①訴状等を電子提出して事件を開始させた弁護士、②事件ファイルが裁判所職員により開設された場合、カバーシートまたは訴状等において特定されている弁護士、③事件ファイル開設後に当該手続につき出廷し、かつ出廷通知（notice appearance）を電子提出した者、④filing user となることを当該事件につき許可された本人訴訟当事者、⑤

³⁴ 連邦民事訴訟規則 Rule 5.2(a)。具体的には、裁判所が別の命令をしない限り、（下 4 桁を除く）社会保障番号および納税者番号、誕生日（生年は残してよい）、未成年者の氏名（イニシャルで表示）、金融機関口座番号（下 4 桁を除く）を除く必要がある（例外につき Rule 5.2(b)参照）。自分について上記の情報を墨消しせず提出したものは、保護を放棄したものとみなされる（Rule 5.2(h)）。

³⁵ 連邦民事訴訟規則 5.2(c)。

³⁶ 連邦民事訴訟規則 5.2(d)。裁判所は、後に秘匿性を解除（unseal）したり、一部墨消ししたものを再提出させることも認められる。

³⁷ 例えば、提出された文書等の編集機能を、裁判所の特定の職員にのみ与えるなど。See, Greenwood & Bockweg, *supra* n. 12, 6.

³⁸ SDNY ECF Rules §21.2。連邦民事訴訟規則 Rule 5.2(a)が要求する墨消しについては、個別に裁判所の許可を求める必要はないとされる。SDNY ECF Rules §6.1.

³⁹ SDNY ECF Rules §6.4, 6.17。推測に過ぎないが、このような慎重さの背景の一つは、選択肢のチェック等にミスがあると、秘匿されるべき情報が直ちに公開されてしまう危険があることへの危惧があるのではないかとと思われる。

⁴⁰ Greenwood & Bockweg, *supra* n. 12, 6.

⁴¹ See, United States District Court Southern District Of New York, CM/ECF ELECTRONIC NEW CIVIL CASE OPENING MANUAL, 23(2016), available at https://nysd.uscourts.gov/sites/default/files/pdf/ecf_training/00-SDNY-Case-Opening-Manual.pdf.

receiving user となることに同意し登録した本人訴訟当事者に対して NEF が発せられる⁴²。彼らに対する NEF の送信は、送達としての効力をもつものとされている⁴³。なお、NEF の受信者は、受け取った電子メール上のリンクをクリックすることで、1 度だけ、無料で新たに登録された文書を閲覧する（その際ダウンロード保存することも可能）ことができる（first free look と呼ばれている）。

（7）裁判の登録と告知

連邦民事訴訟規則上、民事訴訟における裁判（court order ないし judgement）は、書記官（clerk）によって登録（entry）されることとなっており⁴⁴・⁴⁵、CM/ECF 上で管理される事件に係る裁判では、この過程も同システム上で電子的に行われる。ニューヨーク州南部地区地方裁判所では、書記官により裁判が登録（entry）されると、直ちに NEF が関係する利用者⁴⁶に発され、これが連邦民事訴訟規則の要求する裁判の告知（notice）となるものとされている⁴⁷。

3. 次世代版の主な特徴⁴⁸

次世代版では、相互に独立していた PACER 上のアカウントと各裁判所の CM/ECF 上のアカウントを可及的に統一すること（CSO central sign-on）が目指されている。実際、前述の通り、次世代版に移行しているニューヨーク州南部地区地方裁判所では、PACER アカウントを用いて同裁判所における CM/ECF の利用登録をすることが可能になっている。もともと、各裁判所は、当該裁判所において電子提出等を行うことができる者の範囲を独自にコントロールする権限を維持している。そのため、次世代版のもとでも、PACER のアカウントに紐付ける形で各裁判所の CM/ECF の利用者としての登録をすることになったというだけで、裁判所ごとの登録というプロセスが必要なくなったわけではない。

また次世代版は、カレンダー・スケジュール表示機能の強化、あるいは、事件ごとではなく、裁判官・裁判所ごとに、未済事件（に係るタスク）を横断的に管理することを容易にするような画面表示機能を備えているとされる。これは、旧版においては、事件ごとの公式の事件記録を自動作成・管理することに重きが置かれており、より具体的に裁判所・裁判官のタスク管理のための便宜を図ることの優先順位が必ずしも高くなかったことから一歩踏み出すものとされている⁴⁹。

4. 本人訴訟等への対応

前述の通り、本人訴訟当事者（*pro se*）は、利用登録に制約のない PACER を通じた訴訟記録の閲覧が可能である⁵⁰一方、CM/ECF の利用を強制されない建前となっており、紙による文書提

⁴² SDNY ECF Rules §2.4.

⁴³ SDNY ECF Rules §9.1.

⁴⁴ ニューヨーク州南部地区地方裁判所では、裁判官が署名した紙の裁判書をスキャンするか、裁判官が電子署名をした電子文書（pdf）が登録されるようである。See, SDNY ECF Rules §4.1.

⁴⁵ 連邦民事訴訟規則 Rule 58(b).

⁴⁶ NEF が発される範囲につき、前記 2.（6）参照。

⁴⁷ SDNY ECF Rules §10, 連邦民事訴訟規則 Rule 77(d).

⁴⁸ See generally, John Brinkema & J. Michael Greenwood, *E-Filing Case Management Services in the US Federal Courts: The Next Generation: A Case Study*, 7 IJCA 3, 6 (2015).本報告では、技術面における変化については基本的に割愛している。

⁴⁹ *Id.* 7.

⁵⁰ 奈良・合嶋弁護士によると、個人で電子機器を所有できない人でも、裁判所内に設置された端末を利用する

出が認められている⁵¹。なお、このことは、連邦裁判所において本人訴訟があまり問題となっていないということを意味するものではない。ニューヨーク州南部地区地方裁判所も、本人訴訟受入係（*pro se intake unit*）を設けて、本人訴訟援助の取組みを行っている⁵²。

III. 最高裁判所における電子提出システムの利用

連邦最高裁判所においては、現在でも、紙による書面の提出が必要的かつ正式のものとしてされている。2017年11月13日より、代理人が選任されている場合には、紙に加えて、書面の電子的な提出が義務付けられるようになった⁵³。この際用いられる連邦最高裁向け電子提出システムは、下級裁判所で用いられているものとは別のものである。

IV. e-法廷関連

1. アメリカ民事訴訟一般の特殊性

e-法廷について考える上では、特に日本と比較して、民事訴訟の進め方・構造にいくつかの違いがあることを考慮に入れる必要がある。例えば、アメリカ合衆国には、よく知られているように陪審制の伝統が存在し、また、これとも関連して、トライアルとそれ以前（プレトライアル）を分離する伝統がある。陪審によるトライアルをオンライン化（究極的には仮想空間で実施）することは、最小限原告・被告・（単独制の）裁判所の3名だけでも成立させられる職業裁判官による裁判に比してハードルが高いことは明らかであろう。他方で、伝統的には、プレトライアル段階での争点整理は当事者主導で行われてきたものであり、日本的な意味での、主張を交換するために当事者双方と裁判所が一同に会する口頭弁論期日や、今日これを代替している弁論準備手続期日のような期日を頻繁に必要とするものではそもそもなかったともいえる。

もっとも、今日、トライアル、とりわけ陪審の実施数は大きく減少していることが知られる。さらに、裁判所による積極的な事件管理の重要性が広く認識されるに至っている（一方で日本でも争点整理と集中証拠調べのメリハリが重視されるようになった）など、状況は相対化されつつあるともいえるが、なお上記の伝統的な相違が与えうる有形無形の影響には注意が必要と思われる。

2. プレトライアル

連邦民事訴訟規則上、裁判所は、1回または複数回にわたり、プレトライアル・カンファレン

他、各地の公共図書館に無料で利用できるパソコンが多く設置されているとのことである。

⁵¹ ニューヨーク州南部地区裁判所で採用されている、*receiving user* の制度が全国的なスタンダードになっているわけでは必ずしもないようである。

⁵² <https://nysd.uscourts.gov/prose/role-of-the-prose-intake-unit>。また合嶋弁護士によれば、*pro bono* 活動としての本人訴訟当事者の支援も盛んに行われているとのことである。なお、菅原郁夫「米国における本人訴訟の増加とその対応」三木浩一ほか編・加藤哲夫先生古稀祝賀論文集・民事手続法の発展（成文堂，2020）829頁以下も参照。

⁵³ 連邦最高裁判所規則 Rule 29.7（<https://www.supremecourt.gov/filingandrules/2019RulesoftheCourt.pdf>）、及びガイドライン（<https://www.supremecourt.gov/filingandrules/ElectronicFilingGuidelines.pdf>）参照。

スに代理人弁護士または本人訴訟当事者の出頭を命ずることが認められている⁵⁴・⁵⁵。カンファレンスの実施方法については、統一されたルールがあるわけではなく、裁判官の裁量によるところが大きい。裁判官と代理人弁護士のみで行われるカンファレンスについては、電話会議によることが多いようであり、ビデオ会議によることは少ないようである⁵⁶。これに対して、**evidentiary hearing**、すなわち、各種の申立ての適否を審理するために第三者を尋問して心証を得る場合には、対面で行うのが一般的であるようである⁵⁷。

3. トライアルについて

トライアルに関しては、e-法廷の利用は必ずしも進んでいないようである。証人尋問も、証人が病気で出頭が不可能というような場合で例外を認める場合はないわけではないが、現実に対面して行うことが原則である⁵⁸。現実に出廷しての尋問が困難である場合には、デポジション（証言録取）の手続を利用し、裁判所外で行う尋問⁵⁹を事前に録画した上で、トライアルの場でこれを再生して陪審に視聴させることも可能であり、むしろその方が一般的とみられる⁶⁰・⁶¹。

4. 期日の電子的公開

もともと、手続の様子をリアルタイムで、あるいは録画して一般に公開する動きはもう少し活発にみられる。例えば、2011年から2015年にかけては、民事裁判の**hearing**およびトライアルをビデオ撮影して公開する試行プロジェクトが実施され、終了後もカリフォルニア州北部地区、ワシントン州西部地区及びグアムの地方裁判所ではプロジェクトが継続されている。このプロジェクトは全ての事件に適用されるものではなく、プロジェクトに参加する判事が担当する事件で、判事が選択し、また当事者が同意した場合にのみ録画と公開が行われるものである。また、2020

⁵⁴ 連邦民事訴訟規則 **Rule 16(a)**。プレトライアル・カンファレンスは、進行スケジュールの設定・管理、自白（**stipulation**）等による（トライアルに向けた）争点の絞り込み、和解の勧誘等、さまざまな目的のために開催することができる。

⁵⁵ プレトライアル手続の中で大きな比重を占めるディスカバリの範囲や方法については、裁判所の面前であることを要しない、当事者間のカンファレンスにより、合意ベースで進めることが想定されている。連邦民事訴訟規則 **Rule 26(f)**。ディスカバリの一環として交換される文書やデータについては、原則として **CM/ECF** を用いて裁判所に提出されることはない（ただし、何らかの申立ての添付書類として提出されることはありうる）。

⁵⁶ 奈良弁護士は、30年近いキャリアを通じてビデオ会議によるカンファレンスは経験していないとのことである。

⁵⁷ 奈良弁護士・合嶋弁護士によれば、現地の裁判官と顔見知りでそのプラクティスに慣れている人に依頼する方がメリットがあることなどから、遠隔地の裁判所で開かれる **hearing** については、現地で執務している弁護士に出席を依頼することが多いようである。「わざわざニューヨークから来てくれた」ことで好印象を与えることができる場合もあるが、それを狙う場合でも、地元の弁護士にも同席してもらおうとのことであった。

⁵⁸ 連邦民事訴訟規則 **Rule 43(a)**は、「真にやむを得ない（**compelling**）状況における正当な理由に基づき、かつ適切なセーフガードと共に」でなければ、トライアルにおける遠隔地からの同時通信を利用した証言は許されないものとする。

⁵⁹ 外国におけるデポジションの実施は、在外公館において行う（日本では東京の大使館と大阪の総領事館にそのための設備があるが、奈良弁護士によれば、狭くて使い勝手はよくないとのことである）。

⁶⁰ 連邦民事訴訟規則の1996年改正時に付された注釈（**advisory committee note**）は、デポジションを優越的な（**superior**）選択肢であるとしている。Fed. R. Civ. P. 43 **advisory committee's notes to 1996 amendments**, available at https://www.law.cornell.edu/rules/frcp/rule_43。ただし、遠隔地からの証人尋問を活用しようとする動きがないわけではないことにつき、竹下啓介「域外証拠収集における現代的考察」国際法外交雑誌 118 巻 1 号（2019 年）36 頁参照。

⁶¹ 法廷には配線等の基盤が整えられている一方、アド・ホックに必要な **OA** 設備やその操作のための人員は当事者が用意（負担）しなくてはならない（専門業者が存在し依頼する）ため、あくまでやむをえない場合にするものという認識のようである。

年3月17日に、covid-19 対応のため、初めてビデオ会議で行われた Judicial Conference⁶²は、一部の裁判所において、裁判官の裁量により、秘密性ある内容を含まず、陪審や証人が関与しない motion hearing を、当事者の合意を得てライブ・ストリーミング配信する試行プロジェクトの実施を承認した⁶³。

V. covid-19 への対応

一方、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、米国の裁判所も活動に大きな制約を受けている。ニューヨーク州南部地区地方裁判所では、多くの判事が緊急の個人（当該裁判官の法廷にのみ適用する）ルール（Emergency Individual Rules）を策定して対応しているが、本報告書執筆時点（2020年3月下旬）では内容は概ね統一されているようである。具体的には、平時よりも紙媒体での文書提出をさらに制限する（CM/ECFでの電子提出ができない場合には、電子メールでの提出を指示する）ことと、民事事件については、原則としてすべての手続・カンファレンスを電話会議で実施すること、である（ECFのユーザでない本人訴訟当事者にも電子メールによる提出をさせるかは裁判官により判断が分かれている）。ただし、このことはトライアルが電子的に実施されていることを意味するものではなく、延期されているものと思われる。なお2020年4月13日付で、連邦最高裁判所は、限定された数の事件について、電話会議により、延期されていた口頭弁論（oral argument）を実施する旨を発表した⁶⁴。

第3章 州裁判所における民事裁判のIT化

I. 概要

一般的にあって、州裁判所における裁判IT化は連邦裁判所におけるよりも遅れているが、それでも現在では、電子提出のシステムを全く導入していない州は皆無といってよい⁶⁵・⁶⁶。

もっとも、前述の通り、一つとして同じということはない全ての州・特別区における状況をフォローすることは不可能である。以下では、特に断りがない限り、ニューヨーク州の裁判所（New York State Unified Court Systemと総称されるが、以下では単に「NY州裁判所」と呼ぶこととする）における状況についてのみ、連邦裁判所との相違点に着目しながら紹介することとする。

⁶² 連邦裁判所の司法政策上の意思決定機関とされる会議で、最高裁判所長官が主宰し、各巡回控訴裁判所長官、国際通商裁判所長官、各巡回区内の地方裁判所判事の代表（巡回区内の地方裁判所・巡回控訴裁判所判事による選挙で選ばれる）の合計26名により構成される。

⁶³ <https://www.uscourts.gov/news/2020/03/17/federal-judiciary-confronts-coronavirus-spread-judicial-conference-acts-court>.

⁶⁴ https://www.supremecourt.gov/publicinfo/press/pressreleases/pr_04-13-20.

⁶⁵ NCSC(National Center for State Courts)のウェブサイトにおいて、<https://courtechbulletin.blogspot.com/2019/08/2019-state-court-e-filing-program.html>において、2019年8月現在の全米における電子提出の導入状況を概観することができる。

⁶⁶ なお州裁判所では、民間企業が提供する汎用システムが（カスタマイズされた上で）採用されることが少なくない。松長・前掲注9）38頁等参照。

なお、NY州裁判所の組織は、裁判所の職分管轄による細分化⁶⁷がみられ、また地域によって階層構造が異なることもあるため、連邦と比べて複雑である。一般民事事件に限ってみれば、第一審（トライアル）については、一般管轄権を有する高位裁判所（Supreme Court⁶⁸）、または、事物管轄に上限のある Civil Court, County Court, District Court⁶⁹等が管轄する。中間上訴裁判所⁷⁰としては、4つの Appellate Division⁷¹があるほか、最上級裁判所⁷²として州都オールバニに Court of Appeals が存在する。

II. 電子提出

1. 概要

NY州裁判所は、NYSCEF(New York State Courts Electronic Filing System)という単一・共通の電子提出システムを有している。正確な開発時期は特定できていないが、2000年代前半には試行的な導入がなされていたようである。CM/ECF と異なり、NYSCEF は、事件管理システムとは別のシステムとなっており、NYSCEF から事件管理システムへのデータ移行作業は、詳細は不明であるが、裁判所職員によって担われているようである。ただし、最新の事件管理システムである UCMS(Universal Case Management System)⁷³の導入及びこれと NYSCFEF との統合が徐々に進みつつあり、そのような新しい環境では NYSCFEF から UCMS へのデータ移行も容易になり、職員の負担軽減になると期待されている⁷⁴。

2. 利用者・利用範囲

NYSCEF も CM/ECF と同様に弁護士を主なユーザーとして想定している⁷⁵・⁷⁶が、弁護士の代理人 (agent) として電子提出を行う者 (filing agent) もシステムに登録し、電子提出をすることができる⁷⁷。本人訴訟当事者については、州法により NYSCFEF による電子提出の強制からは

⁶⁷ 家庭裁判所 (Family Court)、検認裁判所 (Surrogate's Court)、Court of Claims (州政府に対する金銭請求を管轄) があるほか、ニューヨーク市内には住宅賃貸借関連紛争等を管轄する Housing Court (厳密には Civil Court の一部のようなものである) など存在する。

⁶⁸ 最上級裁判所を指すことが多い語であるが、同州では第一審裁判所の最上位にある裁判所がこのように呼ばれている。

⁶⁹ 地域によりどの裁判所があるかは異なり、また事物管轄の上限を画す訴額は、前二者では 25,000 ドル、後二者では 15,000 ドルとされている。地域により、さらに小さい Town Court、Village Court も存在する。

⁷⁰ Supreme Court・County Court 以外の裁判については、Appellate Division の前にもう 1 審級 (Supreme Court の Appellate Terms あるいは County Court による) を挟む場合がある。

⁷¹ Supreme Court の部門という位置づけである。

⁷² 連邦問題 (federal question) を含む事件については、さらに連邦最高裁判所への上訴が認められる場合がある。

⁷³ UCMS に関しては、文献・インターネット調査では詳細を明らかにすることができなかった。

⁷⁴ ELECTRONIC FILING IN THE NEW YORK STATE COURTS, 7(2019), available at <https://iappscontent.courts.state.ny.us/NYSCEF/live/help/EFileReport.pdf>. (以下「eFILE Report」と呼ぶ)

⁷⁵ 弁護士登録等に用いる Attorney Online Service の ID とパスワードを持っている弁護士は、これを用いて NYSCFEF にログインすることができる。裁判所発行のユーザーマニュアル (以下、「ユーザーマニュアル」と呼ぶ。 <https://iappscontent.courts.state.ny.us/NYSCEF/live/training/userManual.pdf>) II 参照。

⁷⁶ ユーザーは第三者に自分の ID を使用した電子提出を許可できる (パラ・リーガル等による提出を想定) ものとされているが、提出された文書についての全責任を負うものとされている。Uniform Rule §202.5-b(c)(4) (なお Uniform Rule は <http://ww2.nycourts.gov/rules/trialcourts/index.shtml> で閲覧可能)。

⁷⁷ ただし、filing agent は、最初の電子提出に先立って又は同時に、事件の記録上の代理人 (council of record

免除される（紙による文書提出を拒否されない）こととなっている。一方で、コンピュータと電子メール・アドレスを保有する本人訴訟当事者は、事件ごとに申請・登録をすることによって電子提出を利用することができるものとされる。2019年の資料によれば、運用開始からの累計で12,000ほどの本人訴訟当事者が利用申請をしたとのことであり⁷⁸、連邦に比べて本人訴訟当事者による利用にやや積極的であるといえるかもしれない⁷⁹。また、必要な知識又は設備を欠く弁護士は、その旨を記入したフォームを提出することで、NYSCEF利用の免除の申立てをすることができる⁸⁰とされている⁸¹。

電子提出がどの地域のどのような事件において、利用を強制される（mandatory）、あるいは合意があれば利用可能である（consensual）か、全く導入されておらず紙による提出を必要とするかは、司法行政長官（Chief Administrator of the Court）の命令によって定められることとなっており、状況を見ながら⁸²順次拡大されていっている。現在ではかなり導入が進んでいるが、それでも、電子提出が導入されている範囲とされていない範囲は、同種の事件でも地域によってまだバラつきがあり、弁護士も、自分が頻繁に利用する裁判所・手続以外については正確には把握しきれていないようである。なお裁判官ごとのルールも存在し、例えば電子提出とともにプリントアウトした紙の提出も求める裁判官もいるとのことであった。

3. 手続の開始と送達

電子提出が可能又は義務付けられた事件では、訴状等の電子提出によって手続を開始することができる⁸³・⁸⁴が、訴状等の相手方への送達は、伝統的な方法によらなければならないのが原則であり、送達文書に電子提出による旨の通知を同封すべきものとされている。規則上は相手方の同意があれば電子的な送達も有効であるとされているが、一般的というわけではないようである⁸⁵・⁸⁶。

電子提出に合意を要するケースでは、前記の通知を受けた相手方がシステム上で同意の手続をとることにより電子提出によることが確定し、電子提出が義務付けられるケースでは相手方の代

in an action) による授權を証明する、定められた形式の文書を提出しなければならないとされている。

Uniform Rule §202.5-b(d)(1)(ii).

⁷⁸ eFILE Report 6, Uniform Rule §202.5-bb(e)(1).

⁷⁹ もっとも、NY州裁判所での活動機会が多い飯島弁護士は、電子提出を利用している本人訴訟当事者は多くはないとの印象をもっているようであった。

⁸⁰ NY州裁判所も本人訴訟当事者向けに様々な情報をウェブサイト上で提供しているようである。

<https://www.nycourts.gov/courthelp/>

⁸¹ Uniform Rule 202.5-bb(e)(2).

⁸² 実際には、Statewide Coordinator for Electronic Filing という役職にある者が、各地の裁判所職員とコミュニケーションをとりながら導入の可否を検討しているようである。eFILE Report 4.

⁸³ 手数料の支払いはクレジット又はデビットカードによることが第一の方法とされる。裁判所での支払いができる郡もあるが、取りやめる傾向にあるようである。その他の方法（county clerk への預け金口座からの引き落とし等）が使える郡もある。詳細は、ユーザーマニュアルIVHおよびUniform Rule §202.5-b(d)(2)参照。

⁸⁴ 署名に関しては、主に、紙の文書に署名したものがスキャンされ電子ファイル状に現れている、サインの画像が文書に添付される、その者のIDとパスワードによって電子提出されている、のいずれかをもって、電子提出された文書は署名されているものと扱われる。Uniform Rule §202.5-b(e)(1).

⁸⁵ 弁護士とのインタビューでも、3氏とも、訴状等の送達は伝統的方法によるものとの認識であった。

⁸⁶ 前掲注31) 参照。

理人が、前記の同意とほぼ同様の手続により代理人として登録することになる^{87・88}。その後は、原則としてすべての文書の提出と（電子メールによる通知による）送達が電子的に行われることになる⁸⁹。

4. 文書の公開とセンシティブ情報の扱い

NY 州裁判所は、裁判記録を PACER にかなり近い程度までオンラインで一般に公開していると評価されている⁹⁰。例えば Supreme Court に提起された民事事件は、秘匿命令がされているものを除いて、WebCivil Supreme⁹¹というシステム上で、係争中であれ確定後であれ検索することができ（無料）、裁判書等だけでなく、NYSCEF 上で提出された文書も取得することができる。また E-Track という機能を使えば、特定の事件について動きがあった場合に電子メールにより通知を受けることができる⁹²。

2013 年 4 月 15 日までは、センシティブな情報⁹³を含む文書を電子提出する際に”secure”なものとして提出することが可能であり、そのように提出された文書はオンラインでは当事者と代理人のみがアクセスでき、一般の第三者は裁判所の庁舎においてのみアクセス可能となる取扱いがされていたが、同日施行された規則改正により、このような提出方法は不可能になった。裁判所のウェブサイトでは、「電子提出される文書に含まれる秘匿されるべき個人情報を公開しないことを要求する現行法に留意しこれを遵守することは、代理人と当事者のみの責任（the sole responsibility of counsel and the parties）であるとしている⁹⁴。もっとも、電子提出であるかにかかわらず、提出者は、原則として、裁判所への提出文書から一定の個人情報（CPI, confidential personal information）と呼ばれる）を排除または墨消しをする必要がある⁹⁵ものとされており、これを受けて、NYSCEF 上では文書の電子提出の際、CPI の取扱い（CPI を含むか、含む場合墨消しを行っているか、行っていないとすればどのような例外に当たるのかといった選択肢から該当するものをチェックする）についての確認が行われ、そこで CPI が含まれるが墨消ししていないという選択肢を選ぶと、システムが自動的に当該文書を当事者・代理人のみが閲覧できるように設定するようである⁹⁶。ただし、裁判所は取扱いの変更を命じることができる⁹⁷。

⁸⁷ ユーザーマニュアル V を参照。なお、電子提出への同意だけでは、応訴管轄を成立させる出頭（appearance）をしたことにはならない。

⁸⁸ 本人訴訟の場合には利用申請をすることができること、代理人が電子提出の免除を申し立てることができることについては、前記 2. を参照。

⁸⁹ ユーザーマニュアル X 参照。

⁹⁰ Council for Court Excellence, REMOTE PUBLIC ACCESS TO ELECTRONIC COURT RECORDS: A CROSS-JURISDICTIONAL REVIEW FOR THE D.C. COURTS, 7(2017).そこでは、(2017 年時点では) NY 州裁判所はかなり進んだ例として挙げられている。この資料によると、例えばマサチューセッツ州やミズーリ州（及びメリーランド州の一部）では、オンラインでの事件記録への完全なアクセスは弁護士だけに認められており、一般人は裁判所庁舎の端末からしか完全な記録にはアクセスできない。各裁判所あるいは郡に記録公開の政策判断が委ねられているため、より複雑な状況にある州も多いようである。

⁹¹ Civil Court の事件については、WebCivil Local という類似のシステムがある。

⁹² E-Track はまだ一部の Civil Court の事件については利用できない。

⁹³ CPI に相当するものほか、営業秘密（trade secret）も列挙されていた。

⁹⁴ <https://iappscontent.courts.state.ny.us/NYSCEF/live/faq.htm#FilingProcess> (Filing Process の Q19)。

⁹⁵ その範囲は前掲注 34) で紹介した連邦民事訴訟規則 5.2(a)におけるのとほぼ同様であるほか、婚姻関係事件における一定のセンシティブな資料が含まれる。Uniform Rule §202.5(e)。

⁹⁶ ユーザーマニュアル IV G。

⁹⁷ Uniform Rules §202.5(e)(2)。

また裁判所は、裁判記録 (court records) の全部または一部の秘匿 (sealing) を、正当な理由 (good cause) を具体的に明らかにする書面が提出された場合にのみ命じることができる⁹⁸。奈良弁護士・合嶋弁護士によれば、かつては、営業秘密等に関して秘匿命令を得ることは難しくなかったが、最近では、裁判所が細かく審査をする傾向にあるようである⁹⁹。秘匿命令が出れば、システム上での閲覧も制限される¹⁰⁰。

III. ビデオ会議・電話会議の利用 (covid-19 対応を含む)

ビデオ・電話会議の利用に関しては情報が乏しいが、NY 州裁判所でも電話会議の利用はなされているようである¹⁰¹。

一方、2020年3月に入り、ニューヨーク州内での covid-19 の感染拡大防止の観点から、大要、プレトリアル手続におけるカンファレンスは可能な限りスカイプ又は電話会議による出席とすることを内容とする、Chief Administrative Judge 名義での命令がなされた¹⁰²。もっとも、その後の事態の悪化に伴い、州知事の行政命令により出訴期間 (statute of limitations) の進行が一時的に猶予される¹⁰³とともに、3月23日付の命令で一部の必要不可欠 (essential) なものを除く全ての申立ての受付が停止されることになった¹⁰⁴。そのため現状、どの程度スカイプ等によるカンファレンスが行われているかは定かではない。ただし、家庭裁判所が管轄する緊急の救済を要する事件、及び刑事における罪状認否手続 (arraignment) については、ビデオ会議による期日の実施が行われはじめた旨、ウェブサイトでも告知されている¹⁰⁵。

第4章 小括

I. 電子提出の定着

以上に見てきたように、連邦裁判所ではほぼ完全に、NY 州裁判所でも相当な程度にまで、少なくとも弁護士の間では、電子提出が定着しているといつてよい状況にある。電子提出あるいはこれと連動した訴訟関係書類のオンラインでの入手がもつ利便性が支持されているからだということもできそうであり、その意味で、わが国においても電子提出への移行を目指すことを躊躇わ

⁹⁸ Uniform Rules §216.1.

⁹⁹ 当初は墨消して (電子) 提出することが認められていたものも、時間の経過によって秘密性が失われたとして、墨消しのないバージョンの再提出を求められるといったこともある。

¹⁰⁰ See, <https://iappscontent.courts.state.ny.us/NYSCEF/live/faq.htm>・FilingProcess (Filing Process の Q20) .

¹⁰¹ 飯島弁護士によれば、婚姻関係事件では、裁判所は必ず当事者本人の現実の出頭を求めるようである。

¹⁰² <https://www.nycourts.gov/whatsnew/pdf/MEMO-3.13.20.pdf>. 一方、陪審によるトライアルについては、すでに開始されているものを除いて延期の方針が示されている。なお第3章II. 2. にいう Chief

Administrator of the Court に裁判官が就任すると Chief Administrative Judge と呼ばれるということのようである。

¹⁰³ <https://www.nycourts.gov/whatsnew/pdf/EO-202.8-ocr.pdf>.

¹⁰⁴ <https://www.nycourts.gov/whatsnew/pdf/AO-78-2020.pdf>.

¹⁰⁵ <https://www.nycourts.gov/index.shtml>. 2020年3月30日現在、裁判所のトップ・ページが covid-19 対応特設サイトの役割を果たしている。

せるような要素は見つけにくい（現時点では、アメリカでは本人訴訟当事者にも利用を強制することは想定されていないようであるが）。ただし、少なくともアメリカでの導入と普及の過程は、トップダウンによる一律の導入が成功することを保証するものではないことには注意が必要そうである。すなわち、ローカル・ルールの支配が強いという元々の特性も影響しているとはいえ、当地では、システム開発ないしインフラ整備は中央集権的・統一的に行われるとしても、その具体的な導入は、各地域・裁判所のごとの状況を勘案しながら、一定の期間をかけて、ある程度慎重に行われてきたようにみえるからである。

II. e-法廷に関する一定の慎重さ

期日ないしカンファレンスにおける IT 利用に関する状況は、両極端ともいえる。一方では、プレトリアル段階における裁判所と当事者（弁護士）間だけで行われるカンファレンスについては、相当広く電話会議が活用されている（ビデオへの置き換えは必ずしも進んでいないようであるが）。対して、トライアル・プレトリアルのいずれの段階でも、証言から心証を採るための期日においては、ビデオ・リンク方式等の利用は、禁止されているわけではないとしても、例外的な地位に止まっているようである。わが国では未だ認められていないデポジションの手続が存在すること、また、トライアルに至ることがそもそも少ないことなどから、それほど需要が大きくないということもあるかもしれないが、対面での尋問の価値がなお重視されているということでもあろう。さらに、遠方の裁判所での期日には当該地域の弁護士に出席を依頼するという習慣（を可能にする弁護士のネットワーク）があることも、国土の広大さにもかかわらず期日の完全なバーチャル化がそれほど喫緊の課題とはなっていないことの一因であるのかもしれない。

III. おわりに

アメリカ合衆国における民事裁判の IT 化は、総じて、手続の基本的な形を大きく変えることなく、利便性を高める方向で進められ、その方向での努力は法曹関係者にも一般にも基本的に支持されてきたように見受けられる。しかし、今後もそうであるかは不透明になりつつある。いうまでもなく、**covid-19** の影響が長期化することになれば、トライアルの実施等、現在のところペンディングにすることで済ますことができているものについても、ビデオ会議による実施等を検討せざるを得なくなるかもしれないからである。

以 上

第3部 フランス法

東京大学 垣内秀介

第1章 はじめに

フランスにおいては、今世紀に入る頃から IT 化への対応を進めてきており、とりわけ手続上の各種文書のやり取りの電子化については、かなりの経験の蓄積を有し、その義務化の動きも進められている。また、マクロン政権¹の下では民事司法の改革に関する立法も活発化しており、IT 化の関係でも様々な動きが見られる。

以下では、まず、フランスにおける民事裁判の IT 化をめぐる経緯を概観した後（第2章）、現時点での IT 化をめぐる規律の概要（第3章）、システムの運用状況等（第4章）を紹介する。また、末尾に資料として、フランス民事訴訟法典における IT 化関係の主要条文及びその翻訳を付する（第5章）。

なお、本稿を執筆するに当たっては、当初、2020年3月にフランスでの現地調査を実施し、フランス司法省、パリ控訴院、パリ大審裁判所²、ボルドー大審裁判所、全国弁護士会評議会、パリ弁護士会、ボルドー弁護士会を訪問し、ヒアリング等を行う予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中止を余儀なくされることとなった³。そのため、本稿は、主として文献等の調査に基づくが、パリ司法裁判所からは、筆者から送付した質問事項に対する書面での回答を得たほか、訪問予定先であったパリ弁護士会会員のマンデル弁護士に対し、スカイプを利用したヒアリングを実施することができたことから、それらの内容をも必要に応じて反映している⁴。

第2章 民事裁判 IT 化の経緯

1. 概要

フランスにおける IT 化への初期の対応としては、2000年の法律による、電子的書面の証拠調べに関する規定の整備が挙げられる。その後、2005年以降、訴訟に関する各種の文書のやり取り

¹ マクロン現大統領が大統領に当選したのは、2017年5月である。

² 大審裁判所 (tribunal de grande instance : TGI) は、司法の2018年から2022年までの計画及び改革に関する2019年3月23日の法律第222号により、2020年1月1日から、従来の小審裁判所 (tribunal d'instance) と統合され、「司法裁判所」(tribunal judiciaire) との名称になっている。

ただし、後述するマンデル弁護士に対するヒアリングに際して、スカイプ画面を通じて確認したところでは、e-barreau 上の表記は、なお TGI となっていたようであった。

³ 現地調査の実施はかなわなかったものの、その準備段階においては、調査の実現のため、法務省、外務省、最高裁判所の各担当者、また、フランスの訪問予定先の関係者の方々から多大なご尽力を頂いた。ここに記して謝意を表す。

⁴ 以下では、パリ司法裁判所からの回答は、脚注において、“TJ Paris”、マンデル弁護士からの回答は、同じく“Mandel”として引用する。なお、マンデル弁護士に対するヒアリングは、2020年3月13日に実施した。

の電子化に関する規定の整備が進められ、最近に至るまで活発な立法が行われている。その一方で、2007年には、弁論におけるテレビ会議の使用に関する規定が整備されるなど、e法廷に関する規定も設けられている。

以下では、これらの項目ごとに、主要な立法を時系列に沿って挙げるとともに、その内容の概略を示す。

II. 立法の経緯

1. 電子的書面の証拠調べ—2000年3月13日法律第230号

2000年3月13日法律第230号⁵は、民法典に新1316条から1316-4条までを新設することなどを内容とする法律であり、書証の定義について紙媒体であるかどうかは問わないこと(1316条)、電子文書であっても紙媒体の文書と同等の証拠能力及び証拠力が認められること(1316-1条、1316-3条)、電子署名の要件(1316-4条)などを定めたものである⁶。

2. 電子的な文書交換—2005年12月28日デクレ第1678号等

(1) 電子的な文書交換の導入

文書の電子的な交換に関する立法の嚆矢としては、2005年12月28日のデクレ⁷が挙げられる。同デクレは様々な事項を定めるが、IT化との関係では、①事件記録等を電子的に保管することができる旨の規定の新設(民訴729-1条)のほか、②民訴法第1巻第21編として、「電子的方法による伝達」との編名の編を新設し、民訴法748-1条から748-6条までの規定を新設したものである。これらのうち、②の各規定は、訴訟行為(訴訟文書)⁸など、各種の文書の提出、送達等を、名宛人の明示の同意を条件として、電子的な方法によってすることができるものとし(748-1条、748-2条)、そのための技術的方法につき、電子的伝達の当事者の同一性確認の信頼性、伝達される文書の完全性、情報交換の安全性及び秘密性、実施された伝達の保存を保障し、かつ、発信の日及び名宛人が閲覧可能となり、若しくは受領した日を、確実な方法で証明できるものでなければならぬものとしつつ、詳細は司法大臣令で定めるものとするものである(748-6条)。

同デクレは、電子的方法によることが「できる」(*peuvent être effectués*)としたものであるとともに、名宛人の明示の同意を前提としている点で、任意的なものではあるが、民事裁判手続における各種文書の電子的な伝達について初めて定めたものとして画期的なものであった。同デクレのうち、上記①の部分は2006年3月1日に、②の部分は2009年1月1日に、それぞれ施行されるものとされ、その準備が進められることとなった⁹。

⁵ 証拠法の情報技術への対応及び電子署名に関する2000年3月13日の法律第230号。

⁶ その後、2016年2月10日のデクレ第131号によって規定の内容が若干整理され、現在では民法典1365条から1367条に概ね対応する規定がおかれている。

⁷ 民事訴訟、一部の執行手続及び氏変更手続に関する2005年12月28日のデクレ第1678号。

⁸ 原語は、“*acte(s) de procédure*”であるが、ここでの“*acte*”は、行為そのもの及び行為を化体した文書の双方を指すことから、本稿では「訴訟行為(訴訟文書)」としている。こうした“*acte*”の用法につき、例えば、山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会、2002年)11頁。また、*acte(s) de procédure*の概念につき、Cécile CHAINAIS et al., *Procédure civile : Droit interne et européen du procès civil*, 34^e éd., 2018, p. 669 (n° 944)参照。なお、本稿における紹介のうち、2018年頃以前の内容については、同書に負うところが大きい。

⁹ もっとも、実際には、同デクレの制定前から、弁護士会等において、裁判所と弁護士間における電子的な文書

具体的には、まず、2008年6月17日の司法大臣令¹⁰により、破毀院において、電子的伝達が同年7月1日から先行実施されるものとされ、そのためのプラットフォームとして、裁判所側では「司法ヴァーチャルプライベートネットワーク」(réseau privé virtuel justice. 以下では、「RPVJ」と略称する)が導入されること、コンセイユ・デタ及び破毀院付弁護士の側でも、同弁護士会の選択するプラットフォームが用いられるべきこと、また、弁護士が提出した文書は破毀院のサーバーに10年間保存されることなどが定められた。

続いて、2008年9月25日の司法大臣令¹¹では、同年11月1日から、ボルドー、マルセイユ、ヴェルサイユなど68の大審裁判所¹²において、電子的伝達が先行実施されるものとされた。同司法大臣令では、裁判所側では、RPVJ上の事件管理用プラットフォームとしてWinCi TGIと呼ばれるシステムが導入され、文書の電子的な伝達については、そのWinCi上の連絡アプリであるComCi TGIが導入されること、また、弁護士側では、「弁護士ヴァーチャルプライベートネットワーク」(réseau privé virtuel avocat. 以下では、「RPVA」と略称する)が導入されることなどが定められた。これらの内容は、2009年4月7日の司法大臣令¹³により、全ての大審裁判所に一般化されることとなった。なお、この司法大臣令によれば、電子的な文書交換が行われるのは弁護士と弁護士との間及び弁護士と裁判所との間においてであり(同司法大臣令1条)、当事者本人による電子的な伝達の利用は想定されていない¹⁴。

(2) 電子的執行吏送達の導入

文書の伝達方法の1つである送達(notification)のうち、執行吏(huissier de justice)が行うものを特に執行吏送達(signification)と呼ぶが、2012年3月15日のデクレ¹⁵は、電子的な執行吏送達に関する規定を整備したものである。具体的には、民訴法653条を改正し、執行吏送達が増加し、紙媒体に加えて電子的方法によってもできる旨を定めるとともに、民訴法662-1条を新設し、その方法等については、民訴法第21編(電子的方法による伝達)の規定によること(同条1項)などを定めたほか、1956年2月29日のデクレを改正し、この方式によることに対する名宛人の同意の方式などを定めている。

また、こうした電子的執行吏送達実施のための基盤として、2012年8月28日の司法大臣令¹⁶により、「執行吏セキュリティプライベートネットワーク」(réseau privé sécurisé huissiers. 以下では、「RPSH」と略称する)及びそのプラットフォームである「e執行吏」(e-huissier)の導

のやり取りの導入に関する検討が進められており、2004年12月には、全国弁護士会評議会において、弁護士会側のプラットフォームに関する基本方針が採択されていたようである。また、2005年5月4日には、司法省と全国弁護士会評議会との間で、電子的伝達に関する協定が初めて締結され、その後数次にわたって改定されている。2016年6月24日の協定改定につき、<http://www.justice.gouv.fr/la-garde-des-sceaux-10016/archives-2016-jj-urvoas-12873/convention-entre-le-ministere-et-le-conseil-national-des-barreaux-30340.html> 参照。

¹⁰ 電子的方法による伝達に関する規定の破毀院手続における先行実施を定める2008年6月17日の司法大臣令。

¹¹ 電子的方法による伝達に関する規定の大審裁判所手続における先行実施を定める2008年9月25日の司法大臣令。

¹² 2008年当時、大審裁判所は181設置されていたから、その3分の1強ということになる。

¹³ 大審裁判所における電子的方法による伝達に関する2009年4月7日の司法大臣令。

¹⁴ この点については、CHAINAIS et al., *supra*, p. 1133 (n° 1595)も参照。

¹⁵ 電子的方法による執行吏送達及び海外送達に関する2012年3月15日のデクレ第366号。

¹⁶ 執行吏に対する民訴法典第1巻第21編の規定の適用を定める2012年8月28日の司法大臣令。

入が定められた。この RPSH は、全国執行吏会議の責任において運用し、執行吏が民訴法 748-1 条に定める電子的伝達を担う場合には、このシステムを利用することとされた。また、同司法大臣令により、同システムを利用した執行吏送達の手順等が定められている。それによれば、執行吏送達されるべき文書は、執行吏が電子的に署名した後、全国執行吏会議の責任で管理する当該名宛人向けの電子書庫に格納され、名宛人はこれにアクセスすることによって文書を受領することができる。文書が格納された場合には、「SECURACT」と呼ばれるプラットフォームを介して、電子メールまたは SMS メッセージによって、名宛人にその旨が通知され、名宛人は、パスワードを用いてログインすることにより、電子書庫にアクセスし、文書を受領するなどとされている。

(3) 電子的な文書交換の義務化

以上のような経緯で裁判所及び弁護士会においてそれぞれ RPVJ 及び RPVA のシステムが整備され、電子的な文書のやり取りのための基盤が整えられたが、以上の限りでは、その利用は任意であり、義務的なものではなかった。

(a) 控訴院における電子的伝達の義務化

これに対し、電子的な文書交換を初めて義務化したのが 2009 年 12 月 9 日のデクレ¹⁷である。同デクレの目玉は、①民訴法典に第 930-1 条を新設し、裁判所に対する訴訟行為（訴訟文書）の提出は、電子的方法によらなければならない、これに反するときは不受理となること（同条 1 項）、また、当事者に対する通知等も、原則として、代理人弁護士に対する電子的方法による伝達であること（同条 3 項）を定めた点にある¹⁸。

また、このように、控訴審手続における電子的伝達が義務化されたことに伴い、その例外についての規定が新設されたことも重要である。すなわち、同デクレにより、②電子的方法によることが行為者にとって「外的な事由」(cause étrangère) により不可能である場合には、従来通り、紙媒体で訴訟行為（訴訟文書）を提出することができる旨が定められるとともに（民訴 930-1 条 2 項）、電子的方法が義務である場合に限られるものではないものの、③期間の最終日に上記のような「外的な事由」が存在するために訴訟行為（訴訟文書）をすることができないときは、期間が次の開業日まで延長される旨の規定（民訴 748-7 条）が、新設されることとなった。

これらのうち、①、②中、控訴の申立て及び控訴審における代理人選任通知に関する部分並びに③については、2011 年 1 月 1 日から、また、①、②中、上記以外の行為に関する部分については、2013 年 1 月 1 日から施行されるものとされた。

(b) 名宛人の同意擬制の規律の導入

以上に加えて、2015 年 3 月 11 日のデクレ¹⁹では、民訴法 748-2 条に第 2 項が追加され、民訴法 748-1 条に定める電子的伝達に対する同意につき、当事者の代理人である弁護士等の司法補助士が、当該専門職を対象とする電子的伝達ネットワークに加入しているときは、当然に同意があるものとみなされるものとされた。これにより、RPVA に加入している弁護士に対して文書を送付する場合には、当然に電子的方法によることができることとなった。

¹⁷ 代理強制のある民事控訴手続に関する 2009 年 4 月 29 日のデクレ第 1524 号。

¹⁸ このことに伴い、従来電子的方法による送達等につき名宛人の明示的な同意を要求していた民訴 748-2 条には、「(電子的) 方法を義務づける特別の規定がある場合を除き」との限定が加えられることとなった。

¹⁹ 民事訴訟の簡易化、電子的伝達及び争いの友誼的解決に関する 2015 年 3 月 11 日のデクレ第 282 号。

(c) 大審裁判所における電子的伝達の義務化

さらに、2017年5月6日のデクレ²⁰は、大審裁判所における電子的伝達を義務化するに至った。これは、民訴法 796-1 条を新設し、控訴審手続における民訴法 930-1 条と同様に、訴訟行為（訴訟文書）は電子的方法によって裁判所に提出しなければならない、これに反するときは不受理とするなどの規定を設けたものである（民訴 796-1 条 1 項）。この規定は 2019 年 9 月 1 日から施行されたが、民事訴訟手続及び裁判所構成の大きな改革となった 2019 年 12 月 11 日のデクレ²¹が 2020 年 1 月 1 日に施行されたことに伴って削除され、対応する規定は、現在民訴法 850 条としておかれている。

なお、上記 2019 年 12 月 11 日のデクレは、冒頭でも触れたように、大審裁判所と小審裁判所が統合され、「司法裁判所」とされたことに伴うものであるが、従来の両裁判所の管轄事件の取扱上の区別は、現在でも基本的に維持されている。また、同デクレによる注目すべき改正点としては、民訴法 54 条を改正し、訴訟手続開始の方法として、従来、①呼出し（assignment）、②当事者の共同出頭、③書記課への共同申請の提出、④書記課への申請・申述が挙げられていたのを簡略化し、(a)呼出しまたは(b)裁判所書記課に提出もしくは送付される申請の 2 つに簡略化したこと（民訴 54 条 1 項）、さらに、訴訟手続の開始は電子的方法でもすることができることを明示したこと（同条 2 項）が挙げられる。

(4) 電子メール等による連絡

上記（2）及び（3）で言及した各法令は、基本的に、RPVJ、RPVA、RPSH といったプライベートネットワーク間での文書のやり取りを定めるものであるが、これらとは別に、裁判所から当事者に対する連絡手段に関する重要な立法がみられる。

具体的には、前掲の 2015 年 3 月 11 日のデクレにより、民訴法 748-8 条及び 748-9 条が新設され、民訴法上当事者に対する通知が「任意の方法により」（*par tout moyen*）することができるものとされている場合においては、当事者が事前の同意とともに申告した電子メールアドレスまたは携帯電話番号に対して、電子メールまたは SMS メッセージによって通知を送信できるものとされた。通知につき任意の方法によることができる旨の規定は民訴法全般に散在しており、それら全てにつき、当事者の同意がある限り、こうした簡易な連絡方法をとることが可能とされたものである。これらの規定は、同デクレの公布の翌日である 2015 年 3 月 15 日から施行された。

もっとも、その後、上記民訴法 748-8 条及び 748-9 条は、2019 年 5 月 3 日のデクレ²²によって改正されており、この場合における当事者への連絡は、原則として司法省が運営する「裁判利用者ポータル」（*Portail du justiciable*）を利用する方法によるものとされた（民訴 748-8 条 1 項）。この裁判利用者ポータルに登録し、電子的方法の使用に同意した当事者は、同意に際して電子メールアドレス及び携帯電話番号を届け出、呼出しなど、自己の事件に関する通知を受ける際には、その旨の通知を、申告した電子メールアドレスに受けるものとされる（同条 3 項）。

²⁰ 民事訴訟の現代化及び簡易化に係る各種の措置を定める 2017 年 5 月 6 日のデクレ第 892 号。

²¹ 民事訴訟を改革する 2019 年 12 月 11 日のデクレ第 1333 号。

²² 民事における電子的伝達及び外国人に対する送達に関する各種の措置を定める 2019 年 5 月 3 日のデクレ第 402 号。

この裁判利用者ポータル仕様等については、2019年5月6日の司法大臣令²³及び同月28日の司法大臣令²⁴によって定められたが、最近になって、2020年2月18日の2つの司法大臣令²⁵により、さらに改正されている。重要な改正点としては、当初の裁判利用者ポータルにおいては、当事者は自己の事件の進行状況の確認や呼出状などの文書の閲覧など、基本的に受動的な作業のみが可能とされていたところ、改正司法大臣令においては、当事者の側から裁判所に申請(requête)をすることができるようになったことが挙げられる。したがって、申請の形式による本人申立てが認められる手続である限り、当事者本人が、裁判利用者ポータルを介して手続を開始することもできるようになったことになる。もっとも、現在、裁判利用者ポータルは、司法省のウェブサイトにおいて提供されているものの²⁶、2020年3月末の時点では、申請の提出機能はなお提供されていないようである²⁷。

(5) その他

以上のほか、電子的な文書交換に関する規定の整備として、以下のようなものが挙げられる。

2010年4月29日のデクレ²⁸では、電子的伝達に際して省令で定める方法で本人確認が実施された場合には、その訴訟行為(訴訟文書)について代理人の署名があったものと同視する旨が定められている²⁹。

2012年12月28日のデクレ³⁰では、民訴法456条を改正し、従来紙媒体を想定していた判決書原本について、電子文書で作成できるものとした上で、裁判長等の署名につき電子署名による旨を定めている³¹。この規定は、デクレの公布の翌日である2012年12月31日から施行されている。

2016年2月9日の司法大臣令は、商事裁判所について民訴法第21編の規定が適用される場合における商事裁判所書記用のプラットフォームとして「SECURIGREFFE」を導入する旨を定める。

最後に、IT化に直接関わるものではないが、関係する改革として、書面手続に関する法改正が挙げられる。すなわち、2010年10月3日のデクレ³²は、民訴法446・1条を新設し、弁論(débats)に関し、口頭での主張を原則としつつ(同条1項)、特段の規定がある場合には、期日に出頭する

²³ 「裁判利用者ポータル」を通じた通知、呼出または受領書の電子的方法による伝達の技術的使用に関する2019年5月6日の司法大臣令。

²⁴ 「裁判利用者ポータル」を通じた通知、呼出または受領書の電子的方法による伝達の技術的使用に関する2019年5月6日の司法大臣令を改正する2020年2月18日の司法大臣令及び「裁判利用者ポータル」(自己の裁判事件の進行状況のオンライン追跡)と称される個人的情報の自動的処理の実施の権限を付与する2019年5月28日の司法大臣令を改正する2020年2月18日の司法大臣令。

²⁵ 「裁判利用者ポータル」を通じた通知、呼出または受領書の電子的方法による伝達の技術的使用に関する2019年5月6日の司法大臣令。

²⁶ <https://www.justice.fr/>でアクセス可能である。

²⁷ Barbara GUTTON-PERRIN, Les actes de saisines des juridictions, *Procédures*, n° 3, 2020, p. 10 (n° 6)は、サービスの提供がいつになるのかは不明であると述べる。

²⁸ 民事訴訟の分野における電子的方法による伝達に関する2010年4月29日のデクレ第434号。

²⁹ この規定は、家事事件の裁判の国境を越えた承認、電子的伝達及び控訴審における検察官の役割に関する2018年12月24日のデクレ第1219号により、民訴法748-6条2項に挿入されている。

³⁰ 民事訴訟及び司法組織に関する各種の規定を定める2012年12月28日のデクレ第1515号。

³¹ 同条は、以後二度にわたって改正されているが、規律内容に実質的な変更はない。

³² 勸解及び民事、商事及び社会事件における口頭手続に関する2010年10月1日のデクレ第1165号。

ことなく、書面で主張をすることができるものとする（同条 2 項）。また、前掲 2019 年 3 月 23 日の法律は、司法組織法典 L. 212-5-1 条を新設し、大審裁判所において、当事者の明示の合意がある場合には、手続を書面のみで行うことができるものとした（同条 1 項）。これらを前提として、前掲 2019 年 12 月 11 日のデクレにより改正された民訴法 752 条 2 項では、弁護士代理強制がある司法裁判所の手続に関し、呼出し（*assignation*）で手続を開始する場合において、上記司法組織法典 L. 215-1 条により期日を開催せずに手続を行うことにつき原告が同意するときは、その旨を記載するものとする規定が設けられている³³。こうした規定に基づき、期日を開催せず、書面のみで手続が行われる場合に、書面のやり取りが電子的伝達によることになれば、当該手続は、電子的な文書交換のみで判決に至ることになる。そのため、こうした書面手続の可能性は、電子手続の可能性をも意味するものといえる³⁴。

3. 弁論におけるテレビ会議の使用

2007 年 12 月 20 日の法律³⁵により、司法組織法典 L. 111-12 条が新設され、裁判長は、申立てによりまたは職権で、当事者全員の同意を得て、弁論を、各法廷を相互にビデオ会議システムで接続する方法で、複数の法廷で弁論をすることを許可することができる旨が定められた。弁論を公開で行うべき場合には、弁論が行われる全ての法廷を公開すべきものとされる（同条 3 項）。また、この場合、録音や録画については、文化遺産法典 L. 221-1 条が定める例外を除き、禁じられるものとされる（同条 4 項）。

III. IT 化をめぐる議論・準備の経緯等

IT 化をめぐる主要な立法の経緯については II. で述べた通りであるが、そこでも若干言及した通り、法制面の整備に加えて、システムの開発や試行などが並行して進められてきたところである。以下では、調査し得た範囲で、その一端について紹介する。

裁判所において最初に電子的方法による伝達の試行が行われたのは、2003 年のことであり、パリ大審裁判所及びグルノーブル大審裁判所において「e 書記課」（*e-greff*e）のパイロット・プロジェクトが行われた。この試行に際しては、裁判官及び書記官と、司法省、パリ弁護士会との間で緊密な連携が図られ、関係した裁判官や書記官から消極的な意見が出されることはなかったとのことである³⁶。

その後、2006 年から 2009 年にかけては、パイロット・プロジェクト実施委員会が組織され、裁判官のほか、司法省を含む関係諸官、パリ弁護士会所属弁護士、裁判所及びパリ弁護士会の情報サービス担当者が参加し、当初は月に 1 回、その後はより長い間隔を置いて会合をもったとのことである³⁷。

また、新たなシステムの導入に際し、裁判所においては、関係する全ての裁判官、職員が習熟

³³ なお、申請により手続が開始する場合についても、同旨の規定が設けられている（民訴 757 条 2 項）。

³⁴ こうした書面手続の意義については、CHAINAIS et al., *supra*, p. 1195 (n° 1681) も参照。

³⁵ 法の簡易化に関する 2007 年 12 月 20 日の法律第 1787 号。なお、この法律は、1975 年制定の現行民事訴訟法典を従来の「新民事訴訟法典」から「民事訴訟法典」に改称した法律でもある。

³⁶ 以上につき、TJ Paris.

³⁷ 以上につき、TJ Paris.

できるよう、各裁判部に逐次講習（情報システムに通曉した担当書記官 2 名による半日程度のもの）を行った上で、裁判部ごとに運用を開始したほか、ホットラインを設置し、システムを利用する裁判官等を補佐する体制を構築したとされる³⁸。

他方、弁護士会においても、年配者など、IT に不慣れな弁護士も存在したが、システムの導入から義務化までは一定の期間があり、その間に弁護士会主催の無料講習なども多数実施されたため、それほど大きな問題は生じていない、との指摘がある。また、IT 化が弁護士の地域分布に影響を与える可能性や、それに対する懸念があったかどうかについては、フランスの場合、特にそうした議論は聞かれなかったようである。その背景には、フランスにおいては、従来代訴士が担当していた訴訟行為（訴訟文書）の代理提出（postulation）については地域制が維持されており、現在でも、自己の職業上の住所を管轄する控訴院の管轄区域内においてしか代理行為をすることができないため³⁹、地方の裁判所の事件の当事者がパリの大規模事務所の弁護士に代理を依頼することなどについて制約がある、といった事情も存在するようである⁴⁰。

第 3 章 IT 化をめぐる現在の規律の概要

IT 化をめぐる立法の内容については、第 2 章において時系列に沿って概観したところであるが、以下では、問題となる事項ごとに、現時点（原則として、2020 年 3 月現在）における規律を紹介する。

なお、フランスには、日本と異なり、商事裁判所、労働審判所、農地賃貸借同数裁判所など各種の裁判所が存在するが、以下では、一般民事事件を管轄する現在の「司法裁判所」の手続のうち、主として従来大審裁判所が管轄していた事件の手続を取り上げる。

I. 各種文書の交換

1. 概観

訴訟に関する各種の文書のやり取りに関しては、全ての裁判所に適用される一般的な規定として、民訴法第 1 卷第 21 編の各規定（748-1 条から 748-9 条）がおかれているほか、詳細については、司法大臣令に委任されている。また、これらのほか、司法裁判所における手続に関しては、民訴法第 2 卷第 1 編第 5 小編第 1 章に規定（850 条）があり、控訴院における手続に関しては、同第 2 卷第 6 編第 1 小編第 1 章第 1 節第 4 款（930-1 条から 930-2 条）に規定がある。

以下では、これらの規定の内容につき、①当事者から裁判所に対する申立て、提出等と、②当事者に対する通知、送達等とに分けて、概略を紹介する。

³⁸ 以上につき、TJ Paris.

³⁹ 司法及び法律専門職の改革を定める 1971 年 12 月 31 日の法律第 1130 号 5 条（2019 年 9 月 18 日のオルドナンス第 964 条による改正後）参照。

⁴⁰ Mandel. また、各裁判所の実務の違いなどもあるので、その土地の裁判所及び裁判官に通じた弁護士でなければ、安心して手続追行を委ねることはできない、との指摘もあった。

2. 当事者から裁判所に対する申立て、提出等

(1) 通則

(a) 民訴法 748-1 条による電子的伝達

裁判所に対する訴訟行為（訴訟文書）、書証等の文書の提出は、電子的方法であることができる（民訴 748-1 条）。このためには、司法大臣令で定める条件に従い、当事者の同一性確認の信頼性、伝達される文書の完全性、情報交換の安全性及び秘密性、実施された伝達の保存を保障し、かつ、発信の日及び名宛人が閲覧可能となり、若しくは受領した日を、確実な方法で証明できる技術的手段が用いられなければならない（民訴 748-6 条 1 項）。こうした条件を満たすシステムとして、裁判所側では WinCi TGI、弁護士側では e-barreau⁴¹があり、裁判官は前者に、弁護士は後者にアクセスすることによって、文書のやり取りを行う⁴²。したがって、逆に、弁護士でない当事者本人がこの方法によって文書の提出等を行うことはできないことになる。結果として、民訴法 748-1 条の適用による電子的伝達が行われるのは、弁護士代理がある事件に限られることになる⁴³。

紙媒体で作成された書面が原本である場合、裁判官は、電子的な伝達に加え、原本の提出を命じることもできる（民訴 748-4 条）。また、行為者にとって外的な事由（*cause étrangère*）により、期間の最終日に電子的伝達によって行為をすることができない場合には、期間は、次の開業日まで延長される（民訴 748-7 条）。

(b) 裁判利用者ポータルを利用した申請等

前述した 2020 年 2 月 18 日の 2 つの司法大臣令により、2019 年 5 月 6 日の司法大臣令 1 条及び 2019 年 5 月 28 日の司法大臣令 1 条が改正され、裁判利用者ポータルは、「裁判利用者に申請を裁判所に提出することを可能にし」（5 月 6 日司法大臣令 1 条 3 項）、あるいは、「裁判所に対する申請及び書証の伝達」を可能にする（5 月 28 日司法大臣令 1 条 2 項）ものとされるに至った。そのため、この機能が実現した暁には、民訴法 748-1 条の外側において、裁判利用者ポータルを通じた申請等が可能となる。裁判利用者ポータルは、登録をすれば一般市民が利用可能であるため、これにより、電子的伝達の利用可能性は大きく増大することになる。

(c) 訴えの提起

訴え提起（手続を開始させる請求）の方法について、現行法は、①呼出し（*assignation*）、②裁判所書記課への申請を定めるとともに（民訴 54 条 1 項）⁴⁴、請求が電子的方法でされる場合に

⁴¹ フランス語のアルファベットにおける「e」の文字は通常「ウー」と呼ばれるが、ここでは、「イー」となり、「イー・バロー」と発音されるとのことである（Mandel）。

⁴² 弁護士がアクセスできるのはあくまで e-barreau であり、e-barreau を介せずに直接 WinCi TGI にアクセスできるわけではない。TJ Paris.

なお、e-barreau でやり取りされる文書の形式は、基本的に PDF 形式のようであった（Mandel）。

⁴³ したがって、弁護士代理強制がある手続においては、民訴 748-1 条による電子的伝達が可能である。これに対して、弁護士代理強制がない手続、例えば従来小審裁判所管轄事件であった事件についての手続の場合、仮に弁護士がついたとしても、e-barreau を介した文書の電子的なやり取りはできない、との指摘があった（Mandel）。もっとも、弁護士代理強制がない一部の事件について、裁判所と弁護士会との協定に基づき、電子的伝達を利用する例もあるようである。TJ Paris.

⁴⁴ 前述のように、2019 年 12 月 11 日のデクレによって簡略化されたものである。

は、原告が電子化に同意する場合には原告の、そうでない場合にはその弁護士の電子メールアドレス及び携帯電話番号を記載し、これらの記載を欠く場合には、請求は無効となるものとするほか、あわせて被告の電子メールアドレス及び電話番号を記載することもできるものとしている(同条2項)。

なお、司法裁判所における訴え提起に関する規律については、(2)で後述する。

(2) 司法裁判所の手続に関する特則

(a) 訴えの提起

(i) 訴え提起の方式

前述のように、従来の大審裁判所及び小審裁判所は、2019年3月23日の法律及び2019年12月11日のデクレにより司法裁判所に統合されたが、大審裁判所における弁護士強制及び小審裁判所における本人訴訟の許容という規律は、司法裁判所における弁護士強制事件及び本人訴訟許容事件との区別という形で、実質的にはほぼ維持されている(民訴760条、761条参照)。具体的には、訴額が10000ユーロを超えない請求等について、原則として、本人訴訟が許容され(民訴761条1項3号)⁴⁵、それ以外の請求については、弁護士強制が妥当することとなる。

また、このことにも対応して、訴え提起の方法についても、①一般的に認められる呼出し(assignation)、及び②当事者双方の共同申請のほか(民訴750条1項、3項)、③通常口頭手続(procédure orale ordinaire)における訴額5000ユーロを超えない請求等については、例外的に申請による訴え提起が可能とされる(同条2項。818条2項も同旨)。そして、②は例外的な方式であり、多くの場合には、①の呼出しまたは③の申請によることとなる。

以上を簡略にまとめれば、①訴額が10000ユーロを超える事件については、弁護士強制であり、呼出しによる訴え提起が妥当する、②訴額が5000ユーロを超えない事件については、本人訴訟が許容され、かつ、申請による訴え提起が認められる、③訴額が5000ユーロを超え、10000ユーロを超えない事件については、本人訴訟が許容されるが、申請による訴え提起は認められない、ということになる⁴⁶。

(ii) 呼出し(assignation)による場合

これらを電子的方法による伝達の利用という観点からみると、まず、上記①の場合、代理人弁護士が呼出しの方式により訴えを提起することとなる。呼出しは、原告が執行吏を介してその相手方を裁判官の下に出頭するよう呼び出す行為(文書)である(民訴55条)。そのため、原告としては、まず、この呼出状の執行吏送達を執行吏に依頼し、これが実施された後に、そのことを証する呼出状の写しを裁判所書記課に提出し、これにより、事件が裁判所に係属することになる(民訴754条1項)。

この一連の手続のうち、最初の呼出状の執行吏送達に関しては、第2章II. 2. (2)で述べた電子的な執行吏送達が利用可能なようにも思われるが、実際には呼出状送達の段階では被告側弁

⁴⁵ 他に本人訴訟が認められる場合として、選挙関係訴訟などが挙げられる。民訴法761条1項2号、司法組織法典R. 211-3-13条など参照。

⁴⁶ 2019年12月11日のデクレによる改正の結果、本文③のような事態が生じることにつき、GUTTON-PERRIN, *supra*, p. 10 (n° 8)参照。

護士代理人は選任されていないのが通常であることなどから⁴⁷、物理的な送達によるのが一般的なようである⁴⁸。これに対して、執行吏送達を実施した後の裁判所への呼出状の写しの提出については、e-barreau を利用した電子的な提出が可能であり（民訴 748-1 条）、かつ、この場合には義務でもある（民訴 850 条 I 号）⁴⁹。ただし、例外として、行為者にとって外的な事由により、電子的な方法によることができない場合には、紙媒体での提出が許される（民訴 850 条 II 号）。なお、パリ司法裁判所においては、後段の呼出状の写しの提出が電子的にされた事件の割合は、2013 年には 16%であったのに対し、年々その比率は上昇し、2019 年には約 83%に達したとされる⁵⁰。

これに対して、上記②の場合、本人訴訟が許容されるが、訴え提起に際しては呼出しの方式が要求される。本人がこの方式による場合、e-barreau へのアクセスがなく、民訴法 748-1 条による電子的提出はできない。また、弁護士代理強制がない事件の場合、手続形態は通常書面手続（民訴 775 条）ではなく、口頭手続（民訴 817 条）となるため、電子的伝達の利用義務の対象とはならない（民訴 850 条 I 号参照）。したがって、この場合には、呼出状の執行吏送達から写しの裁判所への提出までの全ての過程が、従来通りの紙媒体によることとなろう⁵¹。

(iii) 申請による場合

上記③の訴額が 5000 ユーロを超えず、申請による訴え提起が許される場合については、事件は、いずれかの当事者が申請を書記課に提出することにより、裁判所に係属することになるが（民訴 756 条 1 項前段）、この申請は、司法大臣令の定める条件に従い、電子的方法によって提出することができる（同項後段）。この場合、弁護士代理強制の対象とはならないので、e-barreau によるのではなく、将来的には、裁判利用者ポータルを通じた申請が考えられることになろう。

(b) 訴え提起後の手続

訴え提起後の手続については、弁護士代理強制の対象となる事件の場合、訴訟行為（訴訟文書）の裁判所への提出につき、電子的方法によることが義務とされるが（民訴 850 条 I 号）、外的な事由による例外が認められることは（同条 II 号）、すでに述べた通りである。

これに対して、弁護士代理強制の対象とならず、口頭手続による場合には（民訴 817 条参照）、電子的伝達の利用義務の対象とはならない。

⁴⁷ 弁護士代理強制事件における被告側弁護士代理人の選任は、呼出状の送達から 15 日の期間内にすべきものとされる。民訴法 763 条参照。

⁴⁸ Mandel.

⁴⁹ 同規定は、通常書面手続及び指定期日手続においては、訴訟行為（訴訟文書）は、原則として電子的方法により裁判所に提出しなければならないが、これに反する場合には無効とされる旨を定める。通常書面手続とは、司法裁判所における原則的な手続形態であり、弁護士代理強制が妥当する手続は、原則としてこれに該当することになる。民訴法 775 条参照。これに対して、指定期日手続とは、一般的には通常書面手続の対象となる事件について、緊急性を理由として例外的に認められる簡易迅速手続である。民訴法 840 条参照。

⁵⁰ TJ Paris. なお、呼出状の写しが提出されたものの却下される事案が 2013 年には 30%程度、2019 年には 12%程度みられるが、却下の主たる理由は、管轄違い（パリ司法裁判所は、e-barreau では最初の選択肢として表示されるため、誤って選択される場合が一定数あるという）、呼出状におけるページ数の表記の欠如、執行吏送達調書の添付の欠缺であるとされる。TJ Paris.

⁵¹ これに対して、この種の事件において当事者が任意に弁護士代理人を選任した場合の規律については、必ずしも明確でない。前掲注 43) も参照。

(3) 控訴院の手續に関する特則

弁護士代理強制のある控訴院の手續に関しても、同じく弁護士代理強制のある司法裁判所の手續に関するのとほぼ同様に、訴訟行為（訴訟文書）の提出を電子的方法によるべき義務、外的な事由による例外等の規定がおかれている（民訴 930-1 条）。

3. 当事者に対する通知、送達等

(1) 通則

当事者に対する通知、送達等に関しても、基本的には上記 2. に準じた規律が設けられている。

すなわち、まず、全ての裁判所の手續に適用される通則として、通知、送達等を電子的方法ですることができること（民訴 748-1 条）、電子的方法による伝達には名宛人の明示的な同意を要するが（民訴 748-2 条 1 項）、弁護士等が対応する電子的伝達ネットワークに加入しているときは、同意が擬制されること（同条 2 項）、電子的送付がされたときは、名宛人の電子メールアドレスにその旨を通知し（民訴 748-3 条 2 項）、名宛人が開封したときは、電子的に受領通知がされること（同条 1 項）が定められている。

また、当事者に対する執行吏送達については、名宛人の同意があれば、電子的方法によることができ（民訴 653 条）、その場合、その日時は、名宛人に対して発信した日時とすること（民訴 664-1 条 2 項）などが定められている。

さらに、当事者に対する通知等に特有の規律として、裁判所書記課が当事者に宛ててする通知等で、任意の方法で（*par tout moyen*）することができるものとされているものについては、当事者の事前同意を要件として、裁判利用者ポータルを通じて電子的にすることができ（民訴 748-8 条 1 項）、そうした伝達がされた場合には、その都度当事者の申告した電子メールアドレスに通知がされること（同条 3 項）などが定められている。

(2) 司法裁判所の手續に関する特則

司法裁判所の手續において、弁護士が付いている場合には、通知等は、発信者にとって外的な事由により不可能な場合を除き、弁護士に対して電子的方法で交付される（民訴 850 条 III 号）。その意味で、通知等の受領についても、弁護士に関しては、電子的方法による義務が課されているものといえる。

(3) 控訴院の手續に関する特則

控訴院の弁護士代理強制のある手續においても、司法裁判所の場合とほぼ同様に、通知等は、発信者にとって外的な事由により不可能な場合を除き、弁護士に対して電子的方法で交付される旨が定められている（民訴 930-1 条 4 項）。

II. 訴訟記録等

事件記録については、電子文書で作成することができるものとされる（民訴 729-1 条）。また、判決書原本についても、電子署名を付した電子文書で作成することができる（民訴 456 条）。こ

うした電子的記録等は、司法裁判所の場合には、WinCi TGI のシステムによって管理される⁵²。

III. 弁論におけるテレビ会議の使用

当事者全員の同意がある場合には、裁判長は、申立てによりまたは職権で、複数の法廷をビデオ会議システム (télécommunication audiovisuelle) で接続する方法により弁論を実施する旨を、決定することができる (司法組織法典 L. 111-12 条 1 項)。当該弁論につき公開原則が妥当する場合には、接続された全ての法廷を公開する必要がある (同条 3 項)。また、録音・録画については、文化遺産法典 L. 221-1 条⁵³が定める例外を除き、禁止される (同条 4 項)。なお、この例外に該当するものとして録画等が認められた場合、手続が裁判確定によって終了した後は、歴史的または科学的目的での伝達が認められるものとされている (文化遺産法典 L. 222-1 条 1 項)⁵⁴。

パリ司法裁判所では、特に家事事件 (離婚事件、親権事件など) や当事者が外国に滞在中である事件で利用例があり、前者については、一方配偶者が服役中の場合など、月に 4 回程度例があり、後者については、一方当事者の滞在国の裁判所にフランスとの連携を担当する裁判官がいるような場合に例がみられる、とのことである⁵⁵。

第 4 章 システムの運用状況等

最後に、これまでに調査し得た限りで、システムの運用状況等について紹介する。

I. システムの安定性等

これまでのところ、WinCi TGI 等のシステムは、故障やセキュリティー上の欠陥等をほとんど経験していないとされる。もっとも、ネットワークの接続不良等により連絡が届かない事例が年数回程度あるものの、この種の不具合は、概ね、最大半日程度で解消されているとのことである⁵⁶。

他方で、外的な事由による期間延長 (民訴 748-7 条) が問題となる例としては、弁護士が顧客とともに事務所を移転したり、事務所の構成が変化したりしたことに伴ってシステムの動作が不安定になる、といった場合が挙げられる⁵⁷。こうした不具合が生じた場合、弁護士から弁護士会の情報サービス担当に連絡が入り、そこから裁判所の情報サービス担当に連絡がされることになる。期間延長のために裁判官に対して不具合を証明する必要があると判断される場合には、裁判

⁵² 控訴院におけるシステムも、基本的にこれと同様のものである。TJ Paris.

⁵³ 同条は、行政系統または司法系統の裁判所における公開期日は、司法の歴史的記録の作成のため利益が認められる場合には、録音または録画が認められる旨を定める。

⁵⁴ CHAINAIS et al., supra, pp. 568-569 (n° 795)は、民主的な透明性の要請を考慮すると、法廷の電子的な配信に対する厳しい制限はもはや時代に合っていない、として、その拡大の方向を示唆する。

⁵⁵ TJ Paris.

⁵⁶ TJ Paris.

⁵⁷ この種の不具合は、パリ司法裁判所では、平均すれば週に一度ほどは経験するという。TJ Paris.

所の情報サービス担当から当該弁護士に連絡し、延長が可能なように取り計らうとのことである⁵⁸。

これに対して、外的な事由による紙媒体による代替（民訴 850 条 II 号）については、システムの導入・移行の当初は例があったものの、現在はそのような例はみられないとされる⁵⁹。

なお、IT 機器に不慣れな裁判官、弁護士等に対する援助については、パリ司法裁判所では 5 名のチームを設置して対応しており、パリ弁護士会でも類似の体制をとっているとされる⁶⁰。

II. IT 化のインパクト、評価等

裁判所においては、電子的伝達の導入により、①紙媒体の記録が劇的に減少し、書記課のスペースの利用効率が上がった、②争点整理過程（*mise en état*）が電子化されることにより、進行の把握が容易になった、③代理人弁護士に対する裁判の伝達が迅速になった、といった利点がみられたとされる⁶¹。また、弁護士の観点からは、上記③の点のほか、裁判所への物理的な移動が減少し、業務が効率化されたこと、呼出しによる訴え提起に要する時間が大幅に短縮されたことの指摘があった⁶²。

もっとも、その一方では、電子的な連絡によって書記課及び裁判官の業務量が増大した側面もある、ともされる。これは、電子的な連絡の場合、弁護士としても迅速ないし瞬間的な対応を期待しがちとなり、日々対応すべきメッセージが増える傾向にあるからだという⁶³。

また、システムの改善を図るため、裁判官、書記官、弁護士会の構成員からなる ComCi 委員会が設けられており、年 2 回の会合を行い、情報システムの評価や改善を要する点などについて意見交換をする場となっている。この委員会は、直近では庁舎移転の関係で休眠していたが、各種の手續改革立法への対応などのため、再開の必要があるとのことであった⁶⁴。

⁵⁸ TJ Paris.

⁵⁹ TJ Paris.

⁶⁰ TJ Paris.

⁶¹ TJ Paris.

⁶² Mandel. 現在の e-barreau のプラットフォームは、インターフェースも使い勝手がよいものとなっており、非常に便利であるという。例えば、事務所に居ながらにして係属事件の担当部の開廷予定や空き時間を確認し、期日を設定したりもできるとのことであった。

⁶³ TJ Paris.

⁶⁴ TJ Paris.

第5章 資料

【フランス民事訴訟法典・IT化関連条文対訳】

<p>Livre Ier : Dispositions communes à toutes les juridictions</p> <p>Titre IV : La demande en justice.</p> <p>Chapitre Ier : La demande initiale.</p> <p>Section I : La demande en matière contentieuse.</p> <p>...</p> <p>Article 54</p> <p>La demande initiale est formée par assignation ou par requête remise ou adressée au greffe de la juridiction. La requête peut être formée conjointement par les parties.</p> <p>Lorsqu'elle est formée par voie électronique, la demande comporte également, à peine de nullité, les adresse électronique et numéro de téléphone mobile du demandeur lorsqu'il consent à la dématérialisation ou de son avocat. Elle peut comporter l'adresse électronique et le numéro de téléphone du défendeur.</p> <p>A peine de nullité, la demande initiale mentionne :</p> <p>1° L'indication de la juridiction devant laquelle la demande est portée ;</p> <p>2° L'objet de la demande ;</p> <p>3° a) Pour les personnes physiques, les nom, prénoms, profession, domicile, nationalité, date et lieu de naissance de chacun des demandeurs ; b) Pour les personnes morales, leur forme, leur dénomination, leur siège social et l'organe qui les représente légalement ;</p> <p>4° Le cas échéant, les mentions relatives à la désignation des immeubles exigées pour la publication au fichier immobilier ;</p> <p>5° Lorsqu'elle doit être précédée d'une tentative de conciliation, de médiation ou de procédure</p>	<p>第1巻 全ての裁判所に関する共通規定</p> <p>第4編 裁判上の請求</p> <p>第1章 手続を開始させる請求</p> <p>第1節 訴訟事件における請求</p> <p>第54条</p> <p>手続を開始させる請求は、呼出し又は裁判所書記課に提出若しくは送付される申請によってする。申請は、当事者双方が共同してすることができる。</p> <p>請求が電子的方法でされる場合には、請求には、原告が電子化に同意する場合には原告の、そうでない場合にはその弁護士の電子メールアドレス及び携帯電話番号を記載する。これらの記載を欠く場合には、請求は無効となる。請求には、被告の電子メールアドレス及び電話番号を記載することもできる。</p> <p>(以下略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>participative, les diligences entreprises en vue d'une résolution amiable du litige ou la justification de la dispense d'une telle tentative ;</p> <p>6° L'indication des modalités de comparution devant la juridiction et la précision que, faute pour le défendeur de comparaître, il s'expose à ce qu'un jugement soit rendu contre lui sur les seuls éléments fournis par son adversaire.</p>	
<p>Titre VII : L'administration judiciaire de la preuve.</p>	<p>第7編 証拠の裁判上の取扱い</p>
<p>...</p>	
<p>Sous-titre III : Les contestations relatives à la preuve littérale.</p>	<p>第3小編 書証に関する争い</p>
<p>...</p>	
<p>Chapitre Ier : Les contestations relatives aux actes sous seing privé.</p>	<p>第1章 私署証書に関する争い</p>
<p>Section I : La vérification d'écriture.</p>	<p>第1節 文書の真否確認</p>
<p>Sous-section I : L'incident de vérification.</p>	<p>第1款 真否確認の附帯申立て</p>
<p>Article 287</p>	<p>第287条</p>
<p>Si l'une des parties dénie l'écriture qui lui est attribuée ou déclare ne pas reconnaître celle qui est attribuée à son auteur, le juge vérifie l'écrit contesté à moins qu'il ne puisse statuer sans en tenir compte. Si l'écrit contesté n'est relatif qu'à certains chefs de la demande, il peut être statué sur les autres.</p>	<p>当事者が、自己が作成者と主張された文書の真正性を否認し、又は主張された文書の作成者を認めない場合には、裁判官は、その文書を考慮することなく裁判することができる場合を除き、文書の真否確認をする。</p>
<p>Si la dénégation ou le refus de reconnaissance porte sur un écrit ou une signature électroniques, le juge vérifie si les conditions, mises par les articles 1366 et 1367 du code civil à la validité de l'écrit ou de la signature électroniques, sont satisfaites.</p>	<p>否認又は承認拒絶が電子的文書又は署名に関する場合には、裁判官は、民法第1366条及び第1367条に定める電子的文書又は署名の有効性に関する条件が満たされているかどうかを判断する。</p>
<p>...</p>	
<p>Article 288-1</p>	<p>第288-1条</p>
<p>Lorsque la signature électronique bénéficie d'une présomption de fiabilité, il appartient au</p>	<p>電子的署名が信頼性の推定を受ける場合、裁判官は、提出された証拠が推定を覆すに足りるかどうかを判断する権限を有する。</p>

<p>juge de dire si les éléments dont il dispose justifient le renversement de cette présomption.</p> <p>Titre XIV : Le jugement. Chapitre Ier : Dispositions générales. Section I : Les débats, le délibéré et le jugement. ... Sous-section III : Le jugement. ... Article 456 Le jugement peut être établi sur support papier ou électronique. Il est signé par le président et par le greffier. En cas d'empêchement du président, mention en est faite sur la minute, qui est signée par l'un des juges qui en ont délibéré. Lorsque le jugement est établi sur support électronique, les procédés utilisés doivent en garantir l'intégrité et la conservation. Le jugement établi sur support électronique est signé au moyen d'un procédé de signature électronique qualifiée répondant aux exigences du décret n° 2017-1416 du 28 septembre 2017 relatif à la signature électronique. Les modalités d'application du présent article sont précisées par arrêté du garde des sceaux, ministre de la justice.</p> <p>Titre XVII : Délais, actes d'huissier de justice et notifications. Chapitre III : La forme des notifications. ... Section I : La signification. Article 653 La signification est faite sur support papier ou par voie électronique. ...</p>	<p>第 14 編 判決 第 1 章 一般規定 第 1 節 弁論、評議及び判決 第 3 款 判決 第 456 条 判決は、書面又は電子文書で作成する。判決には、裁判長及び書記官が署名する。裁判長に障害があるときは、その旨を原本に記載し、評議に参加した裁判官の 1 名が署名する。 判決が電子文書で作成される場合には、その完全性及び保存を保障する手段が使用されなければならない。電子文書で作成された判決は、電子署名に関する 2017 年 9 月 28 日デクレ第 1416 号に定める要件に従い適格性を有する電子署名手段によって署名する。 本条の適用に係る事項は、司法大臣令で定める。</p> <p>第 17 編 期間、執行吏証書及び送達 第 3 章 送達の方式 第 1 節 執行吏送達 第 653 条 執行吏送達は、書面又は電子的方法によってする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>Article 662-1</p> <p>La signification par voie électronique est faite par la transmission de l'acte à son destinataire dans les conditions prévues par le titre XXI du présent livre. Les articles 654 à 662 ne sont pas applicables.</p> <p>L'acte de signification porte mention du consentement du destinataire à ce mode de signification.</p> <p>La signification par voie électronique est une signification faite à personne si le destinataire de l'acte en a pris connaissance le jour de la transmission de l'acte. Dans les autres cas, la signification est une signification faite à domicile et l'huissier de justice doit aviser l'intéressé de la signification, le premier jour ouvrable, par lettre simple mentionnant la délivrance de la signification par voie électronique ainsi que la nature de l'acte et le nom du requérant.</p>	<p>第 662-1 条</p> <p>電子的方法による執行吏送達は、本巻第 21 編に定めるところにより文書を名宛人に対して伝達する方法とする。第 654 条から第 662 条までの規定は適用しない。</p> <p>執行吏送達証書には、この方法による執行吏送達に対する名宛人の同意を記載する。</p> <p>電子的方法による執行吏送達は、名宛人が証書の伝達の日これを了知した場合には、本人送達となる。その他の場合には、この執行吏送達は住所送達となり、執行吏は、次の開業日に、普通郵便で、電子的方法による執行吏送達の実施及びその方法及び申立人を、関係人に通知しなければならない。</p>
<p>Article 663</p> <p>Les originaux des actes d'huissier de justice doivent porter mention des formalités et diligences auxquelles donne lieu l'application des dispositions de la présente section, avec l'indication de leurs dates. En cas de signification par voie électronique faite à personne, ils mentionnent les date et heure auxquelles le destinataire de l'acte en a pris connaissance.</p> <p>Lorsque la signification n'a pas été faite à personne, l'original de l'acte doit préciser les nom et qualité de la personne à laquelle la copie a été laissée. Il en est de même dans le cas prévu à l'article 654 (alinéa 2).</p> <p>...</p>	<p>第 663 条</p> <p>執行吏証書の原本には、本節の規定の適用により必要となる方式及び要件を日付とともに記載する。本人送達としての電子執行吏送達の場合には、証書の名宛人が受領を了知した日時を記載する。</p> <p>執行吏送達が本人送達によらずにされた場合には、証書原本には、写しの交付を受けた者の氏名及び資格を記載する。第 654 条（第 2 項）に定める場合においても、同様とする。</p>

<p>Article 664-1</p> <p>La date de la signification d'un acte d'huissier de justice, sous réserve de l'article 647-1, est celle du jour où elle est faite à personne, à domicile, à résidence ou, dans le cas mentionné à l'article 659, celle de l'établissement du procès-verbal.</p> <p>La date et l'heure de la signification par voie électronique sont celles de l'envoi de l'acte à son destinataire.</p>	<p>第 664-1 条</p> <p>執行吏送達の日付は、第 647-1 条に定める場合を除き、送達が本人にされた日、住所にされた日、居所にされた日、又は第 659 条に定める場合には、調書を作成した日とする。</p> <p>電子的方法による執行吏送達の日時は、名宛人に対して発信した日時とする。</p>
<p>Section VII : Dispositions diverses.</p> <p>...</p>	<p>第 7 節 雑則</p>
<p>Article 692-1</p> <p>Nonobstant toute disposition contraire, les convocations destinées aux personnes morales de droit privé, aux administrations de l'Etat, aux collectivités territoriales, aux établissements publics à caractère administratif, aux organismes de sécurité sociale et aux autres organismes chargés de la gestion d'un service public administratif peuvent leur être adressées par le greffe par tous moyens auxquels ils ont préalablement consenti.</p> <p>La convocation adressée dans ces conditions est réputée notifiée à personne à la date à laquelle son destinataire en a accusé réception. A défaut, elle est réputée notifiée à domicile.</p>	<p>第 692-1 条</p> <p>反対のあらゆる規定にかかわらず、私法上の法人、国の行政官庁、地方公共団体、行政の性質を有する公施設、社会保障機関その他の行政上の公役務の実施を職務とする機関に対する呼出しは、書記課が、名宛人が事前に同意した任意の方法によって送付することができる。</p> <p>前項の条件に従い発信された呼出しは、名宛人が受領を通知した日に送達されたものとみなす。この通知がない場合には、送達は住所にされたものとみなす。</p>
<p>Titre XIX : Le greffe de la juridiction</p> <p>...</p>	<p>第 19 編 裁判所書記課</p>
<p>Article 729-1</p> <p>Le répertoire général, le dossier et le registre peuvent être tenus sur support électronique. Le système de traitement des informations doit en garantir l'intégrité et la confidentialité et permettre d'en assurer la conservation.</p>	<p>第 729-1 条</p> <p>一般事件簿、事件記録及び記録簿は、電子文書で作成することができる。その情報処理システムは、これらの完全性及び秘密性を保障し、確実な保存を可能にするものでなければならない。</p>

<p>Titre XXI : La communication par voie électronique.</p> <p>Article 748-1</p> <p>Les envois, remises et notifications des actes de procédure, des pièces, avis, avertissements ou convocations, des rapports, des procès-verbaux ainsi que des copies et expéditions revêtues de la formule exécutoire des décisions juridictionnelles peuvent être effectués par voie électronique dans les conditions et selon les modalités fixées par le présent titre, sans préjudice des dispositions spéciales imposant l'usage de ce mode de communication.</p> <p>Article 748-2</p> <p>Le destinataire des envois, remises et notifications mentionnés à l'article 748-1 doit consentir expressément à l'utilisation de la voie électronique, à moins que des dispositions spéciales n'imposent l'usage de ce mode de communication.</p> <p>Vaut consentement au sens de l'alinéa précédent l'adhésion par un auxiliaire de justice, assistant ou représentant une partie, à un réseau de communication électronique tel que défini par un arrêté pris en application de l'article 748-6.</p> <p>Article 748-3</p> <p>Les envois, remises et notifications mentionnés à l'article 748-1 font l'objet d'un avis électronique de réception adressé par le destinataire, qui indique la date et, le cas échéant, l'heure de celle-ci.</p> <p>Lorsque les envois, remises et notifications mentionnés à l'article 748-1 se font par l'intermédiaire d'une plateforme d'échanges dématérialisés entre le greffe et les personnes</p>	<p>第 21 編 電子的方法による伝達</p> <p>第 748-1 条</p> <p>訴訟行為（訴訟文書）、書証、通知、通告、呼出し、報告書及び調書並びに裁判所の裁判の執行文の付された謄本及び抄本の送付、交付及び送達は、本編に定める要件及び方式に従い、電子的方法であることができる。ただし、電子的方法の利用を義務づける特別の規定がある場合には、それによる。</p> <p>第 748-2 条</p> <p>第 748-1 条の定める送付、交付及び送達を電子的方法によってする場合には、同方法を義務づける特別の規定がある場合を除き、同方法の利用に対する名宛人の明示的な同意がなければならない。</p> <p>当事者を補佐又は代理する司法補助士が第 748-6 条の適用省令に定める電子的伝達ネットワークに加入しているときは、前項に定める同意があるものとみなす。</p> <p>第 748-3 条</p> <p>第 748-1 条に定める送付、交付及び送達があったときは、名宛人は、電子的受領通知をする。この通知には、受領の日及び必要な場合には時刻を記載する。</p> <p>第 748-1 条に定める送付、交付及び送達を裁判所書記課と第 692-1 条に定める者との間の電子的連絡プラットフォームを介してする場合には、名宛人に対し、名宛人が指示した送付先に、電子的関</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>mentionnées à l'article 692-1, ils font l'objet d'un avis électronique de mise à disposition adressé au destinataire à l'adresse choisie par lui, lequel indique la date et, le cas échéant l'heure de la mise à disposition.</p> <p>Ces avis électroniques de réception ou de mise à disposition tiennent lieu de visa, cachet et signature ou autre mention de réception qui sont apposés sur l'acte ou sa copie lorsque ces formalités sont prévues par le présent code.</p> <p>En cas de transmission par voie électronique, il n'est pas fait application des dispositions du présent code prévoyant la transmission en plusieurs exemplaires et la restitution matérielle des actes et pièces remis ou notifiés.</p> <p>Article 748-4</p> <p>Lorsqu'un document a été établi en original sur support papier, le juge peut en exiger la production.</p> <p>Article 748-5</p> <p>L'usage de la communication par voie électronique ne fait pas obstacle au droit de la partie intéressée de demander la délivrance, sur support papier, de l'expédition de la décision juridictionnelle revêtue de la formule exécutoire.</p> <p>Article 748-6</p> <p>Les procédés techniques utilisés doivent garantir, dans des conditions fixées par arrêté du garde des sceaux, ministre de la justice, la fiabilité de l'identification des parties à la communication électronique, l'intégrité des documents adressés, la sécurité et la confidentialité des échanges, la conservation des transmissions opérées et permettre d'établir de</p>	<p>覧可能通知をする。この通知には、閲覧可能となった日及び必要な場合にはその時刻を記載する。</p> <p>前項までに定める電子的受領通知又は閲覧可能通知は、証書又はその写し上に付された検印、消印、署名その他の受領を示す記載が本法典により必要とされる場合には、これらの記載の代わりとなる。</p> <p>電子的方法による伝達の場合には、数通の交付及び交付又は送達された証書の返還に関する本法典の規定は、適用しない。</p> <p>第 748-4 条</p> <p>文書の原本が書面によって作成されているときは、裁判官はその提出を命じることができる。</p> <p>第 748-5 条</p> <p>電子的方法による伝達の利用は、執行文の付された裁判所の裁判の書面による交付を求める利害関係人の権利を妨げない。</p> <p>第 748-6 条</p> <p>使用される技術的な手段は、司法大臣令で定める条件に従い、電子的伝達の当事者の同一性確認の信頼性、伝達される文書の完全性、情報交換の安全性及び秘密性、実施された伝達の保存を保障し、かつ、発信の日及び名宛人が閲覧可能となり、若しくは受領した日を、確実な方法で証明できるものでなければならない。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>manière certaine la date d'envoi et, celle de la mise à disposition ou celle de la réception par le destinataire.</p> <p>Vaut signature, pour l'application des dispositions du présent code aux actes que les parties, le ministère public ou les auxiliaires de justice assistant ou représentant les parties notifient ou remettent à l'occasion des procédures suivies devant les juridictions des premier et second degrés, l'identification réalisée, lors de la transmission par voie électronique, selon les modalités prévues au premier alinéa.</p>	<p>当事者、検察官又は当事者を補佐若しくは代理する司法補助者が第一審及び第二審裁判所の手続において送達又は交付した証書に本法典の規定を適用する場合には、前項に定める方式により電子的方法による伝達の時に実施された同一性確認は、署名と同一の効力を有する。</p>
<p>Article 748-7</p> <p>Lorsqu'un acte doit être accompli avant l'expiration d'un délai et ne peut être transmis par voie électronique le dernier jour du délai pour une cause étrangère à celui qui l'accomplit, le délai est prorogé jusqu'au premier jour ouvrable suivant.</p>	<p>第 748-7 条</p> <p>期間の満了までにされなければならない行為が、期間の最終日に、その行為をする者にとって外的な事由により、電子的方法によってすることができない場合には、その期間は、次の開業日まで延長される。</p>
<p>Article 748-8</p> <p>Par dérogation aux dispositions du présent titre, lorsqu'il est prévu qu'un avis, une convocation ou un récépissé est adressé par le greffe à une partie par tous moyens, par lettre simple, par lettre recommandée sans avis de réception, il peut lui être envoyé par voie électronique sur le “ Portail du justiciable ” du ministère de la justice, à la condition que la partie y ait préalablement consenti.</p> <p>La déclaration par laquelle une partie consent à l'utilisation de la voie électronique mentionne ses adresse électronique et numéro de téléphone portable, à charge pour elle de signaler toute modification de ceux-ci.</p>	<p>第 748-8 条</p> <p>本編の規定にかかわらず、書記課が当事者に宛てて普通郵便、配達証明のない書留郵便その他任意の方法で通知、呼出し又は受領書を交付する場合には、当事者の事前の同意を条件として、司法省の「裁判利用者ポータル」において電子的方法によって送付することができる。</p> <p>電子的方法の使用に同意する旨の当事者の届出には、その電子メールアドレス及び携帯電話番号を記載する。当事者は、これらの変更について届け出る義務を負う。</p>

<p>La partie est alertée de toute nouvelle communication par un avis de mise à disposition envoyé à l'adresse électronique indiquée par elle qui indique la date et, le cas échéant, l'heure de celle-ci.</p> <p>Les procédés techniques utilisés doivent garantir, dans des conditions fixées par arrêté du garde des sceaux, ministre de la justice, la fiabilité de l'identification des parties à la communication électronique, l'intégrité des documents adressés, la sécurité et la confidentialité des échanges, la conservation des transmissions opérées et permettre d'établir de manière certaine la date d'envoi.</p>	<p>当事者は、全ての新たな伝達について、申告した電子メールアドレスに対して、受領可能状態通知を受ける。この通知には、受領可能となった日付及び必要な場合にはその時刻を記載する。</p> <p>使用される技術的な手段は、司法大臣令で定める条件に従い、電子的伝達の当事者の同一性確認の信頼性、伝達される文書の完全性、情報交換の安全性及び秘密性、実施された伝達の保存を保障し、発信の日及び名宛人が閲覧可能となり、又は受領した日を確実な方法で証明できるものでなければならない。</p>
<p>Article 748-9</p> <p>Par dérogation aux dispositions du présent titre, lorsqu'il est prévu qu'un avis, une convocation ou un récépissé est adressé par le greffe à une personne mentionnée à l'article 692-1, par tous moyens, par lettre simple, par lettre recommandée sans avis de réception, il peut lui être envoyé, si elle y a préalablement consenti, par courrier électronique dans des conditions assurant la confidentialité des informations transmises. Ce consentement peut être révoqué à tout moment. La date de la convocation adressée dans ces conditions est, à l'égard du destinataire, celle du premier jour ouvré suivant son envoi. Elle est réputée faite à personne si un avis électronique de réception est émis dans ce délai et faite à domicile dans le cas contraire.</p>	<p>第 748-9 条</p> <p>本編の規定にかかわらず、書記課が第 692-1 条に定める者に宛てて普通郵便、配達証明のない書留郵便その他あらゆる方法で通知、呼出し又は受領書を交付する場合において、名宛人の事前の同意があるときは、伝達される情報の秘密性を保障する方法により、これらを電子メールによって送付することができる。この同意は、何時でも撤回することができる。この方法で送付された呼出しの日付は、名宛人との関係では、送付後の最初の開業日とする。呼出しは、電子的受領通知がその日までに発信された場合には本人に対してされたものとみなし、その他の場合には、住所においてされたものとみなす。</p>
<p>Livre II : Dispositions particulières à chaque juridiction.</p> <p>Titre Ier : Dispositions particulières au tribunal judiciaire</p> <p>Sous-titre Ier : Dispositions communes</p>	<p>第 2 卷 各裁判所にかかる特則</p> <p>第 1 編 司法裁判所にかかる特則</p> <p>第 1 小編 共通規定</p>

<p>Chapitre Ier : L'introduction de l'instance</p> <p>Section II : L'introduction de l'instance par requête</p> <p>Article 756</p> <p>Dans les cas où la demande peut être formée par requête, la partie la plus diligente saisit le tribunal par la remise au greffe de la requête. Cette requête peut être remise ou adressée ou effectuée par voie électronique dans les conditions prévues par arrêté du garde des sceaux.</p> <p>Lorsque les parties ont soumis leur différend à un conciliateur de justice sans parvenir à un accord, leur requête peut également être transmise au greffe à leur demande par le conciliateur.</p> <p>Article 757</p> <p>Outre les mentions prescrites par les articles 54 et 57, la requête doit contenir, à peine de nullité, un exposé sommaire des motifs de la demande. Les pièces que le requérant souhaite invoquer à l'appui de ses prétentions sont jointes à sa requête en autant de copies que de personnes dont la convocation est demandée.</p> <p>Le cas échéant, la requête mentionne l'accord du requérant pour que la procédure se déroule sans audience en application de l'article L. 212-5-1 du code de l'organisation judiciaire.</p> <p>Lorsque la requête est formée par voie électronique, les pièces sont jointes en un seul exemplaire.</p> <p>Lorsque chaque partie est représentée par un avocat, la requête contient, à peine de nullité, la constitution de l'avocat ou des avocats des parties. Elle est signée par les avocats constitués.</p>	<p>第 1 章 審判手続の開始</p> <p>第 2 節 申請による審判手続の開始</p> <p>第 756 条</p> <p>申立てを申請によってすることができるときは、いずれかの当事者が申請を書記課に提出することにより、裁判所に事件が係属する。この申請は、司法大臣令の定める条件に従い、電子的方法によって提出、送付又は実施することができる。</p> <p>(以下略)</p> <p>第 757 条</p> <p>第 54 条及び第 57 条に定める記載のほか、申請には、申立ての理由の要旨を記載する。この記載がないときは、申請は無効とする。申請人がその主張を理由づけるために用いようとする書証は、呼出しを求める者の数と同数の写しを添付するものとする。</p> <p>司法組織法典第 L. 212-5-1 条の適用により手続を期日なしで行うことについて申請人が同意する場合には、申請にその旨を記載する。</p> <p>申請が電子的方法によってされた場合には、書証は各 1 通を添付すれば足りる。</p> <p>各当事者が弁護士に代理されているときは、申請には、当事者によるその弁護士への委任を記載する。この記載がないときは、申請は無効とする。申請には、委任を受けた弁護士が署名する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>Sous-titre III : La procédure orale Chapitre IV : L'action de groupe ... Section 3 : Réparation des préjudices ... Sous-section 2 : Mise en oeuvre du jugement et réparation des préjudices Paragraphe 1 : Adhésion au groupe</p> <p>Article 849-14 L'adhésion au groupe prend la forme d'une demande de réparation. Elle est faite par tout moyen permettant d'en accuser la réception, selon les modalités et dans le délai déterminé par le juge :</p> <p>1° Auprès de l'une des parties à l'instance lorsqu'il est fait application de la procédure individuelle de réparation des préjudices ; 2° Auprès du demandeur à l'action lorsqu'il est fait application de la procédure collective de liquidation des préjudices.</p> <p>Elle contient notamment les nom, prénoms, domicile de la personne intéressée ainsi que, le cas échéant, une adresse électronique à laquelle elle accepte de recevoir les informations relatives à la procédure.</p> <p>Cette demande justifie que les critères de rattachement au groupe sont remplis.</p>	<p>第3小編 口頭手続 第4章 団体訴訟</p> <p>第3節 損害の回復</p> <p>第2款 判決の実行と損害の回復</p> <p>第1目 団体への加入</p> <p>第849-14条 団体への加入は、回復請求の形式をとる。加入は、次に掲げる者に対し、裁判官の定める条件及び期限に従い、受領通知のできる任意の方法とする。</p> <p>1号 損害回復の個別手続が適用される場合には、当事者の1人に対して 2号 損害清算の団体手続が適用される場合には、原告に対して</p> <p>加入は、加入者の氏名住所、及び場合によっては加入者が手続に関する情報を受領することを承諾した電子メールアドレスを記載してする。</p> <p>この請求は、団体への加入の要件が満たされていることを示してする。</p>
<p>Sous-titre V : Dispositions diverses Chapitre Ier : La communication électronique Article 850 I.-A peine d'irrecevabilité relevée d'office, en matière de procédure écrite ordinaire et de procédure à jour fixe, les actes de procédure à l'exception de la requête mentionnée à l'article</p>	<p>第5小編 雑則 第1章 電子的伝達 第850条 I. 通常書面手続及び指定期日手続においては、訴訟行為（訴訟文書）は、第840条の申請を除き、電子的方法により裁判所に提出する。これに反する行為は、職権により、無効とされる。</p>

<p>840 sont remis à la juridiction par voie électronique.</p> <p>II.-Lorsqu'un acte ne peut être transmis par voie électronique pour une cause étrangère à celui qui l'accomplit, il est établi sur support papier et remis au greffe selon les modalités de l'article 769 ou lui est adressé par lettre recommandée avec demande d'avis de réception. Si l'acte est une requête ou une déclaration d'appel, il est remis ou adressé au greffe en autant d'exemplaires qu'il y a de destinataires, plus deux.</p> <p>Lorsque l'acte est adressé par voie postale, le greffe l'enregistre à la date figurant sur le cachet du bureau d'émission et adresse à l'expéditeur un récépissé par tout moyen.</p> <p>III.-Les avis, avertissements ou convocations sont remis aux avocats des parties par voie électronique, sauf impossibilité pour cause étrangère à l'expéditeur.</p> <p>Un arrêté du garde des sceaux, ministre de la justice, définit les modalités des échanges par voie électronique.</p> <p>Titre VI : Dispositions particulières à la cour d'appel.</p> <p>Sous-titre Ier : La procédure devant la formation collégiale.</p> <p>Chapitre Ier : La procédure en matière contentieuse.</p> <p>Section I : La procédure avec représentation obligatoire.</p> <p>Sous-section IV : Dispositions communes.</p> <p>Article 930-1</p> <p>A peine d'irrecevabilité relevée d'office, les actes de procédure sont remis à la juridiction par voie électronique.</p>	<p>II. 行為者にとって外的な事由により、行為を電子的方法によってすることができない場合には、その行為は、書面によってし、第 769 条に定める方法に従い書記課に提出され、又は受領通知請求付書留郵便により書記課に送付される。その行為が控訴の申請又は申述である場合には、その名宛人の数に 2 を加えた数の写しを書記課に提出又は送付する。</p> <p>行為（文書）が郵便で送付されるときは、書記課は、受付局の消印の日付で、その行為を登録し、発送者に対し、任意の方法で受領証を送付する。</p> <p>III. 通知、通告又は呼出しは、発信者にとって外的な事由により不可能な場合を除き、当事者双方の弁護士に、電子的方法で交付される。</p> <p>電子的方法による交換の方法については、司法大臣令で定める。</p> <p>第 6 編 控訴院に係る特則</p> <p>第 1 小編 合議体における手続</p> <p>第 1 章 訴訟事件の手続</p> <p>第 1 節 代理強制のある手続</p> <p>第 4 款 共通規定</p> <p>第 930-1 条</p> <p>訴訟行為（訴訟文書）は、電子的方法により裁判所に提出する。これに反する行為は、職権により、無効とされる。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>Lorsqu'un acte ne peut être transmis par voie électronique pour une cause étrangère à celui qui l'accomplit, il est établi sur support papier et remis au greffe ou lui est adressé par lettre recommandée avec demande d'avis de réception. En ce cas, la déclaration d'appel est remise ou adressée au greffe en autant d'exemplaires qu'il y a de parties destinataires, plus deux. La remise est constatée par la mention de sa date et le visa du greffier sur chaque exemplaire, dont l'un est immédiatement restitué.</p> <p>Lorsque la déclaration d'appel est faite par voie postale, le greffe enregistre l'acte à la date figurant sur le cachet du bureau d'émission et adresse à l'appelant un récépissé par tout moyen.</p> <p>Les avis, avertissements ou convocations sont remis aux avocats des parties par voie électronique, sauf impossibilité pour cause étrangère à l'expéditeur.</p> <p>Un arrêté du garde des sceaux définit les modalités des échanges par voie électronique.</p> <p>Article 930-2</p> <p>Les dispositions de l'article 930-1 ne sont pas applicables au défenseur syndical.</p> <p>Les actes de procédure effectués par le défenseur syndical peuvent être établis sur support papier et remis au greffe ou lui être adressés par lettre recommandée avec demande d'avis de réception.</p>	<p>行為者にとって外的な事由により、行為を電子的方法によってすることができないときは、その行為は、書面によってし、第 769 条に定める方法に従い書記課に提出され、又は受領通知請求付書留郵便により書記課に送付される。この場合には、その行為が控訴の申請又は申述である場合には、その名宛人の数に 2 を加えた数の写しを書記課に提出又は送付する。提出は、各写しにする日付の記載及び書記官の検印によって確認され、写しのうち 1 通は直ちに返却する。</p> <p>控訴の申述が郵送でされた場合には、書記課は、受付局の消印の日付で、その行為を登録し、控訴人に対し、任意の方法で受領証を送付する。</p> <p>通知、通告又は呼出しは、発信者にとって外的な事由により不可能な場合を除き、当事者双方の弁護士に、電子的方法で交付される。</p> <p>電子的方法による交換の方法については、司法大臣令で定める。</p> <p>第 930-2 条</p> <p>第 930-1 条の規定は、組合弁護士には適用しない。</p> <p>組合弁護人のする訴訟行為（訴訟文書）は、書面に記載して書記課に提出し、又は受領通知請求付書留郵便で送付することができる。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以 上

第4部 ドイツ法

神戸大学 青木 哲

第1章 ドイツにおける民事裁判のIT化の概要¹

ドイツの民事裁判においてITが利用される場面として、裁判文書の電子化とビデオ会議の利用がある。

I. 裁判文書の電子化

裁判文書の電子化は、電子的送受信と電子記録に分けることができる。

1. 裁判文書の電子的送受信

(1) 裁判所への電子文書の提出

2001年7月31日の「私法の方式規定の現代法律行為取引への適合法」(私法方式適合法)²により新設された民事訴訟法(ZPO)130a条1項は、書面による提出が求められている場合に、裁判所の取扱いに適合する限りで、電子文書により提出することが認められた。しかし、電子文書による提出の具体的な導入時期は連邦政府および州政府が法規命令により定めることとされた(同条2項)。

2013年10月10日の「裁判所との間の裁判文書の電子的やりとりの促進に関する法律」³(e-Justice法I)により民事訴訟法130a条1項が改正され、その改正の施行日とされる2018年1月1日⁴以降、裁判所は、電子文書の送受信を利用可能なものにしなければならない。また、同法により新設され、2022年1月1日に施行される⁵民事訴訟法130d条により、同日以降は、弁護士、官庁または公法上の法人等は、書面により提出されるべき文書を電子文書により提出しなければならない(能動的使用義務)。

裁判所に送信された電子文書は、裁判所の受信装置に保存された時点で到達したものとされ、

¹ ドイツにおける民事裁判のIT化について、民事手続研究会(川嶋四郎ほか)「シンポジウム「e-裁判所」の創造的構想——民事訴訟を中心として」法政研究72巻4号(2006年)1141頁(特に、1185頁以下、園田賢治報告)、笠原毅彦「民事裁判のIT化」小島武司先生古稀祝賀〈続〉『権利実効化のための法政策と司法改革』(商事法務、2009年)961頁、森下宏輝「司法のIT化——ドイツの現状」法曹800号(2017年)35頁、本間学「ドイツにおける民事訴訟のIT化とその訴訟原則に与える影響」金沢法学61巻2号(2019年)197頁、福田剛久『民事訴訟のIT化』(法曹会、2019年)46~60頁、笠原毅彦「民事裁判のIT化の基本視点——ドイツのIT化を中心に考える」市民と法119号(2019年)53頁、遠藤安希歩「ドイツにおける民事裁判のIT化の現状」法曹830号(2019年)23頁を参照。

² Gesetz zur Anpassung der Formvorschriften des Privatrechts an den modernen Rechtsgeschäftsverkehr, BGBl. I 2001, S. 1542

³ Gesetz zur Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten, BGBl. I 2013, S. 3786

⁴ 改正法26条1項による同法の原則的な施行日である。ただし、同法24条1項により州政府が定めた場合には、2018年12月31日または2019年12月31日まで従前の規定が適用される。

⁵ 改正法26条7項。

送信者には到達時刻の確認通知を自動的にする必要がある（民事訴訟法 130a 条 5 項）。また、電子文書が裁判所の取扱いに適さない場合、このことは、送信者に対して、到達が無効であることと適用されるべき技術的基本要件を指摘するとともに、遅滞なく通知されなければならない。送信者がその後遅滞なく裁判所の取扱いに適した形式で文書を提出し、それが初めに提出した文書と同一内容であることを疎明したときは、文書は初めの提出時に到達したものとして効力を有する（同条 6 項）。

（2）裁判所からの電子文書の送達

2001 年 6 月 25 日の「送達改革法」(Zustellungsreformgesetz)⁶により弁護士等の専門職および官庁・公法上の団体・施設等に対しては、受領確認を返送させる送達(Zustellung gegen Empfangsbekanntnis)という簡易な方法による送達が認められ（民事訴訟法 174 条 1 項）、この方法による送達として、紙の書面によることのほか、ファックスを使用すること（同条 2 項）や、電子文書により送達すること（同条 3 項）が認められた。電子文書の送達の受領確認の返送は、電子的になされる（同条 4 項）。

前掲の 2013 年の e-Justice 法 I により同条 3 項に挿入された同項 4 文により、その施行日である 2018 年 1 月 1 日以降、弁護士等の専門職および官庁・公法上の団体・施設等は、裁判所から電子文書の送達を受けるために、「安全な通信方法」を使用できるようにしなければならない（受動的義務）。

（3）電子文書の送受信

前掲の 2001 年の「私法方式適合法」により新設された民事訴訟法 130a 条 1 項 2 文は、電子文書について適格電子署名がされなければならないと定めていたが、適格電子署名はあまり利用されなかった。

このため、前掲の 2013 年の e-Justice 法 I により、電子文書は、適格電子署名がなされるか、電子署名がなされ、かつ、「安全な通信方法」により提出されなければならないと改められた。「安全な通信方法」には、De-Mail を利用した方法や beA を利用した方法などがある（民事訴訟法 130a 条 4 項各号）。

beA(besondere elektronische Anwaltspostfach)は、連邦弁護士法 (BRAO) 31a 条により連邦弁護士会が運用する電子文書の送受信のネットワークにおいて、各弁護士に提供される専用のメールボックスである。

電子文書の送受信の細則として、2017 年 11 月 24 日に「裁判文書の電子的やりとりに関する命令」(Elektronischer-Rechtsverkehr-Verordnung, ERVV)⁷が制定され、データ形式を原則として PDF とすることなどが定められた（同命令 2 条 1 項）

2. 電子記録

2005 年 3 月 22 日の「司法通信法」(Justizkommunikationsgesetz)⁸により、裁判所が訴訟記録を電子的に取り扱うことができることが定められた（民事訴訟法 298a 条 1 項）が、具体的な導

⁶ Gesetz zur Reform des Verfahrens bei Zustellungen im gerichtlichen Verfahren (Zustellungsreformgesetz), BGBl. I 2001, S. 1206

⁷ Verordnung über die technischen Rahmenbedingungen des elektronischen Rechtsverkehrs und über das besondere elektronische Behördenpostfach, BGBl. I 2017, S.3803

⁸ Gesetz über die Verwendung elektronischer Kommunikationsformen in der Justiz, BGBl. I 2005, S. 837

入時期は連邦政府および州政府が法規命令により定めることとされた。訴訟記録が電子的に取り扱われる場合には、紙媒体により提出された文書は電子文書に変換される（同条 2 項）。

2017 年 7 月 5 日の「司法における電子記録の導入および裁判文書の電子的やりとりの更なる促進に関する法律」（e-Justice 法 II）⁹により、2026 年 1 月 1 日までにはすべての訴訟記録が電子的に取り扱われることが定められた（同条 1a 項）。

電子記録の管理システムとして、次の 3 つのプログラムがそれぞれ複数の州により共同で開発されている。

e²A(ergonomische elektronische Akte)

eIP(elektronisches Integrationsportal)

eAS(E-Akte as a Service)

II. ビデオ会議の利用

ビデオ会議を利用した口頭弁論および証人等の尋問は、2001 年 7 月 27 日の民事訴訟改革法 (Zivilprozessreformgesetz)¹⁰により民事訴訟法 128a 条において定められた。同条は両当事者の承諾を要件としていたが、2013 年 4 月 25 日の「裁判所および検察の手續におけるビデオ会議技術の利用を強化する法律」¹¹により、両当事者の承諾は不要とされ、弁論については職権でも利用することができるようになった。

民事訴訟法 128a 条により、裁判所は、当事者、代理人および補佐人に対して、申立てまたは職権で、口頭弁論が実施されている間、法廷以外の場所に所在して、訴訟行為をすることを許可することができる。この場合、口頭弁論は、映像と音声により当該場所と法廷に同時に中継される（同条 1 項）。

次に、裁判所は、申立てにより、証人、鑑定人または当事者に対して、尋問が実施されている間、法廷以外の場所に所在することを、許可することができる。この場合、尋問は、映像と音声により当該場所と法廷に同時に中継される（同条 2 項）。当事者、代理人および補佐人が、法廷以外の場所に所在することを許可されている場合には、尋問は当該場所にも中継される。

これらの場合に、弁論や尋問の中継（映像と音声）は記録（録画・録音）されない（同条 3 項第 1 文）。

第 2 章 調査について

I. 調査について

本調査は、2020 年 3 月 2 日から 6 日に行った。まず、ドイツ西部に位置するノルトライン＝ヴェストファーレン州の州都デュッセルドルフにおいて、2 日にアーキス法律事務所を、3 日に同州

⁹ Gesetz zur Einführung der elektronischen Akte in der Justiz und zur weiteren Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs, BGBl I 2017, S. 2208

¹⁰ Gesetz zur Reform des Zivilprozesses, BGBl I 2001, S. 1887

¹¹ Gesetz zur Intensivierung des Einsatzes von Videokonferenztechnik in gerichtlichen und staatsanwaltschaftlichen Verfahren, BGBl I 2013, S. 935

司法省¹²とデュッセルドルフ地方裁判所を訪問した。次に、首都ベルリンにおいて、5日にベルリン地方裁判所と連邦司法・消費者保護省、6日に連邦弁護士会を訪問した。

本調査につき、在ドイツ日本国大使館一等書記官の萩野哲史氏が訪問先との交渉調整をしてくださった。訪問先において充実した内容の回答が得られたのは、萩野氏のご尽力のおかげである。デュッセルドルフでは異レリ玲子氏が、ベルリンでは十見容子氏が通訳をしてくださった。下記の回答内容の日本語訳は、訪問調査の際の両氏の通訳に依拠しているが、責任は青木が負う。

II. 質問事項

あらかじめ送付した質問書に記載した質問事項の内容は次の通りである。

1. Über elektronischen Rechtsverkehr im Zivilverfahren

民事手続における裁判文書の電子的やりとりについて

1. 1. Wie übermittelten Gericht und Rechtsanwalt einander zuvor Dokumente, die nicht zugestellt werden mussten?

裁判所と弁護士は互いに、送達の必要のない文書を、これまでどのように送付していましたか。

1. 2. Wie wird die elektronische Klageschrift an den Beklagten zugestellt?

電子訴状はどのように被告に送達しますか。

1. 3. Haben einige Rechtsanwälte und Rechtsanwältinnen Probleme mit der passiven und aktiven Nutzungspflicht des beA-Postfachs?

beA の受動的使用義務と能動的使用義務について弁護士は問題を抱えていますか。

1. 4. Kann ein Rechtsanwalt seinen Mitarbeitern oder Angestellten der Anwaltskanzlei Zugangsrechte an seinem beA-Postfach einräumen?

弁護士は事務所の同僚や従業員に beA へのアクセス権限を付与することができますか。

1. 5. Wie wird einem Gläubiger, der ein elektronisches Urteil erhält, eine Vollstreckungsklausel erteilt?

電子判決を得た債権者はどのように執行文の付与を受けますか。

2. Über die Elektronisierung der Prozessakten

訴訟記録の電子化について

¹² このたびの訪問について同省のウェブサイトで紹介記事が掲載された。

https://www.justiz.nrw.de/Mitteilungen/2020_03_05_Japanische-Delegation/index.php

2. 1. Welche Bedeutung und Vorteile hat die Elektronisierung der Prozessakten?

訴訟記録の電子化の意義と利点は何ですか。

2. 2. Was sind Aufgabe der Elektronisierung der Prozessakten?

訴訟記録の電子化の課題は何ですか。

2. 3. Gibt es Probleme damit, dass verschiedene Systeme (e²A, eIP, eAS...) von Ländern entwickelt werden?

州によって異なるシステムが開発されることに問題はありますか。

2. 4. Können Parteien, Rechtsanwälte und dritte Personen online die elektronischen Prozessakten einsehen?

当事者、弁護士および第三者は、電子記録をオンラインで閲覧することができますか。

2. 5. Wird die Elektronisierung der Prozessakten die Art und Weise verändern, wie Richter und Rechtsanwälte arbeiten?

訴訟記録の電子化は、裁判官や弁護士の職務の仕方を変えるでしょうか。

3. Über Verhandlungen per Videokonferenz

ビデオ会議による弁論について

3. 1. Werden Videokonferenz oder Audiokonferenz zur Regulierung der Streitpunkte und zur Ordnung der Beweise sowie für die „Case Management Conference“ verwendet?

ビデオ会議または音声会議は、争点・証拠の整理のため、事件管理の協議のために利用されますか。

3. 2. Werden Videokonferenz oder Audiokonferenz für die Güterverhandlung verwendet?

ビデオ会議または音声会議は和解弁論に利用されますか。

3. 3. Kann ein Zeuge außerhalb eines Gerichts per Videokonferenz angehört werden?

裁判所の外でビデオ会議により証人を尋問することができますか。

3. 4. Wie wird ungerechtfertigter Einfluss eines Dritten auf einen Zeugen verhindert, wenn der Zeuge per Videokonferenz angehört wird?

証人がビデオ会議により尋問される場合、第三者による証人に対する不当な影響はどのように排除されますか。

3. 5. Warum wird die Übertragung nicht aufgezeichnet, wenn die Verfahrenshandlungen

oder Vernehmung per Videokonferenz stattfindet (§128a ZPO)?

弁論や尋問がビデオ会議により行われる場合に、送信が記録されないのはなぜですか（民事訴訟法 128a 条）。

第3章 回答の内容

I. アーキス法律事務所

【訪問日時】

2020年3月2日（月）14時～16時

【応対者】

弁護士 Dimitrios Christopoulos 氏

弁護士 山口茂雄氏

【回答の内容】（枠内は、対応する前掲の質問事項。以下同じ。）

1. Über elektronischen Rechtsverkehr im Zivilverfahren

民事手続における裁判文書の電子的やりとりについて

1. 1. Wie übermittelten Gericht und Rechtsanwalt einander zuvor Dokumente, die nicht zugestellt werden mussten?

裁判所と弁護士は互いに、送達のない文書を、これまでどのように送付していましたか。

裁判文書の送付はこれまで郵送またはファックスを使って行われてきた。この点で送達されるべきものかどうかの区別はないが、送達が必要なものについては、受領確認を例えばファックスで送り返すという、返信付の送達をしていた。訴状についてはファックスを使用して送達することができない。

1. 2. Wie wird die elektronische Klageschrift an den Beklagten zugestellt?

電子訴状はどのように被告に送達しますか。

原告から beA を使って送られた電子訴状は、裁判所が印刷して、紙媒体で送達する。これまで一度しか経験していないが、原告の弁護士が beA を使って送達した電子訴状について、相手方が弁護士に委任していることが確認される場合には、裁判所から相手方の弁護士に beA を使って送達することもできる。

1. 3. Haben einige Rechtsanwälte und Rechtsanwältinnen Probleme mit der passiven und aktiven Nutzungspflicht des beA-Postfachs?

beA の受動的な使用義務と能動的な使用義務について弁護士は問題を抱えていますか。

現在では beA の使用義務化について懐疑的な見方は減っているが、当初は議論の多いテーマであった。まず、準備や実現をするには忙しいという意見が多かった。

セキュリティの問題や守秘義務の問題について懐疑的な見方があったが、beA のシステムの改善により解決されている。end to end の暗号化がされ、弁護士と裁判所の端末が閉じたネットワークによりセキュリティが確保されている。裁判所内でのネットワーク化がされているところに、beA を接続することで、弁護士と裁判所との通信が安全確実にされる。

懐疑的な意見の一つとして、受信したことを見逃して、期限が徒過してしまうというものがあったが、郵便受けに郵送される場合でも同じである。beA でメールを受信すると、受信したことが、普段使っているメールアドレスに通知されるように設定することができる。念のため、通知がなくても、1日に1回は beA の受信を確認する。ただし、ドイツでは専門化が進んでおり、例えば、M&A 弁護士は、裁判所から連絡を受けないので、beA の受信をほとんど確認しない。

能動的な使用義務に関しては、州によって早めに義務化をしても良いので、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の労働裁判所は、今年の1月1日から、電子文書のみを受け入れている。州により電子文書の義務化の程度は様々である。

個人的には、当初、beA に対しては懐疑的であったが、慣れた現在では、なくてはならないものになっている。裁判所から提示されている期限までに文書を提出しなければならない立場としては、beA はなくてはならない。

かつては文書を作成し、ファックスで送付すると、裁判所から受信の連絡があってはじめて安心する。あるとき、夜遅くにケルン地裁へのファックスの送付がうまくいかず、自らコピーをし、封筒に入れて、ケルンまで行き、日付が変わる直前に裁判所に到着して、ギリギリ間に合ったということもあった。

現在では、作成した文書を PDF にして、添付資料に番号を付けて、アップロードする。PC 上で電子署名を送れるようにしている人もいるが、私はカードリーダーを用いて署名カードを読み込んでいる。文書と添付書類を確認し、署名をして、ピンを入力し保存し、送付する。送付した文書は印刷してファイルに綴じている。

beA を使用するにつれて当初の懸念は徐々に薄れている。一つ不便な点は、大きな弁護士事務所で、従来は事務所全体の郵便受けに郵便物を取りに行けばよいが、beA は個人別に設けられている。この事務所では一元的に管理し、担当者を決めて、受信の確認をしている。

1. 4. Kann ein Rechtsanwalt seinen Mitarbeitern oder Angestellten der Anwaltskanzlei Zugangsrechte an seinem beA-Postfach einräumen?

弁護士は事務所の同僚や従業員に beA へのアクセス権限を付与することができますか。

一定のアクセス権限をスタッフカードに付与することができ、スタッフはスタッフカードを用いて beA にアクセスすることができる。その後の処理についても、スタッフに特定の権限を付与することができる。付与することのできる権限には、閲覧、印刷、編集、送信がある。

送信については、スタッフが送信した場合、弁護士の署名がないと送信は無効になる。システム上スタッフから送信されたことが分かるようになっている。弁護士が送信する場合には、そのことが分かるので、署名をせずに送信しても有効である。

期間を限定して、例えば、休暇の間だけ、同僚にアクセス権限を付与することもできる。

1. 5. Wie wird einem Gläubiger, der ein elektronisches Urteil erhält, eine Vollstreckungsklausel erteilt?

電子判決を得た債権者はどのように執行文の付与を受けますか。

電子判決は beA で送達することができるが、執行文は紙媒体で付与される。民事訴訟法 754a 条の執行命令(Vollstreckungsbescheid)の場合は、執行文の必要がないので、電子的に申立てをすることができ、これは、唯一の例外である。執行文は電子的に付与することはできない。

電子判決が beA により送達された場合、それを印刷したものを郵便により送達し、送達証明書を受ける。このようにして執行官への申立てをすることができる。

2. Über die Elektronisierung der Prozessakten

訴訟記録の電子化について

2. 1. Welche Bedeutung und Vorteile hat die Elektronisierung der Prozessakten?

訴訟記録の電子化の意義と利点は何ですか。

利点として議論されていることは、まず、記録の保存が容易になる。裁判所の記録は 10 年間の保存義務があるが、紙媒体で保存されると放置されがちであるが、電子化されると保存期間が経過すれば自動的に消去することができる。長く保管するとしても、データの容量を使うにすぎない。訴訟記録へのアクセス権限を有する者を定めることができ、それ以外の者がアクセスすることを排除することができる。場所による制約がなくなる。どこにいてもオンラインで訴訟記録にアクセスして、閲覧することができる。訴訟記録を中央で一元的に管理することができる。記録の保存が紙媒体よりも容易である。記録の検索の機能もデータの方が優れている。環境保護の点でも紙の節約になる。

2. 2. Was sind Aufgabe der Elektronisierung der Prozessakten?

訴訟記録の電子化の課題は何ですか。

簡易化と効率化が課題である。訴訟記録を紙で管理していると分量が増えて見通しがつかなくなってしまうようにするのが大変である。ファイルの管理も大変である。電子化すれば簡易化することができる。現在でも、beA で文書が提出されても、裁判所で印刷がされる。電子文書の完全な電子化の期限は 2026 年である。

2. 3. Gibt es Probleme damit, dass verschiedene Systeme (e²A, eIP, eAS...) von Ländern entwickelt werden?

州によって異なるシステムが開発されることに問題はありますか。

州ごとにプログラムが異なることにより実際に問題が生じているのかについて具体的な経験はまだ経ていない。標準化により互換性があるように構想され、それは実現可能であるので問題は生じないだろうと考えている。というのも、裁判所間の通信はすでに電子的に行われていて、問

題は生じていないからである。

2. 4. Können Parteien, Rechtsanwälte und dritte Personen online die elektronischen Prozessakten einsehen?

当事者、弁護士および第三者は、電子記録をオンラインで閲覧することができますか。

誰が閲覧権を持つのかはまだ構想段階である。連邦行政裁判所ではオンラインでの閲覧が実現されていると聞いている。一般には、当事者が閲覧したい場合には、弁護士を通して裁判所に閲覧の申請をする。閲覧の申請をするには、利害関係が認められる必要がある。無関係の第三者が閲覧を申請することはできない。裁判所が閲覧を認める場合には、ポータルサイトにアクセス情報を入れると閲覧をすることができる。その場合には、印刷や保存もできるはずである。当事者と裁判所が訴訟の経過に従って記録を閲覧することができるようになることが理想であるが、実際にそうなるのかはまだ分からない。

訴訟記録の電子化による訴訟の迅速化について、民事訴訟において、事件が広範にわたる場合がある。例えば、建築関係事件では鑑定人に鑑定意見を書いてもらう。鑑定人と裁判所との間で書類のやりとりがされる。適切な鑑定人を調査するために、ある研究所に何人かを推薦してもらおう。1人目の候補に鑑定書を作成してもらうために、訴訟記録を郵送する。断られると返送される。2人目の候補に同じように訴訟記録を郵送する。引き受けてもらうと、鑑定書を書いてもらうために3～6か月かかる。その間、訴訟記録は鑑定人の手元にある。このようなプロセスをとっていると時間がかかり、紛失のおそれもある。これに対して、電子化されるとハッカーによって攻撃されることもあるが、バックアップがあるので、文書が失われるわけではない。このような迅速性、確実性というメリットがある。

2. 5. Wird die Elektronisierung der Prozessakten die Art und Weise verändern, wie Richter und Rechtsanwälte arbeiten?

訴訟記録の電子化は、裁判官や弁護士の職務の仕方を変えるでしょうか。

電子文書化されると、時間的にも、場所的にも、仕事が柔軟になる。裁判所の外でのアクセスができるので、ホームオフィス化することが考えられる。

裁判官についていうと、現在でも裁判官の独立性から在宅で仕事をすることが認められ、そのような裁判官が多い。現状では、紙の記録を家に持ち帰り仕事をしている。その際に、裁判所で他の人が記録を探すと、なくて困るということがある。すでに在宅で仕事をしているので、電子化しても変わらないが、記録を持ち帰るという負担は減る。裁判官の仕事の魅力が以前と比べると薄れている現在において、電子化により仕事の魅力が増す。しかし、出勤義務があるという点は変わらない。

弁護士にとっても同じようなメリットがある。裁判所に出廷する際にラップトップを持って行けば良い。ファイルをたくさん持って出廷する必要はなくなる。

ほかのメリットとして、仕事がしやすくなる。電子化されると、コピー機能、コメント機能、検索機能を活用することができる。

チームでの仕事もできるようになる。チームで並行して訴訟記録を見ながら作業を分担して進めることができ、また、テキストのモジュールを作ることで、後に統合するのも容易である。紙

だと完結性が要求されるので、一人が担当するということにならざるを得ない。

3. Über Verhandlungen per Videokonferenz

ビデオ会議による弁論について

3. 1. Werden Videokonferenz oder Audiokonferenz zur Regulierung der Streitpunkte und zur Ordnung der Beweise sowie für die „Case Management Conference“ verwendet?

ビデオ会議または音声会議は、争点・証拠の整理のため、事件管理の協議のために利用されますか。

争点整理・証拠整理は電話ですることがある。ケースマネジメント会議は仲裁で行われるが、ビデオ会議ではなく、電話で行われる。

3. 2. Werden Videokonferenz oder Audiokonferenz für die Güterverhandlung verwendet?

ビデオ会議または音声会議は和解弁論に利用されますか。

和解弁論と口頭弁論は分けて行っているのではなく、初めに和解の試みをして、同じ時間・場所で、続けて口頭弁論に移行するので、和解と口頭弁論で分けて考える必要はない。民事訴訟法 128a 条により、訴訟経済に資すること、口頭主義が担保されていることから、ビデオ会議は認められている。しかし、裁判所に設備が整っていないという理由で、実際には行われていない。

ビデオ会議により、和解の試みに応じて、和解が成立することもある。合意が成立したら、その内容を読み上げて、当事者が内容を認めれば、それを調書に記録する。

3. 3. Kann ein Zeuge außerhalb eines Gerichts per Videokonferenz angehört werden?

裁判所の外でビデオ会議により証人を尋問することができますか。

民事訴訟法 128a 条により裁判所外におけるビデオ会議による尋問は認められているが、実際には映像と音声の中継されるという条件が整備されていないのでビデオ会議は利用されていない。

家庭事件においてはビデオ会議が利用されることがある。両親のいないところで子どもの話を聞く際に、裁判所の外にいる子どもの話を聞くこともあり、また、裁判所の中の法廷とは別の部屋で子どもの話を聞くこともある。

私の経験として、ミュンヘン地方裁判所に証人として呼ばれたことがある。書面で陳述することや、ビデオ会議を利用することを要望したが、設備がないためにビデオ会議の利用は実現しなかった。

3. 4. Wie wird ungerechtfertigter Einfluss eines Dritten auf einen Zeugen verhindert, wenn der Zeuge per Videokonferenz angehört wird?

証人がビデオ会議により尋問される場合、第三者による証人に対する不当な影響はどのように排除されますか。

ビデオ会議の利用は裁判官の裁量に委ねられている。ビデオ会議を利用するかどうかの判断の際には、証人の供述の信憑性や、不当な影響のおそれを考慮する。事案の重要性、複雑性、詳細さに応じて、信憑性や不当な影響のおそれが重要な意味を持つ。証人が与えられた紙を読んでも、正面から撮るカメラしかないために、それが分からないというようなことはあってはならない。技術的に、例えば、広角度で写すカメラがあるとか、証人の前後左右を撮るカメラがあれば、それを排除することは可能である。しかし、ビデオ会議の利用にそのような技術的な条件があるわけではない。不当な影響が及ぼされているかどうかは、証人が質問に対して、どの程度自発的に回答しているのか、書かれているものを読み上げているのではないかということから、裁判官が判断し、不当な影響が及ぼされていると判断する場合には、そこで尋問を中断する。

3. 5. Warum wird die Übertragung nicht aufgezeichnet, wenn die Verfahrenshandlungen oder Vernehmung per Videokonferenz stattfindet (§128a ZPO)?

弁論や尋問がビデオ会議により行われる場合に、送信が記録されないのはなぜですか (民事訴訟法 128a 条)。

民事訴訟法 128a 条の趣旨は、訴訟経済の観点から、証人が法廷にいることの代わりとして、ビデオ会議が認められているだけである。証人が出廷している場合に行われていること以上のことは行われない。証人が出廷している場合と同じように、尋問の際の印象が調書に記録されれば良い。

II. ノルトライン＝ヴェストファーレン州司法省

【訪問日時】

2020年3月3日(火) 10時～12時

【応対者】

Christian Reitemeier 博士

Andrea Mandler 氏

Monika Hörter 氏

Jost-Michael Kausträter 氏

【回答の内容】

ノルトライン＝ヴェストファーレン州司法省にとって、テーマ1と2(電子的やりとりと電子記録)はホットなテーマであるが、テーマ3(ビデオ会議)は重要ではないので、テーマ1と2を中心に回答する。

1. Über elektronischen Rechtsverkehr im Zivilverfahren

民事手続における裁判文書の電子的やりとりについて

現状では、beAのシステムを利用して1日あたり4,000～5,000通程度やりとりされている。

割合としては小さく、一定の弁護士事務所が利用している。

1. 1. Wie übermittelten Gericht und Rechtsanwalt einander zuvor Dokumente, die nicht zugestellt werden mussten?

裁判所と弁護士は互いに、送達の必要のない文書を、これまでどのように送付していましたか。

裁判所、弁護士により様々であった。裁判所には弁護士ごとに私書箱があり、文書のやりとり利用されている。また、ドイツの弁護士はファックスを好んで使う。連邦レベルでは弁護士によるファックス使用の廃止反対のロビー活動もあるくらいである。ファックスで受領したものは電子記録化するためにスキャンすることになる。2022年1月1日からの電子文書の使用の義務化により、ファックスの使用は大幅に減少することが期待される。

地裁の中にはすべての部において電子化しているところもある（例：デットモルト地裁、クレーフェルト地裁）が、全く電子化していないところもある（例：ドルトムント地裁）。デュッセルドルフ地裁のように、一部の部が電子化に移行しているところもある。電子化されていないところでは紙媒体のまま記録とされ、電子記録化されているところはスキャンして電子記録とされる。スキャンには大きな手間がかかるが、一度に電子化することはできないので、移行のためには避けて通れない。

立法者により定められている3つめの期限として、2026年1月1日までにすべての文書を電子化しなければならない。

デュッセルドルフ地裁では、民事部の一部は電子化されており、刑事部では全く電子化されていない。財政・税務の領域ではすべて電子化されている。

1. 2. Wie wird die elektronische Klageschrift an den Beklagten zugestellt?

電子訴状はどのように被告に送達しますか。

被告への訴状の送達も様々な方法がある。通常の場合郵便で送達される。被告が弁護士に委任している場合には、電子的な送達が行われる。誰にどのように送達することができるのかについては、民事訴訟法174条に定められている。手間・費用の節約から、電子的な送達を実現したい。

現在、弁護士は、文書の受領を電子的に行わなければならない、受信の確認が必要である。

1. 3. Haben einige Rechtsanwälte und Rechtsanwältinnen Probleme mit der passiven und aktiven Nutzungspflicht des beA-Postfachs?

beAの受動的利用義務と能動的利用義務について弁護士は問題を抱えていますか。

能動的・受動的利用義務については、弁護士の方では、大きな問題を抱えているのが実情である。弁護士の構造が多岐にわたるので、問題も多様である。大きな事務所では、事務所の技術的なサポートを得られる。中小規模の事務所では、IT化の程度は様々である。一人事務所についてはbeAへの対応状況は把握できていない。

弁護士会は裁判所とのやりとりの電子化について、自ら対応することを選択した。弁護士の中でも、そもそも義務づけられるのか、beAのサービスに対していくらくらい払うべきなのかにつ

いて議論があった。

導入当初には技術的な問題があった。暗号化が適切なものではないという、セキュリティー上の問題である。最初に請け負った会社に問題があったが、現在では、連邦弁護士会が別の会社に依頼している。

beA のシステムは連邦レベルで統一されたシステムである。

beA のシステムの立ち上げ・維持にかかるコストやサポートは、弁護士の自己負担である。弁護士からは、beA の使用義務はないと主張する訴訟が提起されている。

1. 4. Kann ein Rechtsanwalt seinen Mitarbeitern oder Angestellten der Anwaltskanzlei Zugangsrechte an seinem beA-Postfach einräumen?

弁護士は事務所の同僚や従業員に beA へのアクセス権限を付与することができますか。

弁護士がスタッフに beA へのアクセス権限を付与することはできる。beA はメールの受信、送信をすることができるプログラムである。弁護士事務所では別のソフトウェアを持っていて、文書の作成や編集をしている。こうしたソフトウェアと beA との間で互換性、インターフェースが確保されている必要がある。

1. 5. Wie wird einem Gläubiger, der ein elektronisches Urteil erhält, eine Vollstreckungsklausel erteilt?

電子判決を得た債権者はどのように執行文の付与を受けますか。

執行文はまだ電子的に付与することができない状態にある。債権者の申請に基づいて、電子判決に対する執行文は紙の文書により付与される。まず、判決手続をデジタル化し、その次に執行手続へと段階的にデジタル化を進めている。

2. Über die Elektronisierung der Prozessakten

訴訟記録の電子化について

訴訟記録の電子化は、裁判権の種類や専門性に応じて順番に進められている。財務、行政の領域が最も進んでいる。民事訴訟においては、区裁判所、地方裁判所、上級地方裁判所において、それぞれ電子化が進められている。2021 年末までに区裁判所、地方裁判所の全領域において電子化が達成された状態にある必要がある。特に民事に主眼が置かれたのは、2022 年 1 月 1 日以降、弁護士と裁判所とのやりとりは電子的に行われなければならないからである。しかし、その後も、区裁判所の本人訴訟は、紙で提出された文書をスキャンしなければならない。

次の課題は、一審、二審、三審、すなわち、区裁判所、地方裁判所、上級地方裁判所への接続において分断が生じないようにすることである。例えば、ハム区裁判所ではすべて電子化されているが、ドルトムント地方裁判所では全く電子化されていない。このため、ハム区裁判所からドルトムント地方裁判所に控訴が提起されると、訴訟記録は紙媒体に印刷して、送付する必要がある。また、逆のケースとして、例えば建築事件について、ハム上級地方裁判所の建築部は、ボッフム地方裁判所やドルトムント地方裁判所からの控訴を扱うが、ボッフム地方裁判所からは電子化された記録が送られてくるが、ドルトムント地方裁判所から送られてくるものは電子化されて

いない。このような紙媒体の訴訟記録と電子的な訴訟記録が混在する移行期を短くすることが課題である。

電子記録についての裁判官の意見は分かれている。電子記録で仕事をしたいと考える裁判官もいれば、電子記録は受け付けないという裁判官もいる。効率的に電子記録を導入しても、電子記録を受け付けない裁判官のために印刷しなければならない。導入の準備の際には電子化賛成派とともに作業を進めたが、審級の途中で「媒体の分断」(Medienbruch)が生じてしまっただけでは意味がないので、完全な電子記録化を立法で定めた。これに対して反対する訴訟が提起されることも考えられる。過去には実際に商業登記の領域において電子化に反対して裁判官が訴訟を提起した。その裁判官は、第一審、第二審では勝訴したが、連邦通常裁判所において敗訴した。このような商業登記についての判例があるので、電子記録に対する訴訟が提起されても、立法が支持されるであろう。

2. 1. Welche Bedeutung und Vorteile hat die Elektronisierung der Prozessakten?

訴訟記録の電子化の意義と利点は何ですか。

2. 2. Was sind Aufgabe der Elektronisierung der Prozessakten?

訴訟記録の電子化の課題は何ですか。

2. 5. Wird die Elektronisierung der Prozessakten die Art und Weise verändern, wie Richter und Rechtsanwälte arbeiten?

訴訟記録の電子化は、裁判官や弁護士の職務の仕方を変えるでしょうか。

電子記録のデメリットとして、長い文書は読みにくい。これに対しては、高度な技術的な設備を用意することによって読みやすくすることができる。裁判官の職場には2つのモニターが備えられている。さらに希望によりモバイルデバイス(ラップトップ、コンパチブル、タブレットのいずれか)が支給される。タブレットでくつろぎながら読むこともできる。印刷すれば紙で読むこともできる。

メリットとしては、どこにいても訴訟記録にアクセスすることができることである。裁判官の独立性からどこで、どのように仕事をするのかについて指示を受けない。裁判官の中には、紙媒体の記録を抱えて持ち帰り、自宅で仕事をする人もいる。電子化されると、紙媒体の記録を持ち帰る必要がなくなる。自宅から電子記録にアクセスすることができる。

さらなるメリットとして、同時に複数人が記録にアクセスすることができる。電子化されていない紙媒体の記録は、例えば、ある裁判官が自宅に持ち帰ると、その部の長が見たいと思っても見ることができない。電子記録であれば、同じ部の中で他の裁判官も記録を見ることができる。

データセキュリティ上問題があるので、提供されたデバイスのみ利用することができ、私用PCを利用することはできない。喫茶店やレストランで仕事をする 것도、内容を覗かれないようにする必要はあるが、構わない。

裁判官に提供されたデバイスを利用すると、アクセス権限のある訴訟記録だけでなく、裁判所においてアクセスできるシステムを利用することができ、データベースや判例集、雑誌、論文集にアクセスできる。手続における処分、決定などを作成することもできる。音声認識システムも

あり、ディクテーションをさせることもできる。

ノルトライン＝ヴェストファーレン州の電子記録のシステムは、単に記録を順番に読むことができるだけではなく、特別なシステムである。これは、ノルトライン＝ヴェストファーレン州と5つの州が共同で開発した e²A というシステムで、電子的な(elektronisch)、人間工学的な(ergonomisch)記録(Akte)である。e²A のシステムの考え方は、「アナログでやっているワークフローをデジタル化する」システムを作るというものであり、この点は意識的にやっている。一般にデジタル化をする際には、全く新しいプロセスを構築してそれをデジタル化することがアドバイスされることが多い。しかし、裁判官の一部は保守的な立場を示していることから、あえて、「アナログでやっているワークフローをデジタル化する」というアプローチを採用した。導入の準備の際に、「革命」が良いのか、「進化」が良いのかということを議論した。デジタル化自体が革命的なので、ワークフローはアナログのものを重視した。他の2つのシステム eIP、 eAS においても、同じような考え方が根底にある。もう一つの理由として、オランダでは「革命」の道を進んで失敗したということがある。

2026年までに立法で定められたとおりすべての記録を電子化しなければならない。その後に、ワークフローの改善(スリム化、迅速化)を考えていく。

記録の電子化自体が、裁判の文化の変革につながると考えられる。実際に、裁判官だけでなく、司法補助官(Rechtspfleger)も、これまでは裁判官が記録を持ち帰ると仕事ができなかったが、同時に仕事をすることができるようになる。そうすると、裁判官だけでなく、司法補助官も裁判所でなく、自宅で仕事をしたいという希望が出てくる。そうすると、多くの職員が自宅で仕事をすると、裁判所に大きな建物が必要なのかという問題が生じる。

e²A のシステムには裁判所が文書を作成するのを容易にするツールが入っている。特に、文書の構造化の仕組みが入っている。二当事者の主張を対照させることができるようになっていて、争点の整理がしやすくなる。このような裁判官の仕事をしやすくするツールをプログラムに入れなどの手間をかけている。

2. 4. Können Parteien, Rechtsanwälte und dritte Personen online die elektronischen Prozessakten einsehen?

当事者、弁護士および第三者は、電子記録をオンラインで閲覧することができますか。

訴訟記録の閲覧については、訴訟記録閲覧ポータル(Akteneinsichtportal)を使えるように作業を進めている。弁護士、鑑定などがオンラインで記録にアクセスできるようになる。バーデン＝ヴュルテンベルク州が先導して閲覧システムの開発を進め、同州では実際に運用していて、すでに機能している。これから数ヶ月の間に他の州が加わっていく。次に運用を開始するのはシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州である。閲覧システムの運用開始までは、暗号化された USB スティックを利用している。

2. 3. Gibt es Probleme damit, dass verschiedene Systeme (e²A, eIP, eAS...) von Ländern entwickelt werden?

州によって異なるシステムが開発されることに問題はありますか。

技術的なフォーマットの互換性は考慮されている。もっとも、3つのシステムがあれば、3倍

の手間がかかる。バイエルン州とノルトライン＝ヴェストファーレン州が先導して、すべてのシステムをすべての連邦 16 州で統一しようという動きがあり、後継システムでは統一を目指しているが、かなり先の将来になるだろう。

連邦レベルでも裁判所により採用しているシステムは異なる。連邦労働裁判所はノルトライン＝ヴェストファーレン州のシステムを採用することになった。連邦通常裁判所は、バーデン＝ヴュルテンベルク州にあるということもあり、同州のシステムを使う。

3. Über Verhandlungen per Videokonferenz

ビデオ会議による弁論について

ビデオ会議はドイツの裁判官には好まれていない。

3. 5. Warum wird die Übertragung nicht aufgezeichnet, wenn die Verfahrenshandlungen oder Vernehmung per Videokonferenz stattfindet (§128a ZPO)?

弁論や尋問がビデオ会議により行われる場合に、送信が記録されないのはなぜですか (民事訴訟法 128a 条)。

民事訴訟法でも定められているように、口頭弁論の記録 (録音・録画) は原則としてしてはならない。連邦レベルでは一部は記録が認められている。その下のレベルの裁判所では認められていない。禁止されていることには疑問視する意見も出てきている。裁判官はそもそも記録することに対して反対が強い。

技術的には記録は可能であり、刑事事件においては、弁護側から記録を支持する意見が増えてきている。刑事事件では、特定の場合には記録が指示されている。

民事事件では、そもそも実際には、口頭弁論や和解にビデオ会議が用いられるのはわずかの割合である。そもそもビデオ会議が使われるのは、裁判所に出頭していない証人の供述を聴取する場合である。他の裁判官に委任して、裁判所外でされた証人の供述を調書で読むよりも、ビデオ会議では裁判官が証人の印象をみずから直接確認することができる。ビデオ会議が使われるのは、手続の中での証人尋問の重要性が低く、わざわざ証人に裁判所まで来てもらう必要がない場合である。しかし、裁判官としては、証人の陳述から直接印象を得たいという場合には、法廷に来てもらう。私も、25年の裁判官の経験の中で、ビデオ会議は一度も経験していない。すべての審級でビデオ会議は稀である。もっとも、ビデオ会議に対する感覚は世代により変わるかもしれない。

III. デュッセルドルフ地方裁判所

【訪問日時】

2020年3月3日(火) 13時～15時

【応対者】

副所長、裁判官 Katrin Jungclaus 氏

裁判官 Miriam Reinartz 博士

デュッセルドルフ地方裁判所においては、e²A のシステムについて画面で示しながら説明をしていただいた。また、法廷において同システムの画面をどのように裁判官や当事者などに表示するのかについて説明をしていただいた。

【説明の概要】

デュッセルドルフ地方裁判所には 43 か部あり、一度に電子記録の導入をすることはできない。そのうちの民事の 7 か部において、本年 2 月 3 日以降に係属した事件について電子記録が導入された。

訴訟記録の電子化は、単に技術的な問題ではなく、職務の仕方を変えるものである。サービス部門との連携のあり方など、新しい共同体制が求められる。週に一度会合をもって意見交換をしている。

紙媒体の書類であれば書類を見ればどの文書なのかを区別できたが、電子媒体の文書はどれも同じように見えてしまう。他方で、文書は OCR 処理がされるので、検索は容易である。

ノルトライン＝ヴェルトファーレン州では、データは中央で一元的に保管している。これはどの州でも同じではなく、例えばバイエルン州では異なる。

e²A のプログラムは、JUDICA (データ管理・処理) と TSJ (文書作成支援) のシステムを含むものである。

裁判官には、裁判所の PC のほか、モバイルデバイスが与えられ、自宅で作業をすることができる。以前は、自分の PC で作業することもできたが、現在では、支給された PC でしか電子記録にアクセスできない。裁判官は各自の署名カードを PC の読み取り機に挿入して本人認証、電子署名を行う。

紙の書類を持ち帰る必要がなくなったので、自宅での仕事がしやすくなった。他方で、チームとしての共同作業をどのように行うのが課題である。

IV. ベルリン地方裁判所

【訪問日時】

3 月 5 日 (木) 10 時～12 時 30 分

【対応者】

副所長、裁判官 Anja Teschner 博士

裁判官 Martin Säcker

裁判官 Martin Müller-Follert 博士

裁判官 Gregor Stevens

裁判官 Konrad Hofmann

【回答の内容】

1. Über elektronischen Rechtsverkehr im Zivilverfahren

民事手続における裁判文書の電子的やりとりについて

1. 1. Wie übermittelten Gericht und Rechtsanwalt einander zuvor Dokumente, die nicht zugestellt werden mussten?

裁判所と弁護士は互いに、送達の必要のない文書を、これまでどのように送付していましたか。

封書またはファックスで送付する。

1. 2. Wie wird die elektronische Klageschrift an den Beklagten zugestellt?

電子訴状はどのように被告に送達しますか。

裁判所の選択により2つの可能性がある。

- ①電子訴状を印刷して、郵便で送達すること。
- ②民事訴訟法 174 条 3 項による受領確認を電子的に返信させる方法で、電子的に送達すること。しかしこの方法を利用することができるのは、受取人が、弁護士、公証人、執行官、税理士、その他その職業に基づき高度な信頼を前提とすることができる者、公法上の官庁、法人又は施設である場合に限られる（同条 1 項）。

1. 3. Haben einige Rechtsanwälte und Rechtsanwältinnen Probleme mit der passiven und aktiven Nutzungspflicht des beA-Postfachs?

beA の受動的使用義務と能動的使用義務について弁護士は問題を抱えていますか。

司法の側から一般的に妥当する回答をすることはできない。この点において情報を提供することができるのは弁護士会であろう。司法の側から述べることは、何人かの弁護士がときどき司法従事者に対してそのような問題を知らせていることである。他の連邦州からは、一部に受領確認の電子的返信に困難があるという報告がされている。

弁護士が提出した電子文書が技術条件に反する場合、裁判所は再提出を促し、再提出された場合の提出日は当初の提出日とされる。

電子文書の技術条件は、ERVV(Elektronischer Rechtsverkehr Verordnung、電子的法的やりとりに関する規則)が定めている。データフォーマットは PDF か TIFF であるとか、文書サイズの最大値などである。これは連邦全体に適用される規則である。

1. 4. Kann ein Rechtsanwalt seinen Mitarbeitern oder Angestellten der Anwaltskanzlei Zugangsrechte an seinem beA-Postfach einräumen?

弁護士は事務所の同僚や従業員に beA へのアクセス権限を付与することができますか。

いわゆる従事者カード (Mitarbeiterkarte) により可能である。しかし、次のことに留意することを要する。共同従事者や従業員が beA により電子文書を送付することは、民事訴訟法 130a

条4項の「安全な通信方法」によりなされたものとはいえない。なぜなら、この方法は弁護士本人による送付を前提としているからである（同条3項1文 Var.2）。それゆえ共同従事者や従業員が送信する際には適格電子署名を要する（同項1文 Var.1）

部下が送信する場合には、弁護士が部下であることのオーソライズをする必要があるが、実際には、面倒なので、弁護士が自分の署名カードを部下に渡してしまうことがある。裁判所としては送信されたものについてこの点を問題にする必要はない。

1. 5. Wie wird einem Gläubiger, der ein elektronisches Urteil erhält, eine Vollstreckungsklausel erteilt?

電子判決を得た債権者はどのように執行文の付与を受けますか。

電子的強制執行は原則的としては現在のところ予定されていない（ごく限られた例外として、民事訴訟法 754a 条、829a 条を参照）。判決の執行力のある正本は引き続き紙媒体で与えられる（同法 317 条 2 項 1 文）。同じことは執行文にも妥当する。

2. Über die Elektronisierung der Prozessakten

訴訟記録の電子化について

2. 1. Welche Bedeutung und Vorteile hat die Elektronisierung der Prozessakten?

訴訟記録の電子化の意義と利点は何ですか。

2. 2. Was sind Aufgabe der Elektronisierung der Prozessakten?

訴訟記録の電子化の課題は何ですか。

次のような利点を挙げることができる。

- 記録の取扱いがしやすくなること（同時に取り扱うこと）。このため、訴訟期間が短縮すること（効率的な権利保護）
- どこにいても記録にアクセスすることができること
- 社会参加（障害者従業員やパートタイム従業員にとっての負担軽減）
- 司法が魅力ある勤務先になること
- 現代的な生活現実の一部としての司法（権利保護へのアクセスが容易になること）
- 自動化による訴訟期間が短縮すること
- 内容に関するインデックスの作成と文書検索が容易になること

すでに実務において長く試行が行われてきた他の連邦各州からなされた初期のフィードバックは、欠点も示している。（「ドイツ裁判官新聞」（DRiZ）に掲載された様々な経験の報告として、例えば、DRiZ 2020, 48; DRiZ 2019, 326; DRiZ 2017, 194 を参照。）

- 特に大規模かつ複雑な紛争の場合には困難が存在する。
- 従事者に対する調査によると電子記録による業務は紙の記録よりも時間がかかることがある。
- 技術的な障害、性能に弱点があること、技術サポートが十分でないこと
- 電子署名が手書きの署名よりも面倒であること

- 研修の必要性が高いこと

2. 3. Gibt es Probleme damit, dass verschiedene Systeme (e²A, eIP, eAS...) von Ländern entwickelt werden?

州によって異なるシステムが開発されることに問題がありますか。

問題がある。各電子記録システムはそれ自体で存在するのではなく、各手続（例えば、forumSTAR）と結びついているからである。部分的には異なる複数の電子記録システムは、同じ手続を利用するから、インターフェースが作られ、互いに調整してアップデートがなされなければならない。

2. 4. Können Parteien, Rechtsanwälte und dritte Personen online die elektronischen Prozessakten einsehen?

当事者、弁護士および第三者は、電子記録をオンラインで閲覧することができますか。

すべての州に共通の電子的記録閲覧ポータルが開発中であるが、現在、ベルリンを含む多くの州においては、まだ使用されていない。

2. 5. Wird die Elektronisierung der Prozessakten die Art und Weise verändern, wie Richter und Rechtsanwälte arbeiten?

訴訟記録の電子化は、裁判官や弁護士の職務の仕方を変えるでしょうか。

そのように推測される。特に、電子記録と結びついた、場に拘束されずに職務を行うことの可能性および訴訟資料の把握と構造化の可能性の観点からである。

3. Über Verhandlungen per Videokonferenz

ビデオ会議による弁論について

3. 1. Werden Videokonferenz oder Audiokonferenz zur Regulierung der Streitpunkte und zur Ordnung der Beweise sowie für die „Case Management Conference“ verwendet?

ビデオ会議または音声会議は、争点・証拠の整理のため、事件管理の協議のために利用されますか。

民事訴訟法は、映像と音声の中継の方法による口頭弁論を予定している(同法 128a 条参照)。これに関する利用の統計的把握は持ち合わせていないが、現時点では実務上の意義は極めて低いといえることができる。

3. 2. Werden Videokonferenz oder Audiokonferenz für die Güterverhandlung verwendet?

ビデオ会議または音声会議は和解弁論に利用されますか。

この質問については知見を持ち合わせていない。

3. 3. Kann ein Zeuge außerhalb eines Gerichts per Videokonferenz angehört werden?
裁判所の外でビデオ会議により証人を尋問することができますか。

民事訴訟法 128a 条はそのような可能性を想定している。ただし、送信が行われるだけであり、記録はされない。

3. 4. Wie wird ungerechtfertigter Einfluss eines Dritten auf einen Zeugen verhindert, wenn der Zeuge per Videokonferenz angehört wird?

証人がビデオ会議により尋問される場合、第三者による証人に対する不当な影響はどのように排除されますか。

この点について法律は明示的に規定していないが、通説によると、証人は尋問の間、司法職員により管理された空間にいないなければならない(Greger in: Zöller, Zivilprozessordnung, 33. Aufl. 2020, §128a ZPO, Rn. 8 およびそこに記載された文献を参照)。このようにして証人が第三者から影響を受けることを防ぐことができる。

3. 5. Warum wird die Übertragung nicht aufgezeichnet, wenn die Verfahrenshandlungen oder Vernehmung per Videokonferenz stattfindet (§128a ZPO)?

弁論や尋問がビデオ会議により行われる場合に、送信が記録されないのはなぜですか (民事訴訟法 128a 条)。

送信を記録 (録画録音) することは民事訴訟法 128a 条 3 項 1 文により認められない。立法資料(BT Drs. 17/12418, S.14)において理由が詳しく述べられている。

(上記立法資料の引用)「映像と音声の中継を記録してはならないという原則の例外を認める必要はない。弁論と証拠調べは民事訴訟法 159 条により広範な調書が作成され、調書においては同法 160 条 3 項 4 号により特に証人、鑑定人、尋問される当事者の供述が確認されなければならないことから、証拠方法が失われた場合に民事訴訟の目的にとって十分な保障がある。現時点の記録の禁止の規定は、実務においてもその価値が証明されており、記録の必要性は知られていない。記録の禁止を緩和すると、映像と音声の中継を伴わない証拠調べにおいて記録の禁止の例外事由を欠くこととの関係で、評価矛盾のおそれが生じる。」

V. 連邦司法・消費者保護省

【訪問日時】

3月5日(木) 14時~15時30分

【応対者】

民訴法等担当課課長 Barbara Jansen 氏
同課 Sina Dörr 氏

【回答の内容】

1. Über elektronischen Rechtsverkehr im Zivilverfahren

民事手続における裁判文書の電子的やりとりについて

1. 1. Wie übermittelten Gericht und Rechtsanwalt einander zuvor Dokumente, die nicht zugestellt werden mussten?

裁判所と弁護士は互いに、送達の必要のない文書を、これまでどのように送付していましたか。

現在では、紙の送付、ファックスによる送信または電子的な送信が利用されている。

1. 2. Wie wird die elektronische Klageschrift an den Beklagten zugestellt?

電子訴状はどのように被告に送達しますか。

被告に対する訴状の送達は紙媒体で送達している。被告が弁護士などの場合には beA への電子的な送達が可能である。

本人訴訟であっても承諾すれば電子的な送達は可能。beA のほかに、「安全な通信方法」が定められている。「安全な通信方法」は紙の署名に代わるものであり、署名の意義は本人であることの確認と送信する意思の確認にある。

1. 3. Haben einige Rechtsanwälte und Rechtsanwältinnen Probleme mit der passiven und aktiven Nutzungspflicht des beA-Postfachs?

beA の受動的使用義務と能動的な使用義務について弁護士は問題を抱えていますか。

弁護士は 2018 年 1 月 1 日から裁判所からの文書を電子的に受領する義務があるが、文書の送付を電子的にしなければならない義務は 2022 年 1 月 1 日からである。文書の電子的な受領についても、技術的な問題や安全性の問題などがあり、これまで何度か延期されてきたが、現在ではすでに導入されている。

1. 4. Kann ein Rechtsanwalt seinen Mitarbeitern oder Angestellten der Anwaltskanzlei Zugangsrechte an seinem beA-Postfach einräumen?

弁護士は事務所の同僚や従業員に beA へのアクセス権限を付与することができますか。

大きな弁護士事務所では、裁判所からの文書の受領の方法や代理ルールを定めなければならない。弁護士は文書について誰がアクセス可能かを決めなければならない。アクセス権限を部下に委ねることは可能であるが、弁護士自身が責任を持つ。

事件を複数の弁護士が担当する場合、文書を受領する担当の弁護士を決めなければならない。その弁護士が受領について一時的に支障が生じた場合には、弁護士の側で代わりに受領してもらうか、裁判所に申し出て受領者を変更してもらうことができる。

複数人に送信することはしない。安全性の問題もあるが、送達の時点により期限が変わってく

る可能性があるからである。

電子的な文書の送達は、電子文書を実際に送信するのであって、裁判所のサーバへのリンク先を伝達するものではない。

1. 5. Wie wird einem Gläubiger, der ein elektronisches Urteil erhält, eine Vollstreckungsklausel erteilt?

電子判決を得た債権者はどのように執行文の付与を受けますか。

執行文付与は紙媒体で行われる。執行文付与の申立ての際に電子的な判決の提出で良いのかは分からない。執行文が付与される際には、紙で印刷される。

2. Über die Elektronisierung der Prozessakten

訴訟記録の電子化について

2. 1. Welche Bedeutung und Vorteile hat die Elektronisierung der Prozessakten?

訴訟記録の電子化の意義と利点は何ですか。

2. 4. Können Parteien, Rechtsanwälte und dritte Personen online die elektronischen Prozessakten einsehen?

当事者、弁護士および第三者は、電子記録をオンラインで閲覧することができますか。

2. 5. Wird die Elektronisierung der Prozessakten die Art und Weise verändern, wie Richter und Rechtsanwälte arbeiten?

訴訟記録の電子化は、裁判官や弁護士の職務の仕方を変えるでしょうか。

裁判記録の電子化の意義は、第一に、社会の潮流にのらなければならないということにある。社会で使われるものが司法でも使われるべきである。加えて、効率性や迅速性に利点がある。複数人が訴訟記録に同時アクセスすることができる。大きな事件で当事者が多数の場合には、紙の訴訟記録を回していると、閲覧に何ヶ月もかかる。

電子化は裁判官の作業を支援する。マーキングしたり、分類したり、選別したりすることができる。

自宅で仕事ができるようになり、家庭と仕事の両立が可能になる。

2. 3. Gibt es Probleme damit, dass verschiedene Systeme (e²A, eIP, eAS...) von Ländern entwickelt werden?

州によって異なるシステムが開発されることに問題はありますか。

ドイツは連邦制が採られ、州の司法行政の自律性から、システムについては州に任されている。州を越える場合には互換性が課題である。

16州でフォーマットは共通であるが、システムは少しずつ異なる。ダイナミックに動いているところであり、インターフェースをよくしているところである。3つのシステムを1つにまと

めていかなければならない。

2. 4. Können Parteien, Rechtsanwälte und dritte Personen online die elektronischen Prozessakten einsehen?

当事者、弁護士および第三者は、電子記録をオンラインで閲覧することができますか。

裁判所内部では、必要な人のみがアクセス可能。裁判所外では、判決は匿名化して公表されるが、裁判記録は公表されない。閲覧権者のための閉じた形でのポータルサイトが作られている。

3. Über Verhandlungen per Videokonferenz

ビデオ会議による弁論について

3. 1. Werden Videokonferenz oder Audiokonferenz zur Regulierung der Streitpunkte und zur Ordnung der Beweise sowie für die „Case Management Conference“ verwendet?

ビデオ会議または音声会議は、争点・証拠の整理のため、事件管理の協議のために利用されますか。

ドイツにはケースマネジメント会議のような手続はない。裁判官が準備の一環として行う手続は、その自由裁量であることができ、電話会議やビデオ会議も可能であるが、あまり使われていない。書面のやりとりで行われることが多い。弁護士に電話をすることはある。口頭弁論期日の前に当事者が集まることはほとんどない。立法としては口頭弁論の準備が期待されているが、現実には使われていない。そもそも、どの手続にも準備が必要なわけではなく、多くの訴訟は1回の期日で終わる。

3. 2. Werden Videokonferenz oder Audiokonferenz für die Güterverhandlung verwendet?

ビデオ会議または音声会議は和解弁論に利用されますか。

口頭審理の前に行われる和解手続（Güterverhandlung）は、当事者が裁判所に集まる必要があり、ビデオ会議は利用できない。技術的な可能性を考慮していない時代の立法であり、将来的には法改正を要する。

3. 3. Kann ein Zeuge außerhalb eines Gerichts per Videokonferenz angehört werden?

裁判所の外でビデオ会議により証人を尋問することができますか。

ビデオ会議を用いた裁判所外の証人尋問、当事者尋問、鑑定は、裁判所の裁量により行うことができる。書証の取調べは、ビデオ会議ではできない。

3. 4. Wie wird ungerechtfertigter Einfluss eines Dritten auf einen Zeugen verhindert, wenn der Zeuge per Videokonferenz angehört wird?

証人がビデオ会議により尋問される場合、第三者による証人に対する不当な影響はどの

ように排除されますか。

証人尋問の前に、証人に影響が与えられる可能性があることは、法廷での証人尋問も同じである。

裁判所外の証人尋問をどのように行うのかは法律には書かれていないが、別の裁判所で行うことを想定しているのではないか。そうであれば、警備員が見ているはずである。中立性が担保されないところで実施することは考えられない。

ビデオ会議による証人尋問は裁量で行われるのであり、適切さが疑われる場合には行われな

3. 5. Warum wird die Übertragung nicht aufgezeichnet, wenn die Verfahrenshandlungen oder Vernehmung per Videokonferenz stattfindet (§128a ZPO)?

弁論や尋問がビデオ会議により行われる場合に、送信が記録されないのはなぜですか (民事訴訟法 128a 条)。

ビデオ会議の録画は刑事においては議論がある。民事においては、裁判官が交代しても、証人の供述内容は調書を見れば分かる。

VI. 連邦弁護士会

【訪問日時】

2020年3月6日(金) 14時~16時

【応対者】

弁護士 Julia von Selmann 氏

弁護士 Alfred Gass 氏

弁護士 Jeniffer Witte 氏

【回答の内容】

1. Über elektronischen Rechtsverkehr im Zivilverfahren

民事手続における裁判文書の電子的やりとりについて

1. 1. Wie übermittelten Gericht und Rechtsanwalt einander zuvor Dokumente, die nicht zugestellt werden mussten?

裁判所と弁護士は互いに、送達のない文書を、これまでどのように送付していましたか。

通常は郵便により、迅速さが必要な場合にはファックスにより送付する。ドイツにおいては、署名の要否、送達の要否に関わりなく同じように扱われてきた。受領確認が必要な書類は、受取確認書を一緒に送付する。

現在は移行期にある。民事において、弁護士は電子的に受領可能な状態にあるが、裁判所は電子的に送信する義務はない。

1. 2. Wie wird die elektronische Klageschrift an den Beklagten zugestellt?

電子訴状はどのように被告に送達しますか。

相手方が「安全な通信方法」を備えていない場合には裁判所が印刷して、受領確認書を付けて郵送する。しかし、この方法は、遅延を生じるので望ましくない。そこで司法当局は私人や私企業にも「安全な通信方法」を備えさせることを考えている。ただし、私人にそのようなことを義務づけることはできない。訴えられることは予測できないからである。司法に対する簡単なアクセスを義務づけているので、「安全な通信方法」を備えさせるのはアクセスのハードルを上げることになる。

1. 3. Haben einige Rechtsanwälte und Rechtsanwältinnen Probleme mit der passiven und aktiven Nutzungspflicht des beA-Postfachs?

beA の受動的使用義務と能動的使用義務について弁護士は問題を抱えていますか。

問題がある。弁護士が消極的であることの理由はいくつか挙げられるが、合理的な理由ではない。第1に、新しいものに対して、良い機会としてではなく、迷惑なものとして捉えられている。第2に、義務化されたため、自由な仕事をしているという職業意識・職業倫理に反している。第3に、弁護士は、年間 50～70 ユーロの負担をしなければならない。しかし、弁護士会はコストを抑えることに力を注いできた。各弁護士がそれぞれ対応すれば負担はもっと大きいはずである。最後に、わかりやすい理由として、まだこのシステムが始まったばかりで、いろいろな問題が出てくることである。しかし、みんなで使って解決していくべきである。

義務づけへの反対の意見は非常に強い。今週の水曜日（3月4日）にベルリン州弁護士会において、beA の使用を任意化しようという動議が出され、52%の賛成で通ってしまった。ベルリンの弁護士会の会長は立法を働きかけることになるが、立法者は動じないので、連邦弁護士会に働きかけることになるであろう。連邦弁護士会としては、改善・広報の契機として捉えている。

各弁護士が負担する年間 50～70 ユーロは、beA の開発、運用、IT のための人件費などである。ドイツに弁護士は 16 万 6,000 人いる。弁護士会では beA の開発に、年間 800 万～1,200 万ユーロをかけてきた。各弁護士には、それ以上の費用負担はない。

連邦弁護士会は法律により各弁護士が使用することができるようにすることが義務づけられた。開発は IT サービスプロバイダーに外注し、データバンクも外注している。連邦弁護士会は自らへの義務づけの立法に同意した。各弁護士が義務づけられるよりも負担が小さいと考えたからである。法的根拠は連邦弁護士法 31a 条であり、RAVPA(Verordnung über die Rechtsanwaltsverzeichnisse und die besonderen elektronischen Anwaltspostfächer)に定められている。

開発を行うに際して、弁護士事務所のスタッフや裁判官などの関係者と話をし、どのような機能が必要なのかを調査した。しかし、技術的には簡単なことではない。Aさんが、特定のBさんに送るだけであれば暗号化は容易である。弁護士が病気になったときに、受信したメールを選

決して同僚に送るとするのは難しい。弁護士は署名カードと暗証番号を他の弁護士に渡すことはできない。他の同僚のために暗号化し直すことができる必要があるが、この技術は難しく、費用がかかった。この点は、ハードウェアセキュリティモジュールにより解決した。何層にもセキュリティをかけて、セキュリティが破壊されると内容も破壊されるようにした。弁護士にはその必要があると考え、高いセキュリティレベルを確保した。このことを、個々の弁護士が行うことは困難である。

弁護士の守秘義務や、弁護士の司法からの独立の観点から、司法のサーバにデータを置くということはしない。

1. 4. Kann ein Rechtsanwalt seinen Mitarbeitern oder Angestellten der Anwaltskanzlei Zugangsrechte an seinem beA-Postfach einräumen?

弁護士は事務所の同僚や従業員に beA へのアクセス権限を付与することができますか。

アクセス権限を付与している。いろいろな権限の与え方がある。閲覧権限、署名権限、送信権限などである。

1. 5. Wie wird einem Gläubiger, der ein elektronisches Urteil erhält, eine Vollstreckungsklausel erteilt?

電子判決を得た債権者はどのように執行文の付与を受けますか。

この問題は「媒体の分断」の良い例である。強制執行においては執行官が紙媒体の執行令状を見せて執行を行う。これを改めようという動きがあり、簡易迅速な執行の観点から、法改正を望んでいる。

2. Über die Elektronisierung der Prozessakten

訴訟記録の電子化について

2. 1. Welche Bedeutung und Vorteile hat die Elektronisierung der Prozessakten?

訴訟記録の電子化の意義と利点は何ですか。

電子的な文書作成はドイツおよびヨーロッパにおける電子的な法的やりとりの導入および使用における本質的な要素である。電子文書ないし電子記録が存在する場合にのみ、電子文書および電子記録を管理および処理する IT システム（文書管理システム、プロセス管理システム、送信コンポーネントなど）の利点を効果的に活用することができる。記録のデジタル化の本質的な利点は 1990 年代から存在している「媒体の分断」がなくなることである。弁護士や裁判所が作成する文書は、コンピュータとワープロソフトを使って作成されるが、印刷されて記録として綴じられたり、各手続関係人に送付されたりする。送付された手続関係人が電子記録として作業をする場合、文書はスキャンされて電子的に処理される。一部の法律事務所ではすでにそうである。クライアントから手渡された紙文書は、スキャン後にクライアントに返されるか、不要であれば破棄される。

弁護士の側では記録管理におけるデジタル化の程度が異なる。法律事務所は、次第に、事務所

における業務プロセスを反映し、弁護士の電子文書の送受信コンポーネント、すなわち特別な電子の弁護士用メールボックスを組み込んだ専門的なアプリケーションを使用することが多くなっている。

裁判所は、これまでほとんどの場合に、記録を紙媒体で取り扱い、現在でも依然として、裁判所における主要な記録は紙媒体である。追加的な電子記録の取扱いは、紙媒体と電子媒体の併用であり、また、主として、増加している試験的な実施の過程で行われているものである。試験的な実施に伴い、州ごとに異なる電子記録システムが導入されている。

2022年1月1日から、弁護士などの専門的な関係人は、電子的にのみ文書を提出することが許される。これにより、裁判所において、スキャンされる文書が著しく減少することに伴い、媒体の変換が減少する。しかしながら、将来的にも裁判所における媒体の変換は必要である。弁護士強制が適用されない手続においては、市民は自らそれゆえ紙媒体で文書を提出することができるからである。もっとも、この割合は相対的には小さい。

郵便料金の節約や紙の節約による中期的な費用削減に加えて、電子文書と電子記録の使用はその利用しやすさを高めることになる。特に裁判主体と弁護士にとって柔軟に仕事をするようになる。電子記録は問題なくどこにでも持って行ったり、データを取得したりすることができる。

裁判官や弁護士の職場が地域的に拘束されることは少なくなり、裁判所や事務所以外の場所においても問題なく事件処理が可能となる。

2. 4. Können Parteien, Rechtsanwälte und dritte Personen online die elektronischen Prozessakten einsehen?

当事者、弁護士および第三者は、電子記録をオンラインで閲覧することができますか。

将来的には連邦と州の電子的記録閲覧ポータルを通じて、弁護士のための電子的な記録閲覧が行われる。このようなポータルはすでにいくつかの州では設けられている。例えば、Baden-Württemberg 州においては現時点ですでに電子的記録閲覧ポータルを通じて刑事手続の電子記録を利用することができる。中期的には今後数年の間に民事事件においてもこれは実現するであろう。

2. 3. Gibt es Probleme damit, dass verschiedene Systeme (e²A, eIP, eAS...) von Ländern entwickelt werden?

州によって異なるシステムが開発されることに問題はありますか。

2017年7月5日の「司法における電子記録の導入および裁判文書の電子的やりとりの更なる促進に関する法律」(連邦法)において、すべての手続記録は、遅くとも2026年1月1日までに、すべての裁判所と検察庁において拘束力をもって電子的に取り扱われなければならないと定められている。これは十分な時間があるようにみえるかもしれないが、e²A、eIP、eASの電子記録システムの作業は、このデジタル化の過程が実際にどれだけ労力がかかるのかを示している。様々なシステムの相互運用性(Interoperabilität)を保証するために、第1に、xJustiz 標準が存在し、詳細が定められている。裁判文書の電子的なやりとりはドイツにおいて連邦の事項ではなく州の事項であるが、文書や電子記録の作成および送信が共通の規定に従うことに配慮されな

なければならない。このような規定は、現在、様々な訴訟規則を定める政令(Verordnung)において定められ、州を越える電子記録および文書の交換が容易に可能であることが確保されている。

2. 5. Wird die Elektronisierung der Prozessakten die Art und Weise verändern, wie Richter und Rechtsanwälte arbeiten?

訴訟記録の電子化は、裁判官や弁護士の職務の仕方を変えるでしょうか。

既に述べたように弁護士・裁判官の業務態様に関して、デジタル化は、地域的な意味での職場の柔軟性をもたらすだけでなく、日常業務の中での訴訟記録の取扱いにおいても実質的な変化を意味する。依然として記録を印刷して紙媒体で業務を行うことは可能である。しかし、システムの利用により裁判官にも弁護士にも仕事が促進される可能性が生じる。第一に、システムは記録や文書、附属書類を迅速にかつ明瞭に把握することを保障する。注釈付けや構造化のためのさまざまなツールとテキストマイニング技術を組み合わせ、法情報システムのデータベースにリンクさせることで、訴訟処理を明らかに効率化し、迅速化することができる。

電子記録を導入する際には、裁判所においても法律事務所においても、このような変更のプロセスが関係する同僚や従業員と緊密に調整されなければならない。電子記録の導入の受容とそのスピードは、裁判所のサービス部門、法律事務所の従業員、裁判官、裁判官会議、従業員会議、勤務弁護士などがそのような過程の変更にどのように関与しているかに大きく依存する。

3. Über Verhandlungen per Videokonferenz

ビデオ会議による弁論について

3. 1. Werden Videokonferenz oder Audiokonferenz zur Regulierung der Streitpunkte und zur Ordnung der Beweise sowie für die „Case Management Conference“ verwendet?

ビデオ会議または音声会議は、争点・証拠の整理のため、事件管理の協議のために利用されますか。

ドイツ民事訴訟法 128a 条は、口頭弁論において（1 項）および証拠調べにおいてビデオ会議を使用する可能性を認めている。民事手続法においては弁論における口頭主義（民事訴訟法 128 条 1 項）や直接主義の手続原則が妥当する。口頭主義は両当事者（代理人）が判決をする裁判所の面前において対席して審理する原則であり、直接主義は口頭弁論と証拠調べが判決をする裁判所の面前において直接になされなければならないという原則である。これらの原則は訴訟経済のために民事訴訟法 128a 条により修正される。

各手続当事者がその場に出席することは同時的な映像と音声の中継によって代替される。これにより、関係者は移動することなく裁判手続に参加することができ、裁判所は困難なく期日を定めることができ、手続の迅速化に資する。民事訴訟におけるビデオ送信によって関係人の移動にかかる費用と時間が節約される。加えてこのことは司法へのアクセスを容易にする。

非公式のビデオ会議および電話会議は、民事訴訟法 128a 条と関係なく、いつでも、関係人との協議のうで、例えば、手続に関する予備的な討議のため、または訴訟代理人との和解交渉のために利用することができる。なぜなら、口頭弁論の原則は裁判官が期日外で訴訟代理人と連絡

を取ることを禁止するものではないからである。

3. 2. Werden Videokonferenz oder Audiokonferenz für die Güterverhandlung verwendet?

ビデオ会議または音声会議は和解弁論に利用されますか。

民事訴訟法 128a 条の規定は口頭弁論にのみ妥当する。和解弁論 (Güteverhandlung、同法 278 条 2 項)は口頭弁論に先行して行われる。このように和解弁論は口頭弁論の一部ではない。それゆえ、和解弁論には民事訴訟法 128a 条によるビデオ会議は認められない。

このことは実質的にも妥当である。というのも、当事者間の紛争を合意により解決するためには、当事者本人が和解弁論の場にいることが特に重要だからである。

3. 3. Kann ein Zeuge außerhalb eines Gerichts per Videokonferenz angehört werden?

裁判所の外でビデオ会議により証人を尋問することができますか。

できる。民事訴訟法 128a 条 2 項第 1 文は、証拠調べの対象となる人 (証人、鑑定人、正式の当事者尋問における当事者) を映像と音声の中継の方法により尋問することを認めている。128a 条の文言からビデオ尋問は当事者または証拠調べの対象者の申立てがなければならない。裁判所は当事者を聴聞した後に決定によりビデオ尋問を命じることができる。決定は裁判所の義務的裁量に委ねられる。当事者、両当事者または証拠調べの対象者の同意を要しない。

したがって、裁判所は、個々の事件において義務的裁量を行使する際に、証拠調べの対象者に対面してその直接的な印象を得られないこととビデオ尋問の利点 (手続の迅速、費用削減等) との間で衡量しなければならない。

特に証人の信頼性が裁判所の証拠評価にとって重要である場合、通常は法廷で証拠調べの対象者に対面して質問することの利益が優先されるであろう。証人の個人的特徴や非言語的振る舞いは取調べの状況により影響されうるからである。このため裁判官に面と向かって偽証をするよりも、カメラの前で偽証をする方が容易かもしれない。証拠調べの対象者は、対面で尋問される場合よりも、カメラに向かっている方が不安になったり、抑制されたりする可能性がある。他方で、当事者と対面しないことが「真実のための勇気」をより多く持つことを意味することもある。

加えて、証拠調べの対象者にとってはビデオ会議による尋問を受けることは義務ではない。裁判所において尋問を受けるために出頭することも権利として残されている。

3. 4. Wie wird ungerechtfertigter Einfluss eines Dritten auf einen Zeugen verhindert, wenn der Zeuge per Videokonferenz angehört wird?

証人がビデオ会議により尋問される場合、第三者による証人に対する不当な影響はどのように排除されますか。

第三者による証人への影響を防ぐためには、次の点が重要である。

第 1 に、ビデオ尋問は、尋問室と法廷において同時的に、相互に映像と音声の中継されることを要する。法廷での「通常の」尋問が適切な弁論の状況であることを保証しているのは視覚と聴

覚の相互作用だけである。したがって、技術的な装備は、法廷における証拠調べに匹敵する情報の流れ(Informationsfluss)を提供しなければならない。

したがって、尋問場所の技術的な装備は、例えば首振り機能のあるカメラや画面分割技術により、証拠調べの対象者とその隔てられていない周囲の全体的な印象が得られるように整えられなければならない。

例えば、テレプロンプターで読み上げること、裁判所に気づかれていない第三者や他の訴訟関係人がサインを送ること、カメラ設定を操作することなど、何らかの方法により、尋問されるべき人物に供述があらかじめ与えられることは、尋問されるべき人物とその周囲の包括的な映像によってのみ、排除することができる。

したがって、送信場所は、これらの必要な技術的要件をみたすとともに、一般に弁論の適切な実施を確保するものであることが、不可欠である。それゆえ、特に証人のビデオ尋問においては、司法職員によって管理される部屋のみが送信場所として考慮される。裁判所は、相当する技術的な装備をする機関による行政援助（裁判所構成法（GVG）158条）を利用することができる。

これに対して、当事者尋問については弁護士事務所の部屋も考えられ、鑑定人や公務員についてはその事務所も考えられる。

3. 5. Warum wird die Übertragung nicht aufgezeichnet, wenn die Verfahrenshandlungen oder Vernehmung per Videokonferenz stattfindet (§128a ZPO)?

弁論や尋問がビデオ会議により行われる場合に、送信が記録されないのはなぜですか（民事訴訟法 128a 条）。

民事訴訟法 128a 条 3 項 1 文に従い、送信は記録されない。それゆえ、裁判官はビデオ送信の使用の際には、口頭弁論を期日調書の作成についての一般的な規定によってのみ記録を残す。

このことには次のような理由がある。

関係人はその人格権（自己表現権(Recht auf Selbstdarstellung)）に対する侵害から保護されるべきである。上記の条文の文言は例外を認めておらず、それゆえ関係人が合意しても認められない。

さらに、民事訴訟法 128a 条は証拠方法の記録のための規定ではない。訴訟経済上の理由（手続の迅速、関係人にとっての時間と費用の節約）から法廷への出席義務を課さないだけにすぎない。

加えて、法廷で行われる通常の口頭弁論においても記録される可能性はない。民事訴訟法 159 条以下の調書に関する規定が適用される。

第4章 調査のまとめ

I. 裁判文書の電子化

1. 裁判所への電子文書の提出

ドイツにおいて、2018年以降、裁判所は電子的に提出された文書を受領しなければならない、2022年以降、弁護士等は文書を電子的に提出しなければならない。

もともと、地方裁判所以上の裁判所では弁護士強制が採用されているが、区裁判所においては本人訴訟が認められており、弁護士等以外の者は同年以降も紙媒体での文書の提出が許される。この場合には、裁判所が紙媒体で提出された文書をスキャンして、電子化することになり、「媒体の分断」が生じる。このように、裁判文書の電子化が徹底されないが、電子文書の使用義務が一般市民の訴訟へのアクセスの障害になるという問題は回避されている。

2. 裁判所からの電子文書の受領

2018年以降、弁護士等の専門職等は、裁判所からの文書を電子的に受領しなければならない。当初は、文書の受領を見逃してしまうおそれが指摘されたが、beAのシステムでは電子文書の受領が普段使用しているメールアドレスに通知されるように設定することができ、また、弁護士またはスタッフが定期的に受信を確認するような対応がされている。事件を複数の弁護士が担当する場合には、裁判所が複数人に送信するのではなく、弁護士が電子文書の受領を担当する者を定めなければならない。

通常の場合、訴状の送達は被告本人に対してなされるが、一般市民には電子文書の受領義務はない。裁判所は、原告代理人弁護士から電子的に提出された訴状を、印刷して、紙媒体で被告に送達しなければならない。ここでも、「媒体の分断」が生じる。

3. 電子文書の送受信

電子文書の提出は「安全な通信方法」により提出しなければならない。そのうち、裁判所と弁護士との間ではbeAと呼ばれる専用のメール送受信のシステムが用いられる。beAのシステムにおいては、弁護士が各自のIDカードにより本人認証と電子署名を行う。beAについては、連邦弁護士会がシステムの開発を引き受け、自主的に運用を行っている。システムの開発運用の費用として、各弁護士が年間50～70ユーロ程度を負担している。

弁護士には、現在でも、beAの使用に問題を抱えている者や使用の義務化に対する反対の動きもみられるようであるが、beAのシステムの改善により、セキュリティや守秘義務に関する当初の懸念は薄れ、その利便性から弁護士に受け入れられているようである。

beAのシステムでは、必ずしも弁護士本人が操作をしなければならないわけではなく、他の弁護士やスタッフにアクセス権限を付与することができる。

4. 執行手続との接続

判決が電子的に送達された場合であっても、執行文の付与は紙媒体で行われる。ここでも、「媒体の分断」が生じている。執行手続の電子化は将来的な課題とされている。

II. 訴訟記録の電子化

1. 電子化の期限

2005年に訴訟記録を電子的に取り扱うことが法律上は認められたが、現時点では、一部の裁判所において訴訟記録の電子化が進行しているところであり、すべての訴訟記録が電子的に取り扱われることの期限は2026年1月1日である（民事訴訟法298a条1a項）。訴訟記録の電子化の完全な実現までに時間を要しているのは、電子記録の管理システムの開発に時間を要するからであるが、訴訟記録の電子化は裁判官の仕事の仕方を変えることから、裁判官の理解を得ながら電子化を進めるのに時間がかかるという側面もあると思われる。

2. 電子化のメリットとデメリット

訴訟記録の電子化のメリットとして、裁判官の訴訟記録へのアクセスおよびアクセスの管理が容易になることがある。裁判官は在宅で仕事をすることが認められ、裁判所から支給されたデバイスにより、訴訟記録にアクセスすることができる。裁判官は、各自のIDカードにより本人認証や電子署名を行う。

紙媒体とは異なり、同時に複数人が訴訟記録を閲覧することができるので、例えば、訴訟記録が鑑定人の手元にあるので手続の進行が滞るということがなくなり、迅速な手続の進行に資する。また、文書が電子化されることの利点として、テキストの検索機能やコピー機能、注釈機能を利用することができる。

他方で、電子化のデメリットとして、長い文書は読みにくいことが挙げられている。

3. 管理システムの開発

ドイツにおいては連邦制が採られているため、電子記録の管理システムの開発は州に委ねられた。複数のプログラムが開発され、電子的記録の標準（データ形式を原則としてPDFとするなど）が定められている（「裁判文書の電子的やりとりに関する命令」（Elektronischer-Rechtsverkehr-Verordnung, ERVV））が、州をまたいだ移送や連邦裁判所への上訴があることから、その相互運用性が課題とされている。ノルトライン＝ヴェストファーレン州で採用されている管理システム（e2A）は、単に電子化された文書を管理するものではなく、裁判官の作業を管理、支援するものであり、裁判官のタスク管理や文書作成支援などのシステムを含んでいる。システム開発の際には、ワークフローを変更せず、「従来のワークフローをそのままデジタル化する」という方針が採用された。

4. 訴訟記録の閲覧

訴訟記録の閲覧は現在閲覧ポータルが開発中である。従来から訴訟記録の閲覧は誰にでも認められているわけではない。民事訴訟法299条2項によると、第三者は、法的利益を疎明した場合か、両当事者が同意した場合でないと、記録の閲覧が許されない。オンラインによる閲覧も同様である。申請に対して裁判所が閲覧を認める場合にはアクセス情報を伝え、ポータルサイトにアクセス情報を入力すると閲覧ができるような仕組みが予定されている。

Ⅲ. ビデオ会議の利用

1. ビデオ会議の利用状況

ドイツにおいてビデオ会議はほとんど活用されていないようである。民事訴訟法 128a 条は映像と音声、弁論や尋問が行われる場所と法廷に同時に中継されることを定めているところ、裁判所にこのような設備がないことが理由とされているが、設備が設けられていないのは、裁判官においてその必要性が感じられていないからであると推測される。証人尋問については、重要な証人であれば、裁判官は法廷においてみずから尋問をすることを望み、重要ではない証人であれば、他の裁判所の裁判官による証人尋問の方法があるので、ビデオ会議による証人尋問は必要とされていないようである。

2. ビデオ会議が利用される手続

民事訴訟法 128a 条が定めているのは、弁論および証人尋問・当事者尋問である。口頭弁論の準備のための手続としては、書面による事前手続 (276 条) が利用される。口頭審理の前に行われる和解手続 (Güterverhandlung) は、当事者が裁判所に集まる必要がありビデオ会議は利用できないが、ビデオ会議を利用した口頭弁論において和解が成立することはありうる。

3. 証人尋問における不当な影響の排除

ビデオ会議により証人尋問が行われる場合には、裁判所に送信される映像の外で証人が不当な影響を受けるおそれがあるが、重要な証人である場合や、不当な影響を受けるおそれがある場合には、ビデオ会議による証人尋問の方法は選択されない。このような不当な影響は、証人尋問が司法職員により管理された場所において行われることや、死角が少なくなるように映像が裁判所に送信されることにより、排除される。また、証人の言動や態度に不審の点がある場合には、ビデオ会議による証人尋問は中止されることになる。

4. 録画・録音

弁論や尋問がビデオ会議により行われる場合に録画や録音はされない。弁論や証拠調べについては調書が作成されること (民事訴訟法 159 条以下) で十分であり、記録 (録画や録音) の必要はないと考えられている。また、ビデオ会議は法廷への出席に代えて利用されるものであるから、弁論や尋問が法廷で行われ、映像と音声の中継を伴わない場合に録画や録音がされないのと同様に、別の場所で行われて映像と音声の中継される場合にも、録画や録音はされるべきではないと考えられている。

以上